

南米拓殖株式會社 は伯國ペラー州政府の提供せる百萬町歩の土地に於て事業を行ふ爲、昭和三年八月設立されたものである。資本金は一千萬圓で主たる事務所を東京に、伯國ペレーン市に支店がある。同社の事業は海外開拓事業並に之に附帯して商工業殊に土地の賣買、管理、經營等にしてペラー州に百萬町歩の土地を取得し、此處に移住者を送出するのである。昭和三年度より其の事業地に移民を入れ事業を開始したが、其の後同十四年十二月迄に總計三百六十家族、二千百十四人を入植せしめ入植者は各種の栽培事業に従事して居る。

同社が事業地に於て講じて居る施設の主なるものは、ペレーン市の移民收容所、棧橋、植民地内の病院、學校、宿舍、倉庫、精米所、製糖、製粉工場、カカオ乾燥場等にして、漸次他の産業施設に及ばんとして居る。

アマゾンニア産業株式會社 は伯國アマゾン河流域に於ける移民及拓殖事業並に之に關聯したる事業を行ふ爲、昭和十年十一月設立されたものである。資本金は百萬圓で、財團法人アマゾンニア産業研究所、三井、三菱、住友、東拓等の諸會社の出資に依る。主たる事務所を東京に、伯國アマソナス州パリンチンスに支店がある。同社の事業は元、財團法人アマゾンニア産業研究所が昭和五年以來其の目的として遂行し來りし前記アマソナス州に於ける邦人移民地經營上の諸般の調査研究を了したる所に從ひ開始したる植民事業を引継ぎ經營せるものにして昭和十四年末現在植民在住者約四百名に及び、植民は主として米、護謨、黃麻を栽培して居る。會社自らも、直營農場を經營してゐる。同社が事業地に於て講じてゐる施設の主なるものは、精米、製糖、製材の生産加工並に道路、船、棧橋を初め、病院、學校、宿舍等の公益施設を行つて居る。

移民團體 國民の海外發展、移民に關する思想及知識の宣傳普及は政府の施設と共に民間の施設を必要とする。其の役割を演ずるものは各府縣に在る海外協會及之に類似の移民團體である。其の目的、事業内容は大同小異

なるも要するに海外移民思想の普及發達を圖り且つ移民保護獎勵に關する諸般の調査、斡旋及施設を爲すことに在る。

尙右の外移民思想涵養、開拓指導者の養成に努めて居る移民學校其の他に類似のものは未だ其の數僅かであるが孰れも相當の活躍を續けて居る。政府の助成して居る是等移民團體名及所在地を示せば左の通りである。

移民助成團體一覽表

一、各府縣海外協會一覽表

團體名	設立年月	所在地
青森縣海外協會	昭和六年四月	青森縣廳内
岩手縣海外協會	一〇、一二	岩手縣廳内
宮城縣海外協會	七、九	宮城縣廳内
秋田縣海外協會	七、九	秋田縣廳内
山形縣海外協會	八、九	山形縣廳内
福島縣海外協會	三、五	福島縣廳内
茨城縣海外協會	六、五	茨城縣廳内
栃木縣海外協會	一二、五	栃木縣廳内

鳥取縣海外協會	和歌山縣海外協會	滋賀縣拓務協會	三重縣海外協會	愛知縣海外協會	靜岡縣海外協會	岐阜縣移民協會	信濃縣海外協會	山梨縣海外協會	石川縣移植民協會	富山縣海外移民協會	新潟縣海外協會	神奈川縣海外協會	東京府海外協會	千葉縣拓務協會	埼玉縣拓殖協會	群馬縣拓務協會
---------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	-----------	---------	----------	---------	---------	---------	---------

昭和六、八	大正七、一	昭和一〇、八	大正一三、二	昭和八、一〇	昭和二、八	昭和三、四	大正一、一	昭和二、九	大正一四、三	昭和二、一	昭和一〇、四	昭和一二、三	昭和一一、〇	昭和七、〇	昭和六、八	昭和六、四
-------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	-------

鳥取縣廳內	和歌山縣廳內	滋賀縣廳內	三重縣廳內	愛知縣廳內	靜岡縣廳內	岐阜縣廳內	長野縣廳內	山梨縣廳內	石川縣廳內	富山縣廳內	新潟縣廳內	神奈川縣廳內	東京府廳內	千葉縣廳內	埼玉縣廳內	群馬縣廳內
-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------

沖繩縣海外協會	鹿兒島縣海外協會	宮崎縣海外協會	大分縣海外協會	熊本縣海外協會	長崎縣海外協會	佐賀縣海外協會	福岡縣海外協會	高知縣拓務協會	愛媛縣海外協會	香川縣拓殖協會	德島縣拓務協會	防長海外協會	廣島縣海外協會	岡山縣海外協會	鳥根縣海外協會
---------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------

昭和一一、二	大正九、一	昭和七、一	昭和七、五	昭和八、一	昭和四、七	昭和四、一〇	昭和四、一〇	昭和四、七	昭和四、一	昭和四、二	昭和四、七	昭和四、三	昭和四、一	昭和四、一	昭和四、一
--------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

鳥根縣廳內	岡山縣廳內	廣島縣廳內	山口縣廳內	德島縣廳內	香川縣廳內	愛媛縣廳內	高知縣廳內	福岡縣廳內	佐賀縣廳內	長崎縣廳內	熊本市南千反畑町三三	大分縣廳內	宮崎縣廳內	鹿兒島縣廳內	沖繩縣廳內
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------------	-------	-------	--------	-------

二、各府縣海外移住組合一覽表

組 合 名	所 在 地	組 合 名	所 在 地
北海道海外移住組合	札幌市北四條二丁目三	信濃海外移住組合	長野縣廳内
青森縣海外移住組合	青森縣廳内	富山縣海外移住組合	富山縣廳内
岩手縣海外移住組合	岩手縣廳内	石川縣海外移住組合	石川縣廳内
宮城縣海外移住組合	宮城縣廳内	福井縣海外移住組合	福井縣廳内
秋田縣海外移住組合	秋田縣廳内	岐阜縣海外移住組合	岐阜縣廳内
福島縣海外移住組合	福島縣廳内	静岡縣海外移住組合	静岡縣廳内
山形縣海外移住組合	山形縣廳内	大阪府海外移住組合	大阪府廳内
東京府海外移住組合	東京府廳内	京都府海外移住組合	京都府廳内
埼玉縣海外移住組合	埼玉縣廳内	奈良縣海外移住組合	奈良縣廳内
群馬縣海外移住組合	群馬縣廳内	滋賀縣海外移住組合	滋賀縣廳内
茨城縣海外移住組合	茨城縣廳内	和歌山縣海外移住組合	和歌山縣廳内
神奈川縣海外移住組合	神奈川縣廳内	愛知縣海外移住組合	愛知縣廳内
千葉縣海外移住組合	千葉縣廳内	三重縣海外移住組合	三重縣廳内
山梨縣海外移住組合	山梨縣廳内	兵庫縣海外移住組合	兵庫縣廳内

三、其の他の團體の部

團 體 名	設 立 年 月	所 在 地	
鳥取縣海外移住組合	鳥取縣廳内	高知縣海外移住組合	高知縣廳内
島根縣海外移住組合	島根縣廳内	福岡縣海外移住組合	福岡縣廳内
岡山縣海外移住組合	岡山縣廳内	長崎縣海外移住組合	長崎縣廳内
廣島縣海外移住組合	廣島縣廳内	熊本縣海外移住組合	熊本縣廳内
山口縣海外移住組合	山口縣廳内	大分縣海外移住組合	大分縣廳内
愛媛縣海外移住組合	愛媛縣廳内	鹿兒島縣海外移住組合	鹿兒島縣廳内
香川縣海外移住組合	香川縣廳内	沖繩縣海外移住組合	那覇市若狭町二ノ二二 開洋會館内
佐賀縣海外移住組合	佐賀縣廳内		
德島縣海外移住組合	德島縣廳内		
北海道海外協會	昭和 六、一	札幌市南五條西五丁目八	
海外協會中央會	大正 一三、二	東京市麹町區有樂町一ノ七蠶絲會館	
海外婦人協會	昭和 二、一二	東京市麹町區內幸町一ノ三大阪ビル	
海外貿易振興會	" 一〇、七	東京市赤坂區溜池三會堂ビル	

東洋協成會	明治四〇、二	東京市麴町區内幸町大阪ビル
日本力行會	" 三一、一	" 板橋區小竹町二六四二
大阪YMCA海外協會	昭和四、八	大阪市西區土佐堀町二丁目
南洋栽培協會	大正二、五	東京市麴町區丸ノ内二ノ一八昭和ビル
南洋協成會	" 四、二	" 三ノ六
日本雜甸亞米利加協會	明治四〇、三	" 二ノ二三、三菱ビル
神戸日伯協會	大正一五、五	神戸市海岸通一
日伯中央協會	昭和七、一一	東京市麴町區丸ノ内三ノ六南洋協會内
晨星海外協會	" 九、五	官崎市第三拓殖訓練所内
海外渡航助成會	" 一〇、一二	兵庫縣廳内
日本泰協會	" 一〇、六	東京市麴町區丸ノ内九
日蘭協成會	" 五、九	" 麴町區丸ノ内二ノ一〇
熱帶文化協會	" 一〇、一二	" 京橋區橫町一ノ五梅田ビル
財團法人柳生南洋記念財團	" 四、一二	" 麴町區丸ノ内二ノ一〇
比律賓協會	" 一〇、八	" 麻布區我善坊町三二
海洋漁業協會	" 一、五	" 麴町區丸ノ内丸ビル四階
日甸協會	" 一三、七	" 麴町區下六番町一〇
南洋水産協會	" 一〇、三	" 赤坂溜池町一番地三會堂内

四、移住民學校の部

學校名	設立年月	所在地
海外教育協會	昭和八、一一	神奈川県橋本郡生田村
海外高等實務學校	" 七、六	東京市神田區淡路町一ノ一
東京植民貿易語學校	大正七、九	" 澁橋區西大久保四ノ一七〇ノ三九
日本力行會海外學校	" 一二、六	" 板橋區小竹町二六四一
八坂學院	昭和五、四	札幌市外豊平町大字月寒一三五
日本植民學校	大正一四、四	" 北六條西五丁目
廣島海外學校	昭和七、三	廣島市愛宕町
東京高等拓殖學校	" 八、五	東京市北多摩郡小平村
海外殖民學校	大正七、四	" 世田谷區北澤二ノ四四
早稻田國際學院	昭和一一、九	" 澁橋區戸塚町一ノ五五〇

財團法人海外渡航助成會其他 財團法人海外渡航助成會は昭和十年十二月二十一日拓務省の認可に依つて設立せられたる團體である。同會の目的は當省所管神戸移住教養所の身體検査で不合格となつた者及其の家族の救済保護並に移住者に対して良質低廉なる渡航支度品を供給するにある。是に依り移住者の保護救済は益々厚くなつた譯である。以上の外に財團法人海外教育協會がある。本會は昭和八年十一月二十五日、當省の認可に依つて設立せられたる團體

體である。同會の目的は在外邦人の子弟に訓育を與へ將來海外發展の基礎を樹てしめ、併せて在外子弟の教養に對する懸念を除き、邦人海外發展の獎勵を圖るに在る。而して昭和九年度には神奈川縣橋樹郡生田村に事業地十萬坪の借地權を得、此處に寄宿舎五棟及警守詰所を建築し事業を開始して居る。

第五節 外地移植民

外地に於て比較的開拓の餘地多き地方に對し、之が開拓並に指導の爲内地農業者を移住せしめ、海外の其れと相俟つて開拓獎勵の方策を講ずるは極めて緊要なる時務である。即ち外地移住民の概況を述べれば左の通りである。

朝鮮 政府に於ては昭和八年迄、此の地に移住する者に對し移住費に付補助金を交付し以つて獎勵に努めた。尙主として大正年代に於ては東洋殖産株式會社の行つた三千九百戸の内地人移民があるが、右に付ては「第四編東洋殖産株式會社」を参照されたい。政府の補助に依る移住地の主なるものに不二農村産業組合及平康産業組合等がある。

不二農村産業組合移住地 最初不二興業株式會社の經營に係り、大正十二年度より移住者を收容して居る。而して昭和三年三月右會社の事業中移住地に關する分のみを分離獨立せしめて不二農村と稱するに至つたものである。事業は全羅北道沃溝郡米面(群山府外)に在る約一千町歩の干拓事業地に内地農業者を招致し、土地を分譲し、以て獨立農創設を目的とするものにして、一戸に付水田三町歩、畑一反歩の分譲を爲し土地代、住宅代、水利組合費並に組合事務費其の他は年賦償還の方法に依つて居る。不二興業株式會社時代即ち大正十二年度以來移住者の招致を始め、昭和十三年四月末現在に於て戸數三百七十七戸に達して居る。

平康産業組合移住地 昭和三年平康産業組合設立せられ、江原道平康面に土地を選定し、同村第一回の内地人農業

者を移住せしめ、昭和十一年四月末現在に於て戸數百一戸を算へる。組合員の經營地は一戸當五町歩とし、各部落(十五戸乃至二十戸)毎に共同耕作を行ひ、以て勞力の利用を安全ならしめ土地代、住宅代、水利組合費等は年賦償還の方法に依つて居る。當移住地移民は主として茨城縣友部日本國民高等學校並に山形縣立自治講習所卒業生にして、其の經營成績は概ね良好である。

其他 前述の外に大體同趣旨及同條件の下に移住者を收容し、是に對し當省より渡航費の補助を受けたるものは豆滿農場百三十三戸、山田農場十戸、其他三十六戸である。

臺灣 臺灣に於ける内地人移植民に付ては、農業移民と漁業移民との二にして其の沿革は次の如くである。

農業移民 明治四十年の頃、島内八箇所に於て企圖されたる私營移民の計畫は失敗に歸したが、總督府に於ては明治四十三年東部臺灣に内地人移民の計畫を樹て、吉野村、豊田村及林田村を建設せしめた。昭和十四年末に於ける是等三村の合計戸口數は五百九十七戸、二千八百六十八人である。此の外大正四年臺東製糖株式會社が、總督府の補助の下に其の所有地に内地人移民を招致し、其の後別に臺東開拓株式會社を設立し、其の經營の下に更に内地人を招致したこともあるが、共に成績は良好に非ず。昭和十四年末に於て七十四戸、四百八十九人を残すに止まる状態である。

最近に於ける計畫を一瞥するに總督府に於ては昭和七年より同十一年迄に於て、臺中州北斗郡秋津村(沙津村を改名)に内地人移民約百六十戸を移植せんとするの計畫を樹て、昭和十一年度迄既に百五十六戸を收容せり。移民一戸に對しては耕地約五町歩及宅地一反五畝を割當て、之が地代金は無利息十年々賦に依り償還せしめ、其他家屋建築費、飲料水設備費、荒地開拓費、農具費、役畜費、醫療費等に付ては相當額を補助してゐる。

尙昭和十年高雄州屏東郡九塊庄に二十五戸を收容し日出村と稱し、更に同十一年百六十五戸を收容し、其の内百戸

を同郡里港庄に收容し千歳村と稱し、六十五戸は同郡九塊、鹽埤の兩庄に跨る地域に收容し之に常磐村と命名した。其の他臺中州北斗郡北斗街附近に昭和十一年度に於て豊里村(八十六戸)、同十二年度に於て鹿島村(二百戸)を建設し、同十三年度に更に五十戸を收容して同村を擴充し、其後豊里及鹿島村の區域を變更し豊里村百五十一戸、鹿島村百八十五戸とした。又臺南州嘉南共榮協會の同州斗六郡下に昭和十年度に八戸を收容したが、本事業は總督府に於て統一して行ふこととなり、昭和十一年度に三十二戸同十三年度に三十一戸を收容し榮村を建設し、又其の隣接地に昭和十三年度に三十一戸を收容し春日村を建設した。尙昭和十二年に於ては臺東廳下に五十九戸を收容し敷島村と稱した。

漁業移民 明治四十二年總督府は各地方廳に補助金を交付し、相當數の移民を招致せしめたが豫期の成績舉らず何れも離散した。其の後大正十五年及昭和二年の兩年度に於て臺北州廳當局は總督府援助の下に臺北州下蘇澳に移民四十九戸百八十九人を招致したが、移民の定住と相俟つて其の後自由に移住する者が多く昭和十二年度末に於ては内地人漁業者は二百六十九戸、千十五人の多きに達し沖合漁業を中心に相當の成績を擧げてゐる。

最近に於ける計畫を一瞥するに總督府に於ては昭和七年より同十三年度迄に於て臺東廳新港郡新港庄新港に内地人漁業移民七十戸を移植したが、尙昭和十三年度に於ては、新に修築が出来た花蓮港廳花蓮郡花蓮港街花蓮港に四年繼續を以て内地人漁業移民百戸移植の計畫を樹て其の第一年度に於て移民招致に必要な基本施設を完了し第二年度の昭和十四年度に於ては二十四戸を入植せしめ昭和十五年度には二十六戸を入植せしむる豫定である。移民に對しては漁船漁具の新調費、家屋建築費及飲料水設備等に相當の補助金を交付するの外、宅地五十坪以内、耕地五反歩以内の割當を行ひ之が助成を爲すことになつてゐる。

樺太 樺太に於ける内地人移植民は、樺太廳に於て明治三十九年以來農業移民の渡航を獎勵して居る。農業移住者

に對しては一戸に付未墾地十町歩を標準として無償貸付し、五年乃至七年以内に成墾せる者に其の貸付地全部を無償譲與する。此の外トラクターに依る拔根開墾、種子の無償給與、産業獎勵補助、開墾獎勵補助、家屋建築補助、家畜貸付等を実施するのみならず、大泊には移住者に對する休泊所をも設置して保護を與へて居る。昭和三年以後は集團植民地制を併行し島内諸所に集團植民地を設定し、移住者指導所を置き指導員を駐在せしめて農事の指導及生活萬般に渉る世話をなし又一般移民と同様の助成をなすの外更に移住費(三百圓)を補助し移民の定住助成を一層厚からしむることとした。斯くて領有後内地人農業者の移住したる者は現在約一萬餘戸に上り、其中集團移民は昭和十四年末に於て千二百二十七戸現住してゐる。

昭和八年以來移民の收容戸數は毎年集團移民百五十戸、自由移民三百戸計四百五十戸と定めたが最近五箇年の移民收容実績は左の通りである。

年次	集團移民	自由移民	計
昭和十一年	一四四	六六五	八〇九
昭和十二年	一六五	六四〇	八〇五
昭和十三年	一四三	四八〇	六二三
昭和十四年	一〇五	一一〇	二二五
昭和十四年	八一	二四六	三二七

南洋群島 南洋群島への内地人移住は固より自由であるが、從來政府に於て特に之が獎勵を講じたことはない。

南洋廳は最近パラオ支廳及ボナベ支廳管内に移住適地を選定し、農林業を目的とする移住者の入植に應じて居る。即ち一戸割當を五町歩とし三年を一期限として土地の無料貸下を行ひ、期間内に成墾したる者に對しては所定の地代金にて賣拂ふこととして居る。其の入植者收容數は昭和十四年九月末現在三百五十二戸を算して居る。南洋興發株式會社は同社農場に於ける甘蔗並にタピオカ栽培の爲時々農業移民を募集し、サイパン、テニアン、ロタ及ボナベの諸島に渡航せしめて居る。同會社は是等移民に對し渡航費及耕作資金を一箇年据置月一分の利子で前貸する。移民は一戸當約五町歩を割當てられ、五年間の契約で小作し收穫甘蔗を會社に賣却して約八割五分を小作人の所得とするものと、契約労働者として同社工場に従業するものとの別がある。是等の移民數は昭和十四年九月末現在サイパン支廳管内に於ては二千十九戸、一萬五百十九人に達して居る。



校學民國るけ於に國拓開洲滿



景風耕農なか朗くじ同



仕奉労働の童學てし用利を暇休



耕中の畑麥るけ於に洲滿

滿洲開拓地に於ける播種



同じく水田の除草





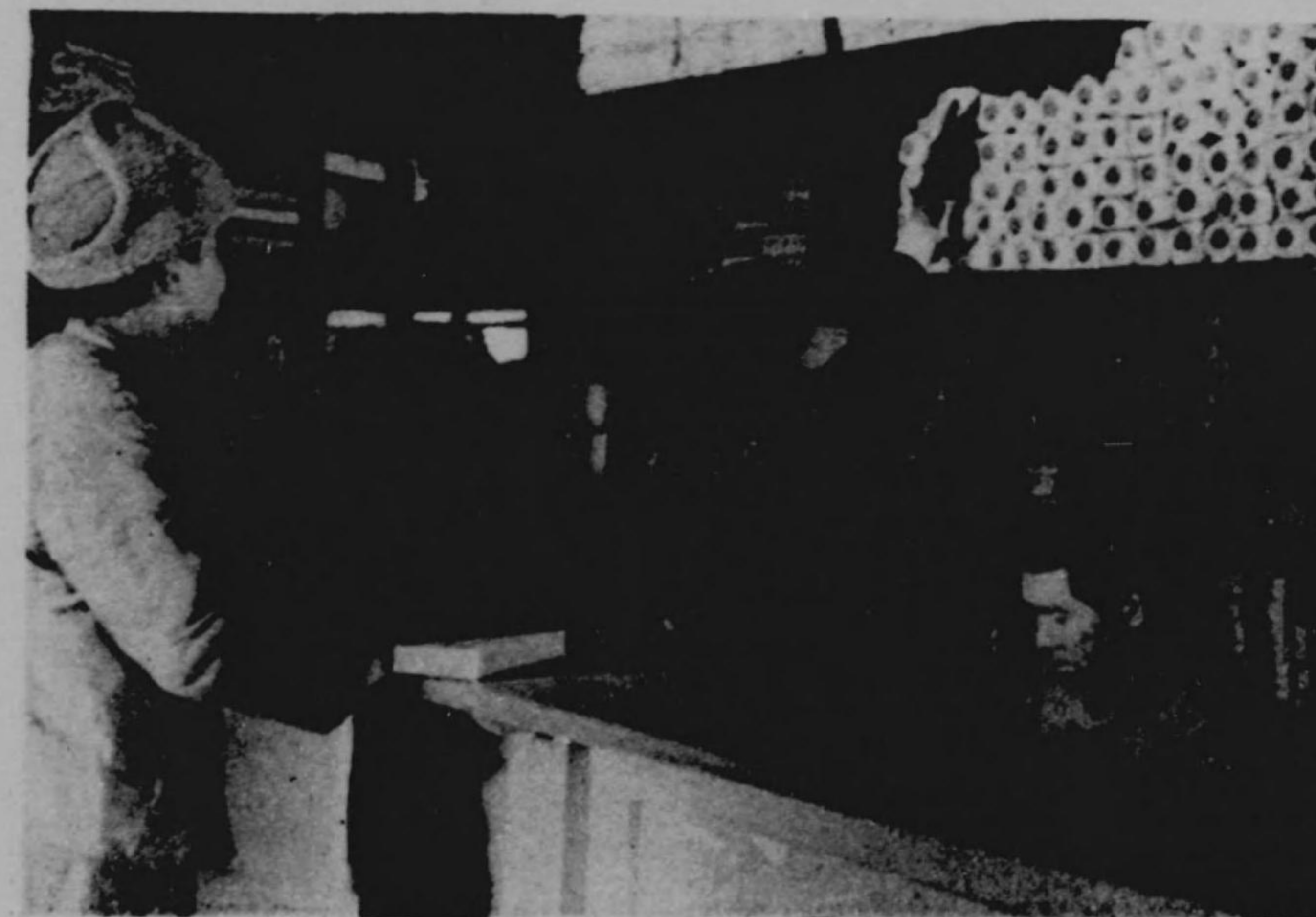
↑ 滿洲開拓地に於ける個人住宅の内部



→ 開拓團家庭婦人の副業—麻



隊勇義年青拓開洲滿)袋勳激いし嬉
(所練訓地現)



合組費消の團拓開



搬運糧の季冬るよに棧馬



業作採伐の隊勇義年青拓開洲滿

第二章 滿洲開拓民

第一節 内地人開拓民

第一概説

滿洲開拓の意義及び重要性。日滿の關係は歴史的に過れば古いことであるが、兩者の關係が實質的に密接となつたのは明治二十七八年の日清戰役以後のことであり、殊に日露戰役に於て我が國がロシアの勢力を滿洲より驅逐し彼に代つて南滿の經營を行ふやうになつてから兩者は唇齒輔車の關係となり、以て昭和六年に至つたのである。然るに同年九月滿洲事變の勃發は歴史の一大轉換となつて滿洲國なる新國家の創建となり、日滿の關係は茲に全く一變して兩國は政治・經濟・國防上一體不可分となり、文字通り共存共榮、隆替を一にするに至つた。従つて滿洲國の發展は即ち我が日本の發展にして、滿洲國を育成し、更に發展せしむることは實に我が日本の責務たり、重大使命となるに至つたのである。而して此の日滿兩國の關係を實質的に強化し、其の建國精神たる民族協和を實現し、王道樂土を建設するためには我が大和民族が多數彼の地に移住し、殊に其の農土を開發し、滿人其の他の民族と相提携しその中樞たる地位に立つて之を指導啓發することが絶対に必要であり、斯くすることによつて滿洲産業の開發を促進すると共に其の文化の向上、國防の充實に對しても多大の貢獻をなし、他面又我が農山漁村の更生、食糧の増産等にも寄與することを得るのである。如上の理由に基づき我が國は今日國策として大量の開拓民を滿洲に送出し、之を對滿國策の基調

として其の遂行に銳意努力を傾注しつゝあるが、同時に又朝鮮人の開拓民としての滿洲進出に就ても後述するが如く適當なる統制と保護助成が與へられ、内鮮開拓民の全面的發展が期せられてゐる。

今や支那事變の急速なる處理、大東亞共榮圈の確立並に緊迫せる國際情勢に對處するためには滿洲開拓政策の完遂こそは極めて喫緊の時務として一日も忽にすべからざるものとなるに至つてゐる。

沿革 滿洲開拓が我が政府によつて本格的に始められたのは滿洲建國以後のことであるが、沿革的に言へば、我が内地人による滿洲の開拓は既に其の以前より行はれてをり、其の實績として、(一)南滿洲鐵道株式會社實施除隊兵移民

(二)關東廳實施愛川村移民、(三)大連農事株式會社移民等がある。左に其の概略を述べる。

(一) 南滿洲鐵道株式會社除隊兵移民 大正三年から同六年に至る四年間に亘り、我が滿洲鐵道守備隊の除隊兵中より滿洲に定住して農耕に従事せんとする者を滿鐵の附屬地内に收容し、之に對して土地の貸付、農舎の建築、家畜及び農具の購入經營の指導等に就き諸般の便宜並に補助を供與し、且、所要資金の一部を貸與した。收容者數は合計三十四戸であつたが、種々遺憾の點があつたため、現在は初めの約半數が留つてをるに過ぎない。

(二) 關東廳愛川村移民 關東廳は大正四年金州附近に水田經營を主とする内地人十九戸を收容し、土地家屋及び農具等を支給して之が保護助成に努めた。然るに計畫に不十分な所があつた爲、大半は脱退したが、其の後補充を行ひ缺陷も補正されて殘留者七戸は何れも相當の成績を擧ぐるに至つてゐる。

(三) 大連農事株式會社移民 大連農事株式會社は南滿洲鐵道株式會社の子會社として設立せられ移住者に對して年賦償還の方法によつて土地を讓渡し、家屋の建築、農具及び家畜購入等に要する資金の貸付を行ふ外、經營の指導に當つた。創業三年間に收容した移住戸數は七十餘戸、各移住者の經營も漸次好調に向ひつゝあるが、同會社に於

ては昭和七年以降移住者の募集を停止してゐる。

尙、右の外、東亞勸業株式會社の計畫もあつたが、遂に成績の見るべきものがなかつた。それには種々の原因が數へられるが、其の中の主因は土地の取得が容易でなく、取得するも其の所有權が極めて不確實なるためであつた。

滿洲開拓民計畫 然るに滿洲事變後諸般の情勢が一變し、邦人の滿洲移住が對滿國策の遂行上極めて重要なことが深く認識せらるゝに至り、滿洲開拓民計畫の機運が熟したので昭和七年の初頭に至り、拓務省は朝野専門家の協力を得て滿洲移民計畫大綱を起草し、左の條件の下に送出計畫を立てた。

(一) 自家勞力を本位として耕作し、且經濟的に成立する自作農を設定すること

(二) 經濟的方面、其の他教育・衛生・治安等の點より考慮し、集團的に入植せしめること

(三) 身體強健・思想堅實なる者を選び、且入植前内地又は現地に於て特殊の訓練を施すこと

(四) 農村疲弊の現狀に鑑み相當程度の補助金を政府より支出すること

開拓民の試験時代 次いで現地の諸調査・諸準備も済み、同年十月特別農業開拓民四百九十三名を北滿三江省永豐鎮に入植せしめたるを初めとして第二次・第三次・第四次と爾後連年集團開拓民を送り、昭和十年に至るまで約千八百名を入植せしめた。右開拓民の中第一次・第二次開拓民は所謂武裝移民であるが、第三次・第四次以降は普通の集團農業開拓民として入植した。此の第四次開拓民までは謂はゞ試験時代といふべきであつて其の實績によつて滿洲開拓事業の可能性が歴然として證明せらるゝに至つた。

開拓國策の樹立 試験開拓民の成績優良なるに鑑み昭和十一年には第五次開拓民として一千名を送出したが、同年八月、時の内閣は滿洲開拓の重要性を深く認識し之を重要國策の一項目として採用するに至つた。仍つて拓務省に於

しては二十箇年百萬戸開拓民送出計畫を樹立し、翌昭和十二年度より之を實施した。其の具體的送出豫定數は次の通りである。

- 第一期(昭和十二年度)——同十六年度)十萬戸
- 第二期(昭和十七年度)——同二十一年度)二十萬戸
- 第三期(昭和二十二年)——同二十六年)三十萬戸
- 第四期(昭和二十七年)——同三十一年)四十萬戸

尙、右百萬戸送出計畫は、拓務省の計畫たる集團農業開拓民の外、集合及分散開拓民をも含むものである。

集團農業開拓民以外の計畫、拓務省の集團農業開拓民の送出實施以來、之とは別に民間各方面に於いて滿洲開拓民計畫が起り或は既設の機關を利用し或は特に之を目的とする新團體を組織して實行に移されたものが多い。拓務省は此等新計畫の統制を圖ると共に國策としての滿洲開拓の完遂を期する爲確實なる計畫を有するものに對しては相當の補助金を交付し其の指導監督をなして來た。此等が所謂自由開拓民(其後集合開拓民と改稱せらる)であつて其の入植の形態によつて農業・林業・煙草・商工・鑛業・鐵道自警村等の開拓民に大別されてゐた。然るに昭和十五年より半農的開拓民・商工鑛業其他の開拓民の制度が始められた結果、此等舊自由開拓民は右開拓民の何れにか包含さるゝに至つた。

滿蒙開拓青少年義勇軍、百萬戸開拓民送出計畫實施の翌年昭和十三年度より滿蒙開拓青少年義勇軍の制度が創始され、集團農業開拓民と併行して毎年多數の青少年が滿洲に送られてゐる。

滿洲開拓政策基本要綱 以上の如く滿洲開拓民の送出は昭和七年實施以來着々と進展して來たが、滿洲國の急速な

る發展と支那事變勃發後の東亞の新事態に即應するため、開拓政策は根本的に再検討の必要を認められ、日滿兩國關係當局の間に於いて審議研究の結果昭和十四年十二月、滿洲開拓政策基本要綱が確定するに至つた。本要綱の主なる事項は、基本方針としては滿洲開拓政策が日滿兩國の一體的重要國策にして、殊に新大陸政策との關係に於て最も重要なる點を強調し、且日本内地人開拓民を中核とする日滿不可分關係の強化、民族協和の達成、國防力の増強、産業の振興、農村の更生等が其の指標なることを明かにし、此の基本方針に即應して政策遂行上の各種の問題に對する處理の要綱を取上げてゐる。即ち

- 一、「移民」なる名稱に關すること
- 一、朝鮮人及び滿洲原住農民に關すること
- 一、移住地に於ける行政經濟の組織に關すること
- 一、開拓用地の整備に關すること
- 一、滿洲拓植公社及び滿鮮拓植株式會社の一體化に關すること
- 一、青少年義勇軍の訓練及び指導に關すること
- 一、營農方法・保健衛生施設・小學校教育等の諸問題に關すること

其他各般の必要なる事項二十數項に及び、爾來滿洲開拓事業はすべて本要綱を基準として運營施策さるゝに至つた。滿洲開拓民の四分、從來滿洲開拓民は集團移民及び自由移民に分れてゐたが、滿洲開拓政策基本要綱の確定によつて、開拓民は左の四種に分類せられ、昭和十五年より實施された。

(イ) 開拓農民

(ロ) 半農的開拓民(林業・牧畜・漁業等)

(ハ) 商・工・鑛業其他の開拓民

(三) 滿蒙開拓青少年義勇軍

(但渡滿後は滿洲開拓青年義勇隊)

滿蒙開拓青少年義勇軍以外の一般開拓民は移住の形態により集團・集合及び分散の三種に區分さるゝに至つた。

第二 一般開拓民

概説 一般開拓民とは青少年義勇軍を除く凡ゆる開拓民を言ふ。此等開拓民は入植後の經營形態如何により自ら開拓農民、半農的開拓民及商工鑛其他の開拓民に三大別せられる事前述の通りであるが以下之に關し若干説明を加へる。

(イ) 開拓農民 開拓政策本來の目的竝に滿洲開拓地の立地條件よりして開拓事業の核心が内地人開拓民の農業による定着を圖るに在るは言ふ迄もない。後述の集團開拓民の全部、集合開拓民の大部が所謂開拓農民と稱せられるものであり、開拓民の壓倒的多数を占めてゐる。是等開拓農民の營農形態は立地條件の如何により水田に重きを置くもの、蔬菜作に重點を置くもの、或は畜産専門で進むもの等各種各様ではあるが、何れも家族勞作たる事を基準とし、畑作を主とし一部水田作をとり入れ、之に畜産を多分に加味した有畜農業經營が最も一般的である。耕種、養畜各組織の配分如何により、穀菽、混同、主畜に大別せられるが、特殊な形態として都市近郊の蔬菜作、南滿の葉煙草主栽培、或は高度の酪農經營等が若干見られる。

(ロ) 半農的開拓民 開拓地生活安定の基礎を農業以外の林業、漁業等の經營に多分に依存するものを云ひ、林業開拓民、漁業開拓民等が此の部類に屬する。

林業開拓民とは、主として冬期間官行斫伐事業に従事し、春夏の交は里に下つて農耕にも従ふ。此等は滿洲國の森林開發の爲、積極的に内地人の林業勞働者を入植せしめたものであり、併せて農業に依る土地定着を圖るものである。

漁業開拓民は半農半漁の經營をなすものである。

滿洲の海岸、河川竝に湖沼は豊富な魚族を藏し、之が開發利用には、漁業に經驗ある開拓民の經營に俟つ所大なるものあり、目下の所鏡泊湖畔に入植したものを嚆矢とし、各河川、海岸への入植計畫がなされてゐる。

(ハ) 商、工、鑛、其他開拓民 商、工、鑛業關係者の積極的大陸移住を圖る爲、之を統制ある組織の下に送出せしむるものである。商店、鑛山、工場等の勞働者、又は中小工場の移駐が之である。此等は昭和十二年度に一部商工徒弟或は勞務者移駐として實施されたが、昭和十五年度以降に於ては、更めて商、工、鑛、開拓民として送出計畫が進められてゐる。此等開拓民は滿洲國の産業開發に協力するため内地人勞務者を移住せしめ、現地に於て日本人商、工、鑛業の實力を示現し他民族に技術的指導を爲さんとするものである。

右の中、中小工場を移駐する工業開拓民の趣旨は、(一)日滿一體の綜合的工業力擴充、(二)滿洲國北邊振興計畫に基く日本人工業開拓民の進出、(三)内地中小商工業者の職業轉換對策の三點にあり、其業種別は農機具、自動車修理、部分品、工具及ゲーシ、齒車等に互る。特に昭和十五年度よりは農機具工場に重點を置き改良農具配給の充實にも資することとなり、開拓農業の進展に大なる貢獻をなすこととなつた。

以上開拓民を經營形態別に分類したが、開拓民の中開拓農民(半農的開拓民を含む)は移住様式竝に補助の區分より見る時は集團、集合、分散に區別せられる。但從來は集團移民、自由移民に區別せられて、其の取扱ひも異にせられ

てゐたが、滿洲開拓政策基本要綱の決定に依り昭和十五年度より前記三種開拓民に整理區分せられるに至つたことは既述の通りである。

(イ) 集團開拓民 集團開拓民は二百戸又は三百戸を以て一開拓團を構成する。即ち府縣又は特定の町村等を編成區域として所定の期間内に大量集團的に一開拓地に移住するものである。二百戸、三百戸の集團移住なる爲、現地建設の過程、送金の事情等を勘案し、先遣隊(基幹並に補充先遣隊)、本隊、家族等に別れ順次入植する。

第一次彌榮村、第二次千振郷を始めとして既に第九次に至る集團開拓民は量的にも又質的にも全開拓民の中核となるべきものである。随つて之が送金に當つては後述の如く内地府縣に於て約一箇月、基幹先遣隊は更に現地訓練所に於て半年乃至十箇月、何れも所定の訓練を受け、開拓地建設に必要な團體的勤勞、精神の練磨と體驗を経ることになつてゐる。

現地入植當初約五箇年は團の建設並に營農の基礎を確立する爲、開拓團法に依る開拓團を形成して行政、經濟兩部門を一括運営し、此間に基礎建設を行ひ、引續き行政部門は街村に、經濟部門は開拓協同組合法に依る組合に、夫々移行して綜合的た農村の生成發展に邁進するのである。而して開拓團結成期間約五ヶ年間政府は後述の如く團長始め諸指導員を配屬して指導に當らしめ、開拓民助成に關しては一戸當千四百圓乃至千五百圓の補助金が交付せられる。

(ロ) 集合開拓民 集合開拓民は五十戸乃至百戸を標準とし、小集團を以て一部落を構成する。集團開拓民の様な先遣隊制度は無く一箇年間に送出するを建前とする。渡滿前の内地訓練は集團開拓民と同様である。入植地區は集團開拓團ほど大面積を要しない事は固より、其の位置に於ても都市の近郊或は交通運輸の便に近い處を選ぶ場合が多い。公共施設其他は最寄既存施設を利用し得る場合が多いので政府補助金も右に關する部分が稍々少額である。指導員は

五十戸につき團長一名の外、六箇集合に付一人の割合で保健指導員が配置せられる。集合開拓民の行政經濟機構に就ては集團の場合に準ずることとなつてゐる。

(ハ) 分散開拓民 分散開拓民は既設の集團、集合開拓民の内部若くは周邊に或は全然別個に少數獨立して入植する開拓民である。開拓團員の縁故者等が多く、此等は前記開拓民と異り一般に内地訓練は受けない。入植後は集合開拓民の場合以上に産業施設、公共施設等は既設物を利用する事多きを原則とするので、政府補助金も渡航費並個別補助のみである。

開拓民の募集、訓練

(一) 開拓民の募集 一般に集團集合開拓民の募集は各府縣に於て行ひ、應募者に付銓衡の結果所定の内地訓練を行つた上其の成績に依り府縣の推薦を待つて正式採用を決定する。

集團開拓民は先遣隊及び本隊に分れ其の時期を前後して入植すること前述の通りであるが之が募集も亦先遣隊及び本隊に區分して行ふのである。先遣隊は開拓地建設最初の基礎作業に従事するものにして本隊の約二割に相當する人員を之に充てる。先遣隊中二十名内外は基幹先遣隊と稱せられ、本隊より約一年前に渡滿し一農年に互り現地訓練を経た上補充先遣隊と共に開拓地に入り本隊入植の準備をなすものである。集團開拓民の募集區域は、從來北海道、沖繩縣は除外されてゐたが昭和十三年度よりは沖繩縣も募集區域に加へられた。應募資格中、年齢は徴兵検査終了後凡そ四十五歳迄を適當とする。尙農業者の外開拓地建設に必要な特技(大工、桶屋、指物屋、ブリキ屋、鍛工、運轉手等)を有する者も相當數募集する。身體の強健と思想の堅實とは應募資格中最も必要な條件である。尙本隊募集期間は昭和十五年度より三ヶ年に亘る事になつた。

集合開拓民の募集は先遣隊制度のないのと募集期間が一箇年であることの外は集團開拓民に準ずる。

(二) 開拓民の訓練 府縣に於ては集團、集合開拓民の應募者につき人物考査並びに身體検査を行ひ、開拓民候補者として適當と認めたる者を假採用し、之を各府縣の開拓民訓練所に於て約一箇月間の訓練を施す。訓練は開拓民をして皇國農民たる眞の自覺を體得せしむると共に共同生活に對する心構へと渡滿後に必要なる精神的修鍊を主たる目的とす。

政府の保護及助成 指導員 開拓團の建設並に經營の確立を期するため團長を始め農事、警備、畜産(獸醫)、經理、保健(醫師)の各指導員を配置してゐる(尙、指導員に就ては後に詳述する)。

補助金 開拓農民に對する日滿兩國政府の助成に關しては、開拓政策基本要綱にその原則が定められ昭和十五年度以降の入植者に適用される事となつた。之に依れば日本人開拓民に關しては原則として日本國內に於て要する經費及び個別補助は日本國政府、又共同補助は日滿兩國政府同額負擔し、滿洲國內に於ける施設及び助成は滿洲國政府之を負擔する事となつてゐる。

イ、集團開拓農民に對する補助金は一戸當り約千四百圓乃至千五百圓である。その内容は個別補助と共同補助と滿洲國內に於ける施設補助とに分れる。三百戸集團の場合を例にとれば個別補助は九百七十圓であつて、渡航費の外開田家屋其他營造物、農具、家畜等に必要なる經費の約三分の一に相當する補助であり、共同補助は一戸當り百八拾五圓で診療所、團本部施設、共同産業施設、地區内道路、電話架設其他の經費に補助せられる。滿洲國內に於ける施設補助は地區外道路費、地區外警備電話架設費其他がある。

尙、此等補助金は入植三箇年に亙つて支出せらるゝものであり(醫療施設補助費の一部は五箇年)渡航費を除いて他

は全部開拓團に一纏めに交付され、各個人への直接交付は行はない。

ロ、集合開拓農民に對する補助金は一戸當り千二百圓で、大體集團開拓農民の場合に準ずる。

ハ、分散開拓民に對する補助金は渡航費二百圓、個別補助四百圓である。

尙、滿洲國政府は治安・交通・通信・營農等に關し行政上の保護をなし、滿洲拓植公社は開拓民に對する金融・開拓地の經營に必要な諸種の斡旋をしてゐる。

開拓地の整備 開拓農民の農耕地は一戸概ね十陌を割當てられるが之を各戸に分譲し更に林地、放牧採草地、薪炭備林地等を共有地として附加する。之が用地の整備に關しては従前滿拓が當つてきたが滿洲開拓政策基本要綱に基き昭和十五年以後滿洲國政府之に當る事となつた。既に整備を完了せる總面積約壹千三百萬陌に上り整備豫定のもを併せ更に二千萬陌を越ゆる見込で、目下着々實行中の土地改良開發事業の進捗に伴ひ開拓民の爲の所要土地は充分整備し得る目的が立つてゐる。本用地の整備に當つては官公有地を先にすると共に主として未耕地を之に充てる等努めて原住民に支障を及ぼさざる様考慮せられてゐる。

開拓地の實態 入植地 各開拓地の位置は概ね北緯四三―四度乃至四七―八度の間在り、日本で言へば北海道より樺太の地帯に相當し、外國に就て言へば、歐洲中部、米國北部、加奈陀南部等に當り殊に加奈陀とは氣候風土の點に於て酷似するものありとされる。氣候は所謂大陸的氣候の常として寒暑の差甚しく一日中の氣温の差も著しい。四月の解氷期以後氣温は急速に上昇し殊に作物成長期たる五、六、七月頃の温度は日本内地の何れの地方よりも高く、耕作に非常に有利である。北海道、樺太も滿洲同様冬期は寒氣が頗る烈しいが、春より夏への氣温の上昇は滿洲より遅れる。此の點より見て滿洲の農業は青森、北海道、樺太の農業よりは遙かに恵まれてゐるといへる。作物生育期間

中に於ける日照時間が非常に長いのと相俟つて稻作の如きも同緯度の北海道等に比し遙かに有利であり北部地方（五十度の瓊瑣地方）に至るまでその栽培が可能である。作物栽培と最も密接なる關係にある無霜期間の如きも東北に於ける他の同緯度地方に比して長い。例へば同緯度の秋田は一七八日なるに對して、大連は二〇七日であり、旭川一二七日に對して、新京は一四五日であり、第一次彌榮村は一三〇日位とせられる。降水量は一般に少なく、一年間の雨量は概ね四〇〇耗乃至七〇〇耗であり、第一次彌榮村に於ては、平均四七〇耗である。月別降水量の分布を見るに六七、八、九、の四箇月間が多く、年總量の七割を占む。此の降水量が大部分農作物生育全盛期に集中されてゐる事と九月以降の收穫調製期に乾燥する事は、農業上極めて好都合である。次に滿洲の農耕地の大部分は第四紀古層又は新層に屬し其の土壤は埴土又は埴壤土であるが、北滿の新開地には屢々黒色の腐植土が見受けられる。大體弱鹽基性であつて酸性土壤は少ない。特に滿鐵本線より西部又は蒙古地方にはアルカリ土壤の甚しきものがあるが、開拓民の入植地は原則として斯る地區を避けて選定される。南滿の土壤は有機質及び窒素に乏しく加里磷酸の含量は相當多く北滿は窒素磷酸加里の三要素共一般に豊富で入植地は概ねこの北滿方面に求められる。

開拓民は全滿に亙り廣範圍に分布入植するを本旨とするが、現在集團開拓民は主として三江、東安、牡丹江、濱江、北安、龍江、吉林等の北滿地方に入植してゐる。その理由とするところは（イ）北邊充實による國防の強化を圖ること（ロ）未耕地多く且肥沃なること（ハ）地價が低廉であること（開拓民に分讓する土地原價は一町歩三十圓内外である）（ニ）人口稀薄で入植の餘地多く且原住民との間に紛議を惹起することが少きこと等である。昭和七年入植せる第一次より昭和十五年二月先遣隊の入植せる第九次開拓團に至る集團開拓團の地方別分布状態を見るに團數及び計畫戸數に於て北安省が最も多い。今之が省別入植開拓團數、計畫戸數を示せば次の如くである。

集團開拓民の地方別分布（昭和十五年三月現在）

省別	總數	入植回数									計畫戸數	割合	
		第一次	第二次	第三次	第四次	第五次	第六次	第七次	第八次	第九次			
三江省	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八、九〇〇	三三%
北安省	三七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九、〇〇〇	三三%
濱江省	二二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五、八〇〇	二六%
東安省	一九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、九〇〇	二六%
龍江省	一七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、八〇〇	二八%
吉林省	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、一〇〇	二一%
牡丹江省	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、〇〇〇	二〇%
計	一五二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三六、〇〇〇	一〇〇%

集團開拓民（從來の自由移民、以下同じ）は集團開拓民が從來主として北滿に偏して入植してゐるのに反し、全滿に散布入植してゐる。即ち昭和十五年三月末現在、吉林三二、濱江一七、三江九、牡丹江一一、東安一〇、北安八、奉天九、龍江二、間島七、安東五、興安北三、興安南一、錦州三、黑河一、通北一、新京特別市五である。此の集團開拓民の中には開拓農民の外半農的開拓民も相當數あり、而も各種の經營形態が存し、既設の社會的、經濟的施設を利用するため比較的都市の近郊及び南滿に入植してゐる。

土地の調査

而して入植地の選定に就ては、毎年春秋二季拓務省、滿洲國開拓總局、滿洲拓植公社合同して、數名の入植適地調査班を組織して入植豫定地の氣象、土壤、水質、水量、作物狀況、衛生狀態、交通、治安等を詳細に調査した後決定することになつてゐる。

戸數並編成 第一次彌榮村より第九次先遣隊までの集團開拓民の送出口數を表示すれば次の如くである。

集團開拓民送出口數調 (昭和十五年三月末現在)

年 度	次 別	送出口數	入植個所數	年 度	次 別	送出口數	入植個所數
昭和七年	第一次	四九三	一	昭和十二年	第六次	四、七三九	一八
同 八年	第二次	四九四	一	同 十三年	第七次	四、七九二	二二
同 九年	第三次	二九八	一	同 十四年	第八次	六、二四二	四〇
同 十年	第四次	五〇〇	二	同 十五年	第九次	一、九四六	六二
同 十一年	第五次	一、〇〇〇	四	計		二〇、五〇四	一五一

又集團開拓民の送出口數を府縣別に見るに、送出口數は第一次より第三次までは日本全國府縣數の四分の一乃至三分の一に過ぎないが第四次以降に於いては殆んど全國に亘り、第七次・第八次に至つては開拓民の送出口數は皆無である。之を表示すれば次の如くである。

集團開拓民出身地方別構成狀態

年 次	府 縣 數	地 方 名 又 は 府 縣 名
第一 次	一一	東北(六)、關東(兩毛)、中部(新潟)
第二 次	一六	東北(岩手なし)、關東(東京)、中部(東海三縣)
第三 次	一六	東北(宮城、福)、中部(新潟、長野)、中國(岡山)
第四 次	一八	東北(山形)、中部(山梨、岐阜)、中國(なし)、九州(福岡、佐賀)、四國(高知)
第五 次	三八	全國府縣(但、東京、大阪、兵庫、滋賀、島根、廣島、福岡、沖繩なし)
第六 次	四一	全國府縣(但、大阪、滋賀、奈良、大分、沖繩なし)
第七 次	四五	全國府縣(但、沖繩なし)
第八 次	四六	全國府縣
第九 次	四六	全國府縣

集團開拓團の編成狀況を見るに第一次より第四次までの開拓團は凡て府縣聯合形態であるが、第五次より縣單位の開拓團(黒臺信濃村)――長野縣)並に分村計畫を含む開拓團(黒臺開拓團の南郷村)――宮城縣)出現し、第六次に於ては其の六割に當る十一開拓團(宮城、山形、福島、長野、新潟、群馬、埼玉、静岡、廣島、茨城、熊本)が縣單位の開拓團より成り、第七次に於ては約七割に當る十五開拓團(宮城二、山形二、長野二、福島、新潟、群馬、埼玉、茨城、廣島、熊本、大分、香川)は縣單位の開拓團で而も其の中には村單位の開拓團(大日向村)――長野縣)及び郷單位の開拓團(庄内村)――山形縣)も發生するに至つた。尙第六次、第七次に於ける府縣聯合開拓團は概ね地方別に結合せられてゐる。更に第八次に於ては約五割の開拓團(長野二、山形三、宮城三、埼玉一、新潟二、香川一、秋田二、青森、東

京、福島、熊本、山梨、岩手）は縣單位、約四割は分村及び分郷の開拓團（鹿西、町野、白山——石川縣、下伊那、
 蓼科——長野縣、庄内、東村山——山形縣、以上郷單位、千代、上久堅、讀書、泰阜、富士見——長野縣、中川——
 埼玉縣、栗熊——香川縣、以上村單位）で府縣聯合形態は約一割となり、更に第九次に至つては府縣聯合形態は全く
 見られず、郷單位のもの六割、村單位のもの二割、府縣單位のもの二割となつた。

斯の如く團編成區域が廣範圍の混成から漸次府縣別單位に、更に郡單位數箇村による分郷から終に分村計畫へと構
 成員そのものの地縁的、血縁的關係を強め、大量送送を容易ならしめると共に、内地農村の更生發展の重要な契機
 となりつゝあるのは注目すべきである。

年次別集團開拓團編成表

年次別	府縣聯合	府縣單位	郷單位	村單位	計
第一次乃至四次	三五	一	一	一	四五
第五次	三七	一一	一	一	四八
第六次	七七	一一	一	一	九〇
第七次	七八	一三	一	一	九三
第八次	八八	一八	一	一	一〇八
第九次	一〇一	一三	一	一	一二六
計	三〇	五六	四六	一九	一五一

以上集團開拓民は經營形態より言へば總て開拓農民である。
 集合開拓民は出身府縣は内地府縣の外北海道及び樺太等も含み、大部分開拓農民であるが、特殊の經營形態を有す
 るものも相當あるので之が回数並戸數を經營形態別編成狀況より見るときは次の如くである。

集合開拓民經營形態別編成數並戸數調

(昭和十四年十二月現在)

年別	種別						合計
	開拓農民	鐵道自警村	林業開拓民	煙草開拓民	酪農開拓民	漁業開拓民	
昭和八年	一一						一一
九年	三一	七					三八
一〇年	二二	〇	四				二六
一一年	一六						一六
一二年	一八						一八
一三年	二四						二四
一四年	五五	三	五	一	二	一	六四
合計	一五二六	四二〇	三三三	一四八	七〇	一〇	二、四九六

開拓地の經營 集團開拓民は入植と同時に開拓團法に依る特殊法人たる開拓團を構成する。團は地區内の行政並に

公共事務を行ふと共に經濟協同團體として廣範圍の經濟行爲をも行ひ團長の中核的指導の下に團員の協同親和により開拓地建設に邁進し其の經營の基礎を固め理想的農村協同體たる體制を確立するを目的とする。次に開拓民が開拓團設置後開拓地經營の基礎を確立するに至る迄大體に於て經過する段階を示す。

入植地が日滿兩國政府並滿拓の共同調査を基礎とし、日滿兩國政府間の協議を経て決定すれば、團長外各種指導員の指導の下に先遣隊が先づ早春(概ね二月)所定の入植地に入植し當初概ね一ケ年間に亙り地區精査、建設設計、業務計畫の立案並に豫算の調整、其他翌春本隊の入植に必要な共同宿舍、食糧、飼料の準備、次年度建築、農耕に必要な一切の準備を整へる。此等先遣隊の努力に依る諸準備の進捗に伴ひ、本隊は先遣隊の入植の翌年春迄に過半数入植するのであるが内地の送出事情、現地の準備状態等より全部の入植は團設置後三箇年に亙る事になつてゐる。

本隊入植後概ね一年間は團全體の共同經營をなすを通例とするが、建設過程の進捗に伴ひ漸次數箇の部落に分屯し團共同より部落單位の共同へ移行する。此の間に於て農耕、建築、其の他の作業は進捗し個人家屋の建築と相俟つて、漸次家族の招致が行はれ、神社、團本部、學校、病院、農産加工場等の公共産業施設も漸次準備せられる。

團設置後三年乃至四年を経過すれば土地の準備、分割も概ね終了し此所に開拓地經營の基礎が確立せられ營農は本格的段階に達し開拓地に於ける自給も可能となり團員各個人の生活の基礎が安定確立せらるゝに至る。

此の時期に於て團は個人單位の經營に移行するを原則とするも經營部面の特殊性に應じ組單位、部落單位、又は團共同の經營を可及的に併有する。斯くて團に於ける行政、經濟機構の完備を見、其活動も本格的に活潑となる。斯くの如く概ね五箇年間の建設段階を経れば開拓團所期の使命を一應完了するを以て開拓團は此所に解消せられ、團の行政機能は新設又は新所屬の街村へ、團の經濟機能は開拓協同組合へと夫々移行する。

開拓協同組合は開拓地に入植せる開拓民を中核として、地區内に居住する原住民をも包含する經濟團體で開拓地の産業經濟の發達を圖り開拓民並に原住民の福利を増進し、以て國家經濟の發展に資するを目的とし、金融、物資の購入、販賣は勿論苟くも開拓民の福利増進に資するが如き事業は原則として全部之を行ふ。

集合開拓民の場合も集團開拓民に準じて開拓團を設置する場合があるが、大部分は既存の行政並に經濟機構にそのまま合する。入植は原則として一箇年内に終了するので集團開拓民とは若干建設の速度は異なるが經營の分化過程は大同小異である。

營農概況 (一)營農方針 從來開拓農民の戸當耕地配當面積の標準としては概ね水田一町、畑九町計十町の外に開拓團の共有地として放牧採草地、薪炭備林として適宜所要の面積を附加せらるる様になつてゐる。然し固より總ての開拓團が此の標準地區を得られるとは限らぬ。例へば第一次より第九次迄の開拓團中水田經營の困難な團は十四、五團に上り之と反對に水田を一戸當り二町歩以上を有する開拓團もある。北滿に於ける水田は畑作に比し勞力も二倍かゝる代りに收益も二倍以上に上る。従て、水田の多き所は所要耕地面積は標準より少くて良い。然し、興安各省の如く牧畜を重要視すべき經營に於てはより廣い面積を必要とし半農的開拓民の場合に於ては耕地の標準は多少異つて來る。滿洲開拓民の農業經營に對する方針は次の如くである。

(イ) 自作農主義 開拓民定着の目的を達せんが爲には先づ名實共に自作農として終始せしめねばならぬ。即ち基本要綱にも「農業經營に關しては家族的勤勞主義並に部落的協同勤勞主義を目的とし、その形態に付ては自作農を主眼とし共同經營を加味し、特に集團開拓民に付ては機械營農併用の共同經營又は必要なる鮮滿人との合作等に關し考究する」とされてゐる。

(ロ) 有畜農業 合理的なる輪作關係に加ふるに適宜家畜部分を織込み勞力の配給の合理化、地力の維持、副産物の利用、加工部門の擴充に努める。

(ハ) 食糧並飼料の自給 現地の經濟條件に適應し可及的に食糧作物並飼料作物を自作し經營並生活上の重要資料の自給に努める。

(ニ) 國防資源物資の供給 滿洲開拓民の國策性に鑑み自家用を除ける生産物は國防資源として食糧(米及麥)、馬糧(燕麥及野乾草)其他原料(羊毛、羊肉、牛乳、牛肉、牛皮)を補給し得る様開拓民の營農も出来るだけ國防國家の産業計畫に副はしめることが要請される。

(三) 經營面積と勞力 開拓民一戸當の耕地面積は家族勞力の狀況、經營手段の整備如何によつて増減はあるが從來の實績に徴するに、農業所要勞力は、水田町當り百人、普通畑作三十人乃至五十人、蔬菜作二百人内外である。従つて集團開拓民の場合を例にして見るに先遣隊入植年次より個人經營に至る期間の作付反別は諸種の建設勞力と關聯して概ね次の如き經過を辿つてゐる。即ち先遣隊時代約九反、本隊入植第一年目一町二反、第二年目二町七反、第三年目五町、第四年目七町五反、第五年目十町歩となつてゐる。十町歩を完全に耕作するためには家族勞力を充分に發揮し馬二頭と改良農具を用ひ改良新農法に依らなければならぬ。

從來の開拓地農法が已むなく原始的な在來農法に依據してゐた弊を改め眞に日本人開拓民に即した營農形態を創造するの緊要なるを認め昭和十四・十五兩年度に互り北海道より約百五十戸の指導農家及實驗農家を送出し、開拓實驗農場を北滿各地の代表的開拓地に設定し大陸新農法の創設に當らしめ着々その效を收めつゝある現狀に在る。

(三) 農耕 開拓團設置當初に於ては其の勞力の少からざる部分を團建設事業に用ふるを以て本格的に農耕に従事

し得るのは團設置後概ね四年目になる。之を昭和十四年度集團開拓團の農耕實績に徴するに第一次乃至第五次開拓團一戸當り面積は六乃至九町歩で、第六次二、八町歩、第七次一、七町歩である。

開拓地に於て栽培せられる普通作物は主として小麥、大麥、大豆、玉蜀黍、粟等である。小麥はその品質グルーテンの含量多く加奈陀小麥に匹敵し麵粉製造に好適してゐるが、從來豊凶の差が甚しい傾向があり一般滿人間には栽培面積餘り増加しなかつたが北滿克山農事試驗場に於て銳意品種改良に努め優良品種も段々育成せられ居る故有望なる作物である。

大麥は小麥以上に栽培容易であり其の反當收量も平均一石三斗余に及ぶが、從來滿人農家は小麥を馬糧として用ひ、食用とする事を知らなかつた。

日本人開拓民にとつては粟や玉蜀黍より大麥が食物として適してゐる故將來益々栽培面積は増加するであらう。其の他燕麥、ライ麥もその栽培に適する。この麥類の開拓地に適することは農耕勞力の需給關係を非常に緩和する好結果を齎す事となる。即ち、大豆、粟、玉蜀黍等の普通作物は五月上旬にならなければ栽培出来ないが、麥類は少くも一週間乃至十日間早く、四月二十日頃より播種出来るが故に播種期の勞力緩和に役立つのみならず、麥類の中耕除草は一、二回で足りるので最も勞力を要する除草期の勞力を緩和する事となる。

水稻は水利の便ある平原部では、北緯五十度の瓊瑯、黒河迄も栽培可能である。開拓地は一般に水稻作適地と見做され開田工事、用水工事の遂行により其の水田面積は逐年増加し、早生品種の選定改良、栽培法の進歩と相俟つて開拓地は漸く重要産米地域となりつゝある。陸稻は餘程高温日照時の多い夏でないといふ北滿の栽培は危険である。高粱は南滿の主要作物であり、高緯度の北滿では生育餘り良好でないが高粱の代りに麥類が適するから日本人には却つて好

都合であると言へる。大豆は北滿農民の最も重要視する作物で世界産額の六割約四千萬石を生産する。大豆の如き豈科作物を輪作内に加へる事は滿洲粗放農業の地力維持上極めて有利な役割を演ずるものである。其の他特用作物として大麻、青麻、甜菜等が有望であり葉煙草も亦良く出来る。尙蘇子、洋麻等も將來有望である。蔬菜は如何なる種類も良く出来る。トマト、胡瓜、南瓜、茄子、白菜、甘藍、大根、馬鈴薯、牛蒡に至る迄美事な出来栄である。

集團開拓團主要農作物作付面積及收穫高

年度別	作物別		收穫高	作付面積	作付割合
	種別	別水			
昭和八年度 (第一次)	大豆	1,433	1,433	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和九年度 (第二次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和十年度 (第三次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和十一年度 (第四次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和十二年度 (第五次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和十三年度 (第六次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和十四年度 (第七次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和十五年度 (第八次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和十六年度 (第九次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和十七年度 (第十次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和十八年度 (第十一次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和十九年度 (第十二次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和二十年度 (第十三次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和二十一年度 (第十四次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和二十二年 (第十五次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和二十三年 (第十六次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和二十四年 (第十七次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和二十五年 (第十八次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和二十六年 (第十九次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和二十七年 (第二十次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和二十八年 (第二十一次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和二十九年 (第二十二次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和三十年 (第二十三次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和三十一年 (第二十四次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和三十二年 (第二十五次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和三十三年 (第二十六次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和三十四年 (第二十七次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和三十五年 (第二十八次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和三十六年 (第二十九次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和三十七年 (第三十次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和三十八年 (第三十一次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和三十九年 (第三十二次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和四十年 (第三十三次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和四十一年 (第三十四次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和四十二年 (第三十五次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和四十三年 (第三十六次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和四十四年 (第三十七次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和四十五年 (第三十八次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和四十六年 (第三十九次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和四十七年 (第四十次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和四十八年 (第四十一次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和四十九年 (第四十二次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和五十年 (第四十三次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和五十一年 (第四十四次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和五十二年 (第四十五次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和五十三年 (第四十六次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和五十四年 (第四十七次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和五十五年 (第四十八次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和五十六年 (第四十九次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和五十七年 (第五十次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和五十八年 (第五十一次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和五十九年 (第五十二次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和六十年 (第五十三次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和六十一年 (第五十四次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和六十二年 (第五十五次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和六十三年 (第五十六次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和六十四年 (第五十七次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和六十五年 (第五十八次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和六十六年 (第五十九次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和六十七年 (第六十次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和六十八年 (第六十一次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和六十九年 (第六十二次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和七十年 (第六十三次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和七十一年 (第六十四次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和七十二年 (第六十五次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和七十三年 (第六十六次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和七十四年 (第六十七次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和七十五年 (第六十八次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和七十六年 (第六十九次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和七十七年 (第七十次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和七十八年 (第七十一次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和七十九年 (第七十二次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和八十年 (第七十三次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和八十一年 (第七十四次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和八十二年 (第七十五次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和八十三年 (第七十六次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和八十四年 (第七十七次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和八十五年 (第七十八次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和八十六年 (第七十九次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和八十七年 (第八十次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和八十八年 (第八十一次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和八十九年 (第八十二次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和九十年 (第八十三次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和九十一年 (第八十四次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和九十二年 (第八十五次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和九十三年 (第八十六次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和九十四年 (第八十七次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和九十五年 (第八十八次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和九十六年 (第八十九次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和九十七年 (第九十次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和九十八年 (第九十一次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和九十九年 (第九十二次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和一百年 (第九十三次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171	1,171	100%	100%
昭和一百零一年 (第九十四次)	大豆	1,171	1,171	100%	100%
	小麥	1,171			

集團開拓民主要糧穀入植次別隔當收量

入植次別	年度別			
	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度
水稻	昭和十二年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年
大豆	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年
小麥	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年
大麥	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年
燕麥	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年
高粱	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年
粟	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年
玉蜀黍	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年	昭和十二年 同 十三年 同 十四年

年度別	次五第		次六第	
	同 十三年	同 十四年	同 十三年	同 十四年
水稻	二〇・四	二二・五	一一・三	一七・三
大豆	八・九	九・三	七・三	八・七
小麥	六・一	六・四	四・二	六・五
大麥	七・五	九・五	六・二	九・五
燕麥	一四・六	八・六	八・六	二二・七
高粱	八・六	九・六	八・九	八・九
粟	九・二	八・三	七・八	七・三
計	五・六	一〇・七	一一・三	一一・三

(註) 單位は日本石とす、水稻は畝とす。

昭和十五年集團開拓農作物作付面積及收穫高見込額

(昭和十五年七月卅一日)

作物別	年度別	
	第一年度	第二年度
水稻	三二〇・一 (概)石 五五九・九	三三〇・六 五五九・九
大豆	九一・七 一六・三	一〇〇・八 一六・三
小麥	二二九・四 一・五八九	二二九・四 一・五八九
大麥	三六・五 四・二二七	三六・五 四・二二七
燕麥	七三・九 一・二八	七三・九 一・二八
高粱	二〇二・六 二・三三〇	二〇二・六 二・三三〇
粟	四七九・四 四・〇六七	四七九・四 四・〇六七
玉蜀黍	四八三・六 五・〇九七	四八三・六 五・〇九七
馬鈴薯	七六・三 一・〇〇八	七六・三 一・〇〇八
麻	三三〇・〇 五・一〇〇	三三〇・〇 五・一〇〇
類煙草	二二・三 三・一〇四	二二・三 三・一〇四
蔬菜	一五八・三 二・五八七	一五八・三 二・五八七
其他	六二二・三 六・七三三	六二二・三 六・七三三
計	二二〇・七	二二〇・七

種別	大家畜		羊		豚		山		家		兔		家		禽		蜜		蜂	
	頭數	一戸當	頭數	一戸當	頭數	一戸當	頭數	一戸當	頭數	一戸當	頭數	一戸當	羽數	一戸當	群數	一戸當	頭數	一戸當	頭數	一戸當
第一次	1,387	4.7	73	2.5	801	2.7	53	0.1	53	0.1	3,267	11.0	2,265	5.3	23	0.8	49	0.1		
第二次	1,634	3.3	241	5.0	1,277	2.8	10	0.1	51	0.1	2,655	5.3	5	0.1	49	0.1				

(註) 鐵道自警村其他調査未了の開拓團は除外す

(四) 畜産 寒地滿洲に於ける合理的營農並に生活上畜産の重要なは論を俟たざる所である。第一次開拓團入植以來各開拓團にあつても地力の維持増進、勞力配分の合理化、團員家族の榮養保持並に農家經營收益の増加等の見地より、家畜の飼養に意を用ひ、その改良増殖並に防疫に對しても甚大なる努力が拂はれ來つたが、近時は日滿兩國畜産資源の増加計畫樹立實施並に開拓團農耕の進捗に伴ひ畜産は一層急速なる進展を見るに至つた。現在飼育家畜の主なるものは馬、牛、綿羊、豚、鶏、家兔、蜜蜂等である。馬は移住日本馬、在來馬あり、役畜として使用され耕地十町歩に對し馬二頭を適當とする。牛は乳牛、役牛、肉牛であり、豚は在來種豚にパークシャー種を交配蕃殖せしめて逐次賣却する。綿羊は羊毛國策の見地よりするも頗る重要であり、將來大々的増産を圖る必要があるが、開拓團では在來種各戸當五頭乃至十頭を購入し之に「メリノ」又は「コリデル」種を交配蕃殖せしめて羊毛の改良に資し、主として共同飼育を行ひ、仔羊牡を賣却し牝は三十頭となる迄保有飼育し、以後餘りは賣却する方針である。綿羊改良の目的の爲東亞綿羊協會で、東安省龍爪に種羊牧場を設置して増産改良を圖りつゝある。尙、主要家畜家畜頭數次の如し。

集團開拓民家畜家畜頭數調 (昭和十五年三月末現在)

種別	大家畜		羊		豚		山		家		兔		家		禽		蜜		蜂	
	頭數	一戸當	頭數	一戸當	頭數	一戸當	頭數	一戸當	頭數	一戸當	頭數	一戸當	羽數	一戸當	群數	一戸當	頭數	一戸當	頭數	一戸當
第一次	1,387	4.7	73	2.5	801	2.7	53	0.1	53	0.1	3,267	11.0	2,265	5.3	23	0.8	49	0.1		
第二次	1,634	3.3	241	5.0	1,277	2.8	10	0.1	51	0.1	2,655	5.3	5	0.1	49	0.1				

次	三	四	五	六	七	八	合計
次	八八九	一、二九五	一、八九四	五、六〇五	四、三六八	二、三三四	一八、八八六
次	二〇四	三〇〇	一〇八	一〇四	一〇一	〇・六	一〇、六六
次	一、七〇	一、七〇	二、〇三三	二、三三五	八三三	三六〇	一〇、六六
次	〇・八	〇・二	〇・六	〇・六	〇・三	〇・一	二、〇一
次	六八四	八〇四	九九四	二、五七三	一、八八五	六八一	九、八三〇
次	三〇四	一、九	〇・九	〇・六	〇・五	〇・三	〇・三
次	二	六	二四	九五	一三三	八三	五八三
次	〇・〇	〇・一	〇・一	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
次	五	一〇六	四八	三六	四	四六	一六六
次	〇・〇	〇・三	〇・一	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
次	一、五五五	一、八五〇	七九	三、一九三	一、二七	三三	五、〇六九
次	七二	四三・七	〇・八	〇・八	〇・三	〇・一	〇・一
次	四	八四	一〇一	一七八	一八九	六九	九七
次	〇・〇	〇・一	〇・一	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇

集合開拓民家畜頭數調 (昭和十四年七月現在)

種別	開拓民別				種別	開拓民別			
	團體數	役畜	羊	豚		團體數	役畜	羊	豚
一般開拓農民	四三	一、〇〇四	六三二	七六二	林業開拓民	五	二二六	一	六九
煙草開拓民	六	八六	三六	三七	酪農開拓民	二	一五	一	二
蔬菜開拓民	五	二四	一	一〇五	鐵道自警民	二	三四一	五	七五九
半農半牧開拓民	五	四〇三	六七一	一九〇	合計	八九三	三、〇九九	一、八八五	一、九二四

(五) 林産 開拓地に於ける森林の伐採、造林事業、林産加工は次第に盛んとなりその成績見るべきものがある。開拓團の森林は建設當初に於ける建設用材の自給を期すると共に冬期間餘剩努力の利用に依り開拓團の經濟に有利なる弾力性を與へるものである。

開拓地に於ける造林の必要性は種々の觀點より夙に唱へられて來たが、北滿の長期に亘る酷寒に備ふる薪炭材の補給、春冬季の季節的西北強風に對する農耕地、牧草地並に宅地保護の見地より薪炭備林、防風林並に宅地林の造成は緊急不可欠のもので、各開拓團何れも入植早々に造林備林計畫を樹立し、之が造成に努め、又滿洲國林野當局は國務院訓令に基き開拓地に備林牧野併せて一戸當五陌以内の農村備林を設定し、開拓地森林資源の恒久的確保を期する事となつた。植栽苗木に付ては開拓團及び滿拓公社に於て昭和十四年春以來北滿要所十箇所に中央苗圃を開設し、銳意所要苗木生産に當りつゝある。主なる造林樹種はカラマツ、ドロノギ、ニレ、イタチハギ等である。

開拓地に於ける林産加工の主なるものは、製材、製炭、木工であつて、飽くまで自團の建築用材の自給自足、薪炭用材の自給自足を計つてゐる。

(林業開拓民は林野局管下各營林署の官行斫伐事業の官役人夫として森林勞働に従事するのであるから、本項の開拓地林産とは趣を異にする)

共同産業施設 開拓地の産業施設としては、最初は精米、精麥、製粉等の共同作業場、味噌、醬油、製油、豆粕等の製造農産加工工場等食糧飼料を補給する程度のものに過ぎないが、漸次建設の進むに従ひ、煉瓦工場、鍛工場、蹄鐵工場、木工場、自動車部、倉庫等を設け或は消費部、共済部を設くる等次第に諸種の設備が完備する。即ち、生産物の販賣部、農具其他の利用部、日用品其他農業資材の購買部、或は金融の信用部、或は農事の改良發達及び指導獎勵

に關する事業等内地の産業組合及び農會に匹敵する協同組合組織も次第に發達して行くのである。

公共施設

(一) 神社及び寺院 開拓地に於ける神社は、開拓民の敬神崇祖、報本反始の念慮に依つて各團に建立され信仰の中心、團結の核心をなしてゐる。神社造営は概ね入植後二年又は三年目に行はれ、第一次彌榮神社、第二次千振神社、第三次の瑞穂神社等がそれである。寺院も本願寺等より漸次布教師が派遣せられ、第一次より第六次まで建立されてゐる。

(二) 教育施設 開拓地の學校は一般在滿日本内地人學校と同様關東局教務部の監督下にあり、其の經營は各省日本人學校組合により管理せらるるを原則とするも、開拓團入植後若干期間は開拓地の特殊事情に應じ開拓團に委託せられてゐる。

昭和十四年十二月末現在第一次乃至第八次集團開拓團に於て指定學校九校、委託學校五十七校、計六十六校、其の他兒童三千八百二十九名教員數は百七十九名である。兒童は概ね寄宿舎に收容され、土曜、日曜日には歸宅する事となつてゐる。

集團開拓民は、附近の既存施設を利用するものが多いが、團自體で小學校を開設せるもの二十九校、其の兒童數は千百三十八名である。

(三) 衛生施設 開拓地には差したる風土病はない。滿洲の風土病は滿人の衛生思想の缺如より生ずるものである。滿洲建國以來政府は衛生思想普及に努力し、又種々の衛生施設を全滿に互つて設置するに至り、風土病も次第に減少しつゝある。開拓地に對する衛生方面の調査設備は特に考慮せられ、水質其の他の點に就ては滿鐵衛生研究所、奉天

醫科大學等に於て夫々専門的に調査研究せられてゐる。

開拓團の醫療施設としては、集團開拓團は各團毎に保健指導員たる醫師が配屬され、病院は入植第一年目より建築され無料投藥を行つてゐる。事情に依り醫師不在の集團及び集團開拓團（之も十五年度よりは六團に一名の割合を以て保健指導員を配置する）は近接開拓團施設若くは最寄り陸軍病院、滿鐵病院、福民病院等と連絡の上醫療衛生の萬全を期しつゝある。尙、産婆は各團に數名宛免許狀所有者（主として團員の妻）が居り、助産に當つてゐる。

第三 滿洲開拓青少年義勇軍

義勇軍計畫の決定 昭和十一年八月我が政府に於て二十箇年百萬戸送出的の關議決定を見たが、内外情勢の變化は此の計畫のみを以てしては到底時局に對應すべき急速なる進展を期することが困難となりたるを以て大量送出が比較的容易であり、且單獨移住の期間長く、建國精神並に滿洲開拓の重要使命を徹底せしめ得る純良なる青少年を多數送出し、現地に於て訓練し、開拓の中堅たらしむることが極めて必要となり遂に昭和十二年十一月滿蒙開拓青少年義勇軍訓練所建設の内議決定を見るに至つた。而して右閣議決定の實施方策は直ちに決定の要ある爲同年十二月二十三日拓務大臣官邸に於て内地、現地を打つて一丸とせる開拓關係機關會議を開催し、茲に「青年移民實施要綱」を決定した。該實施要綱は青年移民の目的、送員數、募集、内地訓練、輸送、現地訓練、指導員並に既定移民計畫との關係等を明らかにしたものであるが、翌十三年初頭には日滿兩國政府の青少年義勇軍に對する補助金交付の方針を決定し、内地訓練所は拓務省の委託を受けて滿洲移住協會之を擔當し、現地訓練所の指導經營は滿洲拓植委員會監督の下に滿洲拓植公社之を擔當することとなつた。

義勇軍制度の確立 滿洲開拓事業は青少年義勇軍の編成送出により一大飛躍を見るに至つたのであるが、昭和十四

年十二月滿洲開拓政策基本要綱が確定した結果、青年移民は同要綱に依つて正式に「滿蒙開拓青少年義勇軍」(現地名滿洲開拓青年義勇隊)と呼稱せらるることとなり、義勇軍の綱領、編成、訓練等は總て同要綱並に附屬書第六項に明定せられた。

訓練本部の設置 義勇軍の重要性に鑑み日滿兩國開拓機關の協力合作になる指導統制機關として新たに新京に滿洲開拓青年義勇隊訓練本部を設置して義勇隊訓練の一貫的指導統轄に當らしむることとなつた。右訓練本部の設立並に省地方費、縣又は旗の設立する滿洲開拓青年義勇隊實務訓練所に關する二つの滿洲國勅令は昭和十五年(康德七年)三月二十九日公布せられ、訓練本部分科規程と共に同年四月一日より實施せられた。

義勇軍の募集

(一) 郷土部隊編成運動 滿蒙開拓青少年義勇軍運動の進展に伴ひ、之に對する社會的關心も逐次深化し、延いて訓練生の素質向上、年齢の低下、出身縣の普遍化、或は郷土部隊編成等、募集状況の上にも判然たる反映を示して居る。今之を昭和十五年度第一次入所のものに就て見るに、四月末日迄に入所せる訓練生の數は八千二百名にして前年同期の入所數に比較せば約二千六百有餘名の増加を示して居る。又從來の募集方法に革新を加へ昭和十五年度に於ては各縣人の混合中隊編成に據らず、縣單位の中隊編成、郡單位の小隊編成方法を採り、且中隊幹部も亦郷土より府縣採用の者を附する等所謂郷土部隊の編成を目標として邁進せる所、前年同期に於ては全國中府縣單獨にて中隊編成を爲したるもの僅に三縣に過ぎざりしものが、十五年度に於ては實に十七府縣の多きに達し戦時下努力不足の叫ばれる折柄、注目すべき現象を示した。是れ實に興亞聖業を翼賛し奉る初等教育者の自發的熱意による兒童の拓殖訓練、興亞教育の實踐等教育に根柢を置く義勇軍郷土部隊編成運動に對し關係機關渾然一體となつて活動せる結果に基くもの

である。尙郷土部隊編成の結果訓練生の年齢は著しく低下し、國民學校高等科の新卒業生を以て大部分を占むる狀況を示したるも、此の事實は過去の經驗に鑑み、社會の惡風に染まざる純眞なる青年を教育者の手より「リレー式」に國家が之を引繼ぎて教育せむとする意圖の現れであり、而も此等訓練生の學業成績は極めて優秀にして、級長、副級長を勤めたる者實に一五%、一千八十八名の多きに及びたることは刮目すべき事實である。尙昭和十三年度以降十五年十二月迄の青少年義勇軍内原入所人員總計は四萬三千四百九十二名である。

(二) 指導者の養成 叙上の如く義勇軍郷土部隊編成運動は教育者の自發的奮起に依る興亞教育の實踐徹底に俟つ所頗る大なるものあり、自然初等教育者の義勇軍に對する認識を昂揚、深化せしむることは本事業の進展に大なる影響を及ぼすものなるに鑑み、拓務省に於ては全國國民學校長、高等科二年擔任教員、縣視學等より受講者を選抜し内原の義勇軍訓練所に於て教員講習會を開催したところ、昭和十四年度に於て千二百六十九名、同十五年度三千四百二十二名、計四千六百九十一名の講習終了者を出したるが、其の成果は見るべきものがある。

(三) 教學奉仕隊 國民學校教員の内原受講と併行し、日滿兩國政府は日本内地に於ける學校の夏季休暇を利用し、青少年義勇軍の送出に深き熱意を有する國民學校及青年學校の教職員等、特に青少年義勇軍郷土部隊編成運動に關與せる教職員より義勇隊教育奉仕隊員を選抜し、之を現地義勇隊訓練所に派遣して教學に協力せしむると共に訓練生に對し主として内地及郷土事情並に國際諸情勢の紹介に當らしめ、一方訓練生と寢食を共にして建設、生産等の諸作業に従事するの機會を與へ以て開拓訓練生活の體驗により興亞教育の眞髓を體得せしむる爲、昭和十五年夏、滿洲開拓青年義勇隊教學奉仕隊六百名を約一箇月間現地訓練所に派遣した。此等の奉仕隊員は現地に於て深き感激を味得し、歸郷後義勇軍運動に挺身しつづつあるの狀況にして、大なる成果を收めたるものと云ふべきである。

(四) 興亞少年隊 以上の如く國民學校、青年學校教職員の内原講習並に現地訓練所教學奉仕隊派遣等に依りて本運動の中核たるべき指導者の養成を實施する半面に於て此等の指導者を中心とする興亞教育の實踐方法に就き考究を重ね、結局昭和十五年度より國民學校初等科五年以上の男子児童全員に對し、興亞少年隊の名稱を附し、隨時興亞教育訓練を施し、時に近接町村との合同訓練を行ふ等興亞意識の普及に努め以て興亞少年隊をして義勇軍送出の母胎たらしめ、同時に國民學校初等科五年以上の女子児童全員に對し、興亞少女隊の名稱を附し、右同様の教育並に訓練を施し以て義勇軍送出の側面的運動たらしむると共に將來女子の海外發展思想の振作培養に努めしむるの方途を考究することとした。此の結果昭和十五年十二月十日現在に於て右興亞少年少女隊を結成せるもの全國に於て十七府縣の多きに達し其他の府縣に於ても昭和十六年度中に結成を完了する見込である。

(五) 兒童拓殖訓練 義勇軍郷土部隊編成運動の中心たらしむる爲、郡市單位に於て國民學校高等科二年生又は青年學校生徒にして義勇軍志望者又は義勇軍に参加するを適當と認めたる者を各學校より選抜し、之に夏季休暇又は第二學期中に一週間程度の宿泊共同拓殖訓練を施す事業は全國的に昭和十四年度より實施し來りたる處、昭和十五年度に於ては愈々本格的軌道に乗り、此の結果による昭和十六年度第一次内原入所人員は約一萬三千五百名に達する見込である。

(六) 推進團體 義勇軍郷土部隊の編成運動は以上の如く一方に於ては指導者の養成に努力し、他方に於ては兒童に對する興亞教育の徹底に努め兩々相俟つて萬全の成果を擧ぐるに努力し來りたるも、更に本運動をして一層の成果を收めしむる爲、運動の中核たるべき學校教職員を中心とし、各地方に於ては自發的に推進團體の結成せらるるもの續出して既に二十四府縣(昭和十六年三月現在)の多きに達し、尙續々結成を見んとする狀況である。

義勇軍の内地訓練

(一) 内原訓練所概要 滿蒙開拓青少年義勇軍は渡滿に先だち内地に於て皇國精神を鍛練陶冶し、質實剛健の氣風を作興し以て渡滿後滿洲建國の大業を翼賛し東洋平和確保の礎石たらしむる目的の下に、約二箇月の訓練を實施され、右訓練は其の統一を期する爲大訓練所主義により茨城縣東茨城郡下中妻村小林に設置されて居る。尙右義勇軍訓練所と相並び同郡鯉淵村に滿蒙開拓幹部訓練所を設置し、義勇軍幹部並に集團開拓民幹部の訓練養成に努力して居る。義勇軍内原訓練所入所者總數は昭和十三年度以降十五年十二月末迄に總計四萬三千四百九十二名に達するも意思薄弱並に病氣其他に依り退所せる者、昭和十五年十月三十日迄に總計二千六百六十七名、死亡者數は二十三名に達する。大體に於て内原訓練所に於ける訓練生の健康状態は頗る良好にして入所後渡滿に至る僅少の期間に於て平均體重約二貫目を増加する狀況にある。内原訓練所に於ける隊編成の方針は大體六十名を以て一箇小隊とし、三百名を以て中隊を編成し、之に中隊長以下教學、教練、農事、庶務の各指導員を附し、千五百名を以て一箇大隊を編成する。

(二) 義勇軍増健隊 義勇軍増健隊は内原訓練所より東方約一里、義勇軍訓練所河和田分所内に在り、四方松林に圍まれたる靜寂の地にして患者の療養に適して居る。本増健隊は内原訓練所入所生にして體格検査により發見せられたる無自覺性肺結核患者の比較的輕症なる者及び訓練所入所後に罹患したる結核性疾患の恢復期に在る者を收容し、作業療法或は大氣療法により其の治療と増健を圖り、此等の者をして渡滿合格者たらしむる目的を以て訓練せられて居る。

義勇軍現地訓練一般

(一) 訓練所開設、經過並に現狀 昭和十三年度義勇軍送出三萬人と決定したるにより、直ちに現地訓練所の創設に

着手し、滿洲拓植公社に於て嫩江、鐵嶺、寧安、孫吳、勃利の五箇所に基本訓練所を建設すると共に滿鐵に於ても實務訓練所十箇所を建設した。尙基本訓練所の建設が豫定通り進捗せざる場合は雨天其他の爲、入所困難の場合に備ふべき豫備宿舍として且又長期滞留中は基本訓練所に準ずる訓練を実施するものとして哈爾濱並に昌圖の二箇所に特別訓練所を設置した。昭和十四年度に於ては更に十數箇所の實務訓練所を設立する外、國防的産業の重要性に鑑み「滿洲開拓青年義勇隊吉林鑛工實務訓練所」を設立し、吉林人造石油會社之が經營に當ることとなつた。昭和十五年度に至つては更に實務訓練所四十一箇所を開設すると同時に既設訓練所の施設を充實する外、將來義勇隊並に開拓の諸部門に於ける指導者たらしむべく、義勇隊嚮導訓練所を哈爾濱特別訓練所内に新設した。

(二) 訓練所の種別及組織並に經營 義勇軍は内地訓練を終了して渡滿後「滿洲開拓青年義勇隊」と改稱され、滿洲開拓青年義勇隊訓練所に於て概ね三箇年間に開拓農民に必要な心身の鍛錬を行ひ、建國精神の徹底及び農業技術を修得せしめて居る。尙現地訓練は基本訓練所(大訓練所)に於て一箇年間、實務訓練所(小訓練所)に於て二箇年間之を実施し、各訓練所には日本法令に基づく青年學校を設置してゐる。

(イ) 基本訓練所 基本訓練所は其の訓練期間を概ね一年とし基礎訓練を実施すると共に滿洲の氣候風土衣食住等に親しましめ、滿洲國一般事情に通ぜしむるを目的とし之を小數且つ集約的ならしめ、諸施設の綜合的運営に便ならしむるが如く組織するものとし中隊を以て訓練の基本單位として居る。基本訓練所に於ては訓練生の指導陶冶に努むると共に訓練生の適性特質を査覈し各種開拓民、幹部要員其他への配分に付考慮することになつて居る。基本訓練所は訓練本部の經營に係り、現在鐵嶺、勃利、嫩江及び對店の四箇所に設置されて居る。

(ロ) 特別訓練所

特別訓練所は特別な訓練を要する訓練生を收容すると同時に、訓練所の建設狀況に依り渡滿訓練生を直ちに基本訓練所に入所せしめ得ざる場合、之に收容するプールの役割を有し、變則的基本訓練所とも稱すべき性質のもので、現在哈爾濱、昌圖、一面坡の三箇所に設置せられ、訓練本部直接經營である。

(ハ) 實務訓練所

實務訓練所には次の三種類がある。基本訓練終了生に對し基本訓練と一貫し、更に實際の訓練を徹底せしむるを目的として居る。

(1) 甲種實務訓練所

訓練終了後集團開拓農民として當該訓練地に固着せしむることを目標とし、概ね一個中隊を以て一訓練所を組織し、農事實際訓練を実施する。此の場合指導員は概ね當該開拓團の指導員を構成せしむるものである。本訓練所は政府の委託を受くる滿拓の經營に係り、現在大林訓練所以下合計三十四箇所開設されて居る。

(2) 乙種實務訓練所

訓練終了後開拓農民として他地方へ移住せしむることを目標とし、一個又は數個の中隊を以て一訓練所を組織し、農事實際訓練を実施する。指導員は移住の際可及的開拓指導員を構成せしむることは甲種訓練所と同様である。本訓練所は現在寧安訓練所以下合計四十七箇所あり、省、縣並に政府の委託に依つて滿鐵が經營してゐる。

(3) 丙種實務訓練所

訓練生の適性、特質に應じ開拓農民以外の方面に向はしむる爲特殊訓練を施すを目標とするものを丙種實務

訓練所とし、更に之を將來義勇隊又は開拓團指導員、醫師、教員其他として養成すべき者に對し基礎教育を施し、上級の専門的教育を受くるの基礎を培養するもの、及び専門的技術訓練を實施し重要鑛工部門に於ける基幹技術員を養成するものに分ち、後者に入所すべき訓練生の數は全訓練生の概ね一割程度を豫想して居る。本訓練所は訓練本部及び各種關係機關に依つて經營せらるるものであるが、現在は訓練本部の經營に係る哈爾濱の嚮導訓練所並に吉林人造石油會社の經營する吉林鑛工訓練所の二箇所がある。以上の外、教員養成の爲に鐵嶺開拓地教員養成所、醫師關係に於ては佳木斯醫科大學、旅順醫學校、新京の畜産獸醫大學等に義勇隊訓練生を委託して教育を施して居る。

(三) 訓練狀況 滿洲開拓青年義勇隊の訓練は皇道精神の本義を體し、義勇隊綱領を實踐し民族協和の中核として滿洲國の生成發展に寄與すべき各種開拓民、特に開拓農民の基底たる資質を育成訓練し以て日滿不可分關係の鞏化に資するを以て根本方針とする。而して其の訓練は廣義の意義に於ける綜合的國民生活訓練にして國民精神の陶冶、智能の啓發、心身の鍛鍊、生活技術の鍊磨等青少年の心身の發達に即應する教育的訓練内容と、國防、産業等に於ける義勇隊の特殊使命に基く訓練内容との綜合計畫に基き概ね次の如き段階を以て之を實施するを其の要領として居る。即ち

(イ) 基本訓練 訓練生をその環境に馴致せしめつつ軍事訓練、農事訓練、教學訓練を併行せしめ、訓練生の人格的基礎の啓發培養を圖る。

(ロ) 實務訓練 基本訓練と一貫し、營農の計畫的訓練を基幹として教學、軍事等の訓練と實務訓練と密接なる關係に於て施し、義勇隊訓練の綜合的完成を圖る。

(ハ) 特技訓練 義勇隊訓練生所定の訓練課程を終了し營農獨立する者に就ては諸般の技術を訓練生に修得せしめ訓練生の自力に依りて之を完成すべく、逐次移行計畫に即應して統制的且組織的に訓練生をして各種技術を鍊磨せしめ開拓地建設並に開拓農民の綜合運営を全からしむる様配慮實施して居る。

以上の如く義勇隊訓練生の訓練に就ては周到なる計畫の下に之を實施し、天晴れ義勇隊としての面目を發揮せしむるやう訓練の精到を期しつつある。

(四) 訓練生の將來 基本訓練所並に實務訓練所を通ずる三箇年の訓練終了後義勇隊は「義勇隊開拓團」に移行して獨立することとなる。精神、技術共に優秀なる此等義勇隊開拓團の將來は一般開拓團に比し大なる成果を期待されて居る。

第四 開拓團並滿蒙開拓青少年義勇軍指導員

指導員概念と其沿革 開拓團指導員は開拓團に於ける多岐に亙る事業を監理する必要から設置されてゐるのであるが、開拓民に對する關係より見れば、日滿兩國政府の保護施設として配置されるものに外ならない。開拓團指導員は昭和七年第一次武裝移民時代から我が日本政府の開拓民に對する保護施設として、現地に駐在せしめられたのである。但、第一次より第五次開拓團までは専任團長はなく、概ね農事指導員を兼任してをり、其の種類も團長、農事、畜産、警備の各指導員であり、醫師は配屬されてゐたもの、當時は開拓團では委嘱してゐたものである。昭和十五年度からは、新に經理指導員を配屬せしめ、從來の醫師は保健指導員と改稱され、指導員は總て日滿兩國政府囑託となり、身分待遇、退職或は死亡給與等一切の人事に關しては日滿兩國政府協議の結果明文化されるに至つた。

青少年義勇軍指導員は昭和十三年青少年義勇軍制度の創設と共に青年移民指導員の名稱の下に現地訓練職員、訓練

直接指導員として一般隊員と併行して募集、採用して来たのである。

開拓團指導員 開拓團指導員は集團開拓團、集合開拓團に分たれる。

(一) 集團開拓團指導員の種類と任務 集團開拓團指導員は團長、農事、畜産、經理、警備、保健の指導員であつて、三百集團の場合は農事指導員は特に二名配屬される。團長は、開拓團運営の中核體として、團務一切を管理し、外部に對しては開拓團を代表して開拓關係機關との連絡に當る等廣汎な權能と職責とを有してゐる。農事指導員は専ら開拓地の農業經營及び生産技術の改良指導等に從事する。畜産指導員は家畜の疾病驅除、豫防をなすの外家畜の改良、購入、配給等を管掌し、開拓地の有畜農業組織を確立する任務に當る。經理指導員は開拓團の會計、經理に當るのである。集團開拓團に於ては多額の資金を經理するのでその簿記、計數を明確にするため經理指導員が必要である。警備指導員は開拓團の自衛、治安確保のため兵器彈藥の整備、日滿軍との連絡、匪情蒐集等に當る。保健指導員は開拓地に於ける保健衛生に關する一切の任務を擔當し此の方面より開拓民を指導する。

(二) 集合開拓團指導員の種類と任務 集合開拓團指導員は五十戸集團に付、團長一名、保健指導員は、六箇集團に付、一名を配屬されるのであるが、之は入植形態が集團開拓團と異なるためである。されど其の任務は集團開拓團の場合と何等異るところはない。

(三) 開拓團指導員の募集並訓練

(イ) 募集 集團並に集合開拓團指導員應募資格は何れも滿二十歳徵兵検査終了後の者で身體強健、意志鞏固なることを要する。團長は前述の如く開拓團の中核的指導者たる關係上人物・閱歷・手腕に於て衆の範たることを絕對條件とし學歷に於ては中等學校卒業者又は之と同等以上の實力ある者より採用するを原則としてゐる。農事經理

指導員は當該部門の指導に當り得る者とし、畜産指導員は日本内地に於て獸醫開業の資格ある者又は滿洲國獸醫師法による獸醫の資格を取得し得る實力ある者、保健指導員は内地に於て開業の資格を有する醫師、警備指導員は陸軍の准尉以上の在郷軍人を有資格者とし、銓衡の上採用することになつてゐる。

(ロ) 訓練 指導員候補者に採用せられた者は、保健指導員を除き、何れも内地及び現地訓練を受ける。内地訓練は茨城縣東茨城郡醍醐村滿蒙開拓幹部訓練所に於て之を行ひ、期間は二箇月にして訓練は主として滿洲開拓の重要性を認識せしむると共に農業労働を通じて勤勞精神の涵養をなさしむるにある。現地訓練は滿洲國哈爾濱市滿洲開拓指導員訓練所に於て行ひ、訓練期間は約九箇月、但警備指導員の訓練期間は四箇月である。訓練は基本訓練と特別訓練とに分ち、指導員として必要な基礎知識を與へると共に、各指導員に必要な特別訓練を實施することとなつてゐる。

(四) 開拓團指導員に關する人事 開拓團指導員の人事に關しては昭和十五年三月日滿兩國政府打合の結果(一)任用及び解囑、(二)初任給と増俸、(三)退職死亡手當、(四)療治料、(五)出張、(六)懲戒等に就き細目に互り決定を見、四月より實施された。

青少年義勇軍指導員

(一) 青少年義勇軍指導員の種類 青少年義勇軍現地訓練所の訓練單位は中隊にして中隊には中隊長の外、農事、教學、教練、庶務の各指導員を置く。一箇中隊單位の訓練所に於ては中隊長は所長である。二箇中隊以上の訓練所には訓練本部が設けられ、又多數の中隊を擁する訓練所には大隊を設け大隊本部が置かれてゐる。訓練本部、大隊本部には其の規模によつて多少の相違はあるが、總務部、經理部、訓練部、増健部を置き、庶務、經理、農事、畜産、特

技、榮養、醫師、藥劑師、看護婦、女子指導員(寮母)等の各指導員が相當數配置されてゐる。

(二) 青少年義勇軍指導員の募集 應募資格の主なる點は次の通りである。(一)各指導員の共通事項としては中等學校卒業者又は之と同等以上の實力を有する年齢二十五歳以上四十五歳までの者、(二)教練指導員は陸軍豫備役尉官、同幹部候補生又は下士官、(三)高等専門學校以上又は拓殖訓練所の新卒業生にして當該學校長の推薦ある者は特別應募者として取扱ふ、(四)醫師は日本内地に於いて開業の資格を有し、年齢概ね五十歳までの者、(五)女子指導員は女子中等學校卒業以上の學歷を有する者、又は人物性情、衆の範とするに足る者にして年齢二十五歳以上四十歳未満の寡婦又は獨身者。

(三) 青少年義勇軍指導員の訓練 青少年義勇軍指導員候補者は滿洲移住協會に委嘱し、茨城縣東茨城郡鯉淵村滿蒙開拓幹部訓練所に於て訓練を實施せる後渡滿せしめ、更に哈爾濱市滿洲開拓指導員訓練所に於て訓練を施す。其の訓練期間は内地現地を通じて概ね一箇年とす。醫師に對しては内地訓練現地訓練共に行はない。榮養指導員の訓練期間は内地訓練四箇月であつて現地訓練は行はない。女子指導員(寮母)は東京市澁谷區千駄谷町聖和學苑及び茨城縣東茨城郡鯉淵村日本國民高等學校女子部に於て前後約六箇月の訓練を施す。其の訓練内容は、大體開拓團指導員に準じてゐる。

第五 厚生保護施設

一般醫療施設 各集團開拓團には專任の保健指導員駐在し、又醫療費・醫療施設に關しては、日滿兩國政府より共同補助金を支出してゐる。又集合開拓團に於ても診療所施設費・醫療器具及び藥品購入費等に對し夫々補助金を支出し、六箇團一名の割合を以て保健指導員を配置し保健衛生上の萬全を期してゐる。尙、開拓團保健指導員の自給を目

的として、昭和十五年度より佳木斯に醫科大學、齊々哈爾、哈爾濱、龍井の三箇所には開拓醫院が夫々開設せられ、更に同年度より日滿兩國政府に依り開拓醫學生の依託養成が實施せらるるに至つた。

青年義勇隊關係に於ては各大訓練所、特別訓練所に本部大病院及び大隊分院を設け、内科、外科、齒科等の醫師及び看護婦が配屬されてゐるが、特に傳染病患者を收容するため休養舎が設置されてゐる。小訓練所に於いても診療所を設置し、醫師を配して診療及び衛生の萬全に努めてゐる。又各訓練所に於ける衛生施設の外、哈爾濱に中央醫院を特設し現地の及ばざる點を補つてゐる。尙、義勇軍の食事に關しては設備の完備を圖り、各中隊に總煉瓦造の炊事場を設け或は加工場を造り、更に昭和十五年度には新たに榮養指導員を配屬して榮養改善に就て遺憾なきを期してゐる。

弔慰 開拓團員並に青少年義勇軍訓練生の死亡に關しては夙に弔慰の方法が開かれてゐるが、昭和十五年度から拓務省より弔慰金を交付することになり、更に滿洲國政府、陸軍省、開拓關係機關よりも若干を支出することに明文化された。

援護・激勵 主として青少年義勇軍を對象とするもので、各府縣青少年義勇軍送出地域に於ける父兄會の結成を援助し渡滿後訓練生に對しては、新聞・雜誌等を隨時に寄贈し援護に當つてゐる。激勵に關しては昭和十三年以降大日本青年團・大日本聯合女子青年團の協力を得、在滿義勇軍訓練生全部に對し激勵袋の寄贈を行ひ、昭和十五年度に於ては上記の外滿洲開拓協力協議會加盟婦人團體の協力を依り約四萬個の激勵袋を發送するを得た。

共濟制度 滿洲開拓政策基本要綱に基づき開拓民の開拓地移住後經濟的基礎の確立する凡そ五箇年間共濟制度を實施することになつてゐるが、具體策は目下尙研究の域にある。

開拓醫學生 開拓地に於ける保護指導員の恒久的自給の必要並に支那事變の長期化に伴ふ醫師不足の現況に鑑み、其の充足のための恒久對策として昭和十五年度より給費による開拓醫學生の養成が行はれるに至つた。醫學專門學校生徒に對しては一箇月四拾圓、大學醫學部學生に對しては五拾圓を日滿兩國折半負擔にて支給してゐるが、同年度の開拓醫學生總數は百四拾名である。

滿洲開拓青年義勇隊訓練所醫師大學引受制度 現地訓練生の醫療の萬全を期し昭和十五年度から本制度が實施されるに至つた。即ち訓練生一千名以上を收容する訓練所を中心として十一區域に分ち、日滿の大學より各中心訓練所並に各區域内實務訓練所中一個中隊以上を收容するもの五箇所に醫師を派遣することに定められた。同年度の引受學校名、訓練所名、派遣醫師數は左の通りである。

引受學校名	訓練所名	派遣醫師實數	引受學校名	訓練所名	派遣醫師實數
名古屋帝國大學	嶺江	五	日本醫科大學	一面坡	三
京城帝國大學	勃利	五	滿洲醫科大學	鐵驢	五

第六 女子拓殖狀況

女子拓殖講習會並女子拓殖訓練所 拓務省の助成の下に組織的な女子拓殖講習會を實施したのは昭和十三年度からである。偶々同年度に於ては第六次本隊は所謂試驗移民時代を経て大量開拓民送出の初年度に當り、一方滿蒙開拓青少年義勇軍制度が實施せらるるに至つたため早晚開拓民の配偶者需要が著しく増加する趨勢にあるを看取し、組織的に女子青年層に對して、滿洲開拓事業の重要性を認識せしめ、進んで大陸に進出する機運を醸成する目的を以て全國的に女子拓殖講習會を組織せしめるに至つたのであるが、各府縣に於ても逸早くこれに相呼應し、同年度には二十三省府縣に於て延數百五十餘回に亘り女子拓殖講習會、滿洲農業移民花嫁講習會、滿洲移民座談會等を開催した。引續き昭和十四、十五年度に於ては全國の府縣に於て夫々一、二回宛の講習會が實施さるる情勢となつて來た。

一方この機運と並行し、昭和十三年度以降、各府縣の各種婦人團體或は個人を經營主體とする常設的な女子拓殖訓練施設の設置を見るに至つたが、經營主體が府縣となつてゐるものに長野縣桔梗ヶ原女子拓殖訓練所、東京府女子拓殖訓練所(依囑訓練所)、愛知縣女子拓殖訓練部(追進農場内併設)等官、民合せて約六箇所に及んで居る。又、埼玉、新潟、三重、岡山四縣下の女子實業學校に於ては女子拓殖科或は女子拓殖講座を設けて居る。

女子拓殖指導者養成 女子拓殖講習會が全國的に普遍化するに伴ひ、之が訓練の統一、指導組織化の必要が起つたため拓務省に於ては昭和十四年度に於て女子拓殖指導者の養成に着手するに至つた。同年度は各府縣知事の推薦に係る女子六十八名に對し、六月下旬から十六日間日本國民高等學校女子部に於て女子拓殖指導者講習會を行ひ、八月下旬には更に滿洲の開拓地實地踏査を行はしめ、所謂耳と目による開拓事情の體驗的認識を涵養させ、當初の目的達成を期することにしたのであるが、昭和十五年度に於ても引續き之が養成を行ひ、同年度の指導員數九十三名合計百六十一名に及んで居る。尙漸進的に所要數を獲得した曉にはこれ等指導員は分村分郷計畫樹立町村又は義勇軍郷土中隊編成區域に於ける開拓民或は青少年義勇軍送出に直接、間接に關與するやう期待されて居り、進んでは各府縣に於ける女子拓殖運動の中核的組織たるべく發展性を豫約されて居る。

興亞少女隊 主として國民學校初等科六年以上及び女子青年學校を對象とし、興亞教育の實施、大陸進出の基礎的訓練を目標に昭和十五年度から栃木縣を皮切りとして實施せられたのであるが、現在約十六府縣に結成せられてゐる。

配偶者斡旋状況 開拓民配偶者の斡旋に付いては拓務省は直接關與せず、主として開拓團員個人の縁故關係及び府縣或は滿洲開拓協力協議會加盟婦人團體の斡旋に依つて適宜處理されてゐるが、拓務省としては、内地に設置せる女子拓務訓練所及び滿洲北安省鐵驪安拜開拓團に設置せる開拓女塾に對し夫々助成金を交付し、此等の訓練を経て開拓民配偶者を作るやう處置してゐる。尙、開拓女塾の建物は開拓團の施設を利用してゐるが、日本政府よりは、塾生に對する渡航費八拾圓、滿洲國政府よりは職員費、塾生生活費（食費、光熱費、被服雜費、醫療費）並に事務費に對し補助金を支出してをり、塾生の負擔によらず訓練養成の上、開拓民配偶者として斡旋する建前を取つてゐる。女子拓務訓練所の訓練内容は内地訓練たると同地訓練たるを問はず女子青年學校教科に據る普通學科の外勤勞を主とする農業實習、農産加工實習、庭訓に基く家事、作法、家庭衛生、料理等を主とし、訓練期間は概ね短期は二箇月長期は六箇月に及ぶ。尙この外開拓關係婦人團體或は各府縣海外協會、聯合女子青年團に於て隨時花嫁相談或は其の斡旋に當つて居るが主なるものとしては大日本青少年團女子部の開拓士結婚相談所に於て相談及斡旋を行ひ、日滿帝國婦人會に於ては昭和十四年以降は東京本部の外大阪府下に關西女塾を開設、既に百餘組の花嫁斡旋を行ひ、海外婦人協會に於ても海外各移住地並に滿洲開拓民に對する花嫁斡旋に當つて居り、民間婦人團體、府縣施設現地施設と相依り相俟ち、開拓民配偶者は勿論、近き將來大量に需要せらるべき青少年義勇軍配偶者の斡旋に關して、夫々萬遺憾なきを期する態勢を整へつゝある。

第七 滿洲建設勤勞奉仕隊

文部省にては昭和十四年度に於いて興亞青年勤勞報國隊を結成し、大陸に於ける集團勤勞作業を通じて興亞精神を體得せしめたのであるが、相當の効果を收めたのに鑑み、翌十五年度に於いては拓務、文部、農林三省協議の結果學

生並に一般青年を滿洲及支那に派遣することに決し、名稱も日滿を通じて滿洲建設勤勞奉仕隊と統一の上實行に移された。拓務省に於いては一般開拓團班、特設農場班、女子班、應援作業班を編成渡滿せしめたが、参加者實績は一般開拓團班二千四百八十四名、特設農場班前期班一千三百七十六名、同後期班一千四百十九名、女子奉仕隊百三名、應援作業班二千四百二十九名にして、夫々豫定人員に達した。而して昭和十五年に於ける滿洲建設勤勞奉仕隊は概ね左の如き方針と要領の下に實施せられた。

(一) 方針 現下の時局に鑑み、日滿を通ずる食糧及飼料の増産並に滿洲開拓政策の促進を圖る意圖を明確に標榜し、前年度の方針に修正を加へた點が目立つのであるが、兼ねて滿洲國の産業開發並に北邊振興工作及日本農村の更生振興に寄與する目的の下に日滿兩國の勤勞青年を以て滿洲建設勤勞奉仕隊を編成し農耕、土木その他の生産並に建設事業に勤勞奉仕せしめ此等の實踐を通じて滿洲國建國の理想を把握し、興亞の大精神を體得せしむるを主眼としたのである。

(二) 實施要領 概ね左の通りであるが、前年度に較べると名稱、組織、編成に於て相當の修正が加へられて居る。即ち名稱は日滿を通じて一本建とし組織に於て前年度の甲種（一般青年隊）、乙種（學生生徒隊）を別記の如く改め、新たに特殊作業隊に女子青年團を参加せしめたのである。編成に關しても前年度は一中隊百三十名の中隊單位編成であつたが昭和十五年度は小隊基準とし、原則として一府縣一小隊五十名とした。尙運營機關としては文部省の外拓務、農林兩省が参加せること前記の通りで、拓務省としては輸送、訓練、連絡に當つたのである。

(イ) 名稱 日滿を通じて「滿洲建設勤勞奉仕隊」とすることに改められた。前年度日本側は「興亞青年勤勞報國隊」と稱し滿洲國側は「滿洲建設勤勞奉仕隊」と稱してゐたが、紛淆を避ける意味から統一さるるに至つた。

(ロ) 組織並に編成 勤勞奉仕隊の組織は前記の如く甲種、乙種の制度が修正され昭和十五年度は開拓生産隊、特殊作業隊、開拓應援作業隊の三種となつたのであるが、概言すれば夫々左の如き要領で勤勞奉仕に當つた。

開拓生産隊 播種期より收穫期まで凡そ六箇月間特設農場(水田農場及び畑作農場)に於て勤勞に當つた。日本農村青年及び農學校生徒を主流とし、主として食糧及び飼料の生産に當り或は開拓建設に従事した。

特殊作業隊 日滿兩國の青年、就中特技を修むる者を主流として動員し、夏期一箇月乃至一箇月半、主として國境建設、軍事、教學、醫療、獸醫、鑛工、土木、農事、畜産等の指導に當らしめた。尙女子班は家事作業に勤勞奉仕を行つた。

開拓應援作業隊 主として日本農村青壯年を關係縁故開拓團に勤勞奉仕せしめ、開拓團建設、生産の促進應援に資せしむる目的の下に行はれたものである。

幹部並隊の編成 勤勞奉仕隊の幹部はその種類に應じ道府縣役職員、學校教職員、青年團幹部、在郷軍人分會幹部、農會其他農業團體幹部、協和會役職員等の中から簡拔された。

而して隊の編成としては開拓生産隊の中、一般青年隊は道府縣單位に適當員數を以て編成し、特殊作業隊は奉仕作業の種類に應じ特務班を編成、又開拓應援作業隊は一團一班を原則に當該開拓團出身府縣町村の者が之に當つた。

(ハ) 勤勞奉仕期間 開拓生産隊は播種期から六箇月とし、基幹員を除き原則として三箇月交代の前期、後期の二班制を以て實施された。特殊作業隊は夏期に凡そ一箇月乃至一箇月半、開拓應援作業班は適宜の時期に凡そ二箇月勤勞奉仕に従事した。

(ニ) 現地に於ける施設及給與其他

施設及給與 食糧及び飼料の増産に勤勞奉仕せしむるため現地側關係機關に於て宋、薩爾圖、鶴山、寶清、白家の五箇所に特設農場を設置し、作業上必要なる施設をしたが、此等は滿洲開拓青年義勇隊訓練所建設豫定地及び開拓團入植地と關聯を持つて居り、勤勞奉仕隊の作業が開拓民の先遣隊的役割となつたのである。

(1) 醫療 醫療は原則として隊附醫療班が當つたが必要に應じ、滿洲國、滿洲國赤十字社、南滿洲鐵道株式會社の援助を受けて居る。現地としては醫療の整備に努め隊員は出發前嚴重なる身體検査及び豫防注射を行ひ、彼我相俟つてその萬全を期したのである。

(2) 生産物の處置 特設農場に於ける生産物は日本側に提出すること、その他生産物は原則として勤勞を受けた者の取得と定められてゐた。

第二節 朝鮮人開拓民

第一 在滿朝鮮人開拓民

朝鮮人の滿洲に於ける交渉は歴史的、地理的因縁深く且つ緊密なものがある。皇紀五十年を前後して扶餘族の一派高句麗は滿洲に進出し、其の後裔たる渤海は滿洲全土のみならず遠く露領沿海州の一部を併呑した古い史實を有してゐる。然るに其の後大清帝國を創建した太宗帝及其の後裔の諸帝は滿洲を祖先發祥の地として神聖視し、他種族の入滿を禁じ又一方當時の韓國政府の鎖國政策は渡滿者を越江罪として罰した爲、近世の初期に至る迄長年間朝鮮人の滿洲進出は殆んど不可能視されてゐたが、自然的趨勢には抗する事が出来ず、又明治初年頃から渡滿禁止令も撤廢されたので、近代朝鮮人の滿洲進出は茲にその勢を増し、貧困農民及勞働者の渡滿する者日に多きを加へるに至つた。併

し乍ら所謂舊東北軍閥政權時代に於ける官憲、地主等朝鮮人移民に對して苛斂誅求の横暴を極め、爲に彼等は常に不安・焦燥・壓迫に怯えつつも、尙幾多の犠牲を拂ひ悪戰苦闘を繼續し來つたのである。然るに偶々昭和六年滿洲事變突發し、亞いで民族協和、王道樂土を國是とする滿洲帝國建設せられ、日滿兩國は一體不可分の緊密な關係を結び鮮滿亦一如の精神具現化せられるや、朝鮮人の滿洲への關心著しく昂調し、大陸に進出する者日に増加し毎年五萬を數へるに至つた。滿洲移住朝鮮人の戸口總數は其の移動性の激しいのと奥地調査の至難なるに因つて正確を期することは出来ないが、昭和十四年末の調査に依れば二十一萬五千戸、百十六萬三千人で、更に上記以外の調査漏れをも推定加算すれば在滿朝鮮人の實數は優に百四、五十萬人と看るべきであらう。而して此等在滿朝鮮人の約八割は農業に従事して居る者であり而も其の過半數は間島省及舊東邊道に營農してゐるものであるが、彼等は日夜孜々として曠野を拓き今や數十萬町歩の未墾地を開墾するに至り、滿洲國の寶庫充實に貢獻しつつある。

滿洲事變前に於ける施設 朝鮮を後にして大陸の沃野に憧れ渡滿した朝鮮人の多くは、赤手空拳何等の資本を有しない爲、日夜の奮闘努力に依り得た秋收も滿人地主へ納める小作料に或は高利債務の支拂に搾取せられ、殊に甚しきは舊軍閥の苛斂誅求に因り、農耕資金は勿論日々の生活の糧にも追はるるが如き悲惨な生活を餘儀なくせしめられてゐた。そこで韓國當時の統監府は間島に臨時派出所を設け、種々の保護施設を講じて此等同胞の伸展を圖つて來たが、更に併合後朝鮮總督府は益々其の施設を擴充し、各地に朝鮮總督府職員を駐在せしめて直接朝鮮人の保護に當らしめ、外務省、滿鐵會社等と協力し年々多額の經費を支出して教育・衛生・獸疫豫防・金融・産業救済等に關する各般の施設を爲すと共に其の充實に努めて來た。

滿洲事變後に於ける施設 滿洲事變と共に蜂起した暴逆な兵匪・共匪・土匪の魔手を逃れ、鐵道沿線其の他の市街に

雪崩の如く避難し來つた奥地居住朝鮮同胞の數は一時的であつたが間島及表滿洲に於て各三萬餘人の多き上つた。朝鮮總督府は此等避難民の救護處理の爲新京に事務官を派遣駐在せしめた外、各避難地中重要箇所を臨時に多數の職員を配置し尙又總督府内にも相當の職員を増員し、軍部、大使館、領事館等と協力して避難民の救済に遺憾なきを期した。次いで滿洲國の建國成るや滿洲の情勢全く一變し、多年舊軍閥の誅求に喘ぎつあつた在滿朝鮮人は漸次生活の更生を期し得るに至つたが、此の劃期的な現象は又一面鮮内の一般民衆に大きな刺戟を與へる結果となり、新に多くの渡滿者を誘致することとなつた。爰に於て總督府は此等朝鮮人の保護撫育に一層拍車を加ふるの要あるを認め、先づ既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育・醫療・金融・産業等の諸施設を益々積極的に擴充し、亞いで事變及北滿大水害に因る罹災朝鮮農民中、原地歸還不能者に對する恒久的安定處置として、昭和六年度に鐵嶺、昭和八年度に榮興及河東、昭和九年度に興和、昭和十年度に三源浦の五安全農村を建設し夫々約二町五反歩の水田を割當て彼等をして將來自作農たらしめんと企圖し昭和十二年から土地家屋代其の他建築費に對し年賦償還を開始した。各農村の情況を表示すれば左の通りである。

安全農村の概況 (昭和十四年十二月現在)

農村別	戸數	作付水田面積 (町)	稅收量 (石)
榮興 (元營口)	一、八三二	四、一〇六	一〇五、四二五
鐵嶺	三、八三三	九二五	二、三、三七四
河東	七六六	一、六五五	四五、八〇〇

興和(元綏北)	四八〇	一、〇九六	二二、四二八
三源浦	一七二	三五五	一〇、八一六
計	三、六三三	八、一三七	二一、八四三

又間島地方は思想的に極めて複雑であり、滿洲事變以前より不逞團の巢窟共匪の根據地として善良なる朝鮮農民は絶えず其の迫害を蒙り、殊に滿洲事變直後に在つては王徳林の擾亂があり、又兵匪・共匪隨所に跋扈し殺害・放火・掠奪拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の鮮農は陸續として安全地帯に避難する状態であつた。總督府は此等朝鮮農民救済の爲凡ゆる障害を排し極力應急的保護を加へると共に彼等の安定策として間島に集團部落を建設することとした。右部落は自衛自作の一種特異の農民部落であつて、昭和七年度に九箇所、同八年度に十六箇所、更に同九年には五箇所を建設した。本施設の實現は間島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫することとなるを以て、匪賊は必死の勢を以て部落建設作業に妨害を試み、數十回に互り襲撃を敢行したが、自衛團は常に應戦し克く之を排撃して其の事業を完成した。本部落は地理的に見て要所々々を占據してゐるが爲に間島治安上最も効果的な一大役割を演ずるものであつて、總督府は此等集團部落に收容した朝鮮農民の爲、各般の施設を集中し將來模範農村たらしむべく努力して來た。

尙間島に對しては總督府は別に昭和七年より東洋拓殖會社と協定し、同社をして向ふ五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し目下着々進捗中であるが、昭和十四年八月末日に於ける實績は創定戸數二千九百十九戸、所要土地面積一萬三千四百五十五町歩、之に要した資金は百七十四萬餘圓に達してゐる。

昭和十二年十二月一日滿洲國に於ける我が國の治外法權が撤廢されると同時に、集團部落及安全農村の施設は擧げて總督府より滿洲國に移讓し、滿洲國は總督府の方針を踏襲し其の指導監督に努むることとなつた。

朝鮮農民の滿洲新規入植 總督府は鮮内よりの新移住者が年々數萬人に上る實狀に鑑み、彼等の統制及安定を圖る之に依て滿洲國の統治及産業開發に貢献し、同時に朝鮮に於ける過剩人口の調整に資し、更に内地に於ける朝鮮人労働問題の解決に寄與するの極めて重要なを認め、朝鮮人の滿洲開拓事業を經營せしむる爲、昭和十一年制令を發布し、同年九月鮮滿拓殖株式會社を京城に設置せしむると共に、又滿洲國に於ては康徳三年勅令を發布し新京に鮮滿拓殖株式會社の全株出資に係る鮮滿拓殖株式會社(康徳五年七月鮮滿拓殖株式會社と改稱す)を設置した。

鮮滿拓殖株式會社の事業は、(一)滿鮮拓殖株式會社に對する投資、(二)西北鮮に於ける拓殖事業、(三)拓殖訓練所の事業であり、滿鮮拓殖株式會社の事業は、(一)東亞勸業株式會社の引繼事業、(二)新規事業としては、(イ)朝鮮よりの開拓農民移殖事業、(ロ)既住在滿朝鮮農民の安定事業、(三)金融事業等である。

滿鮮拓殖株式會社創立以來同會社の社有地に入植せしめた朝鮮(主として南鮮各道)よりの集團開拓民の年次省別戸數は左表の通り九千四百十二戸であるが、此等集團開拓民に對しては滿洲國側及會社に於て農業上其他諸般の指導監督を爲し、當會社は一戸當農耕地(主として畑)四町歩程度を配當すること、入植旅費は昭和十四年度以降總督府より補助することとし、食糧費・家屋・耕牛・農具其他の營農費は之を貸付し、土地の熟田化を待つて年賦償還方法に依り土地・建物・耕牛代の償還完了と共に自作農たらしむる計畫である。此等の開拓民部落では總督府及滿洲國の補助に依り教育・警備等の施設を行つてゐる。

朝鮮人集團開拓民入植調 (昭和十四年十二月末現在)

省名	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	計
間島	二,二八〇	一,八二四	一,〇七四	五,一七八
奉天			三五八	三五八
通化		六〇四	三七〇	九七四
吉林		四二六	八三三	一,二五九
牡丹江			九一一	九一一
龍江			三五二	三五二
錦州	一九八		五一	五一
計	二,四七八	二,八五四	四,〇八〇	九,四一二

尙昭和十四年には右に掲げた集團開拓民の外、集合開拓民として黃海道を除く全鮮各道より間島省・吉林省・奉天省・通化省・及牡丹江省に八百八十一戸を、分散開拓民として鮮内より滿洲各地の縁故者を頼り移住した者が五千餘戸に上つてゐる。以上の如く三形態の開拓民即ち集團・集合及分散開拓民は孰れも所謂統制開拓民として取扱ひ、在滿既住朝鮮農民の遊動防遏及安定々着の必要上、昭和十三年より總督府と滿洲國間の協定に依り朝鮮より滿洲への新規營農開拓民は毎年概ね一萬戸とし、彼等には總督府發給の移住證を必ず携行せしめ漫然渡滿者の防止を圖ることとなつた。

開拓民の訓練 總督府は集團開拓民の健全な發展を圖り、滿洲國の興隆に貢献せしめる爲に開拓民の中堅者を養成せしむる目的を以て昭和十三年一月鮮滿拓殖會社をして江原道洗浦に拓殖訓練所を設立せしめ、中堅開拓民としての確固不拔の信念を涵養し來つたが其の修了生は既に約五百五十名(昭和十四年末現在)に達し其の大半は渡滿し集團部落の中堅分子として活躍中である。

第二 西北鮮開拓民

西北鮮開拓事業は總督府の計畫に基き鮮滿拓殖株式會社をして經營せしめて居るが、本事業は北鮮開拓事業地域内の咸鏡北道茂山、咸鏡南道甲山、三水、豐山、長津、平安北道厚昌、慈城、江界の三道八郡に跨り不要存置國有林野八萬町歩の貸付を受けて、之に昭和十三年度より同二十年度迄八ヶ年に亘り一萬戸の農民を主として人口稠密なる南鮮地方より移植せしめ、北鮮の沃野開發に資すると共に開拓農民を自作農(一戸當畑四町歩)として安定せしめんとするに在つて、其の實績を見れば左表の通り一千五百五十二戸を收容してゐるが、鳳頭事業區及保興事業區への移植民は(一)咸鏡南道に於ける水力電氣事業に因る水没地帯農民にして移住先なき者及(二)昭和十三年夏咸鏡南道地方に於ける稀有の大洪水に因る罹災民にして、土地家屋を流失せし者を救済する爲、昭和十四年度迄の移植者は全部同道の農家を以て充當した。(三)本年十一月上旬本事業の本來の趣旨に基き咸鏡南道農山郡農山事業區に忠清北道、全羅南道、慶尙南道、江原道より昭和十五年に於ける入植者の先遣隊として入植せしめた外咸鏡南道農民に付同道入植地たる鳳頭事業區に補充入植を實施した。

西北鮮事業區入植実績 (昭和十四年末現在)

年度別	事業	地域	移植戸數	摘要
昭和十三年		咸南甲山郡 鳳頭事業區	五一〇戸	
昭和十四年		保興事業區	四七五	
同		鳳頭事業龍岩分區	三二	
同		農山事業區	一三四	
計			一、一五二	昭和十五年先遣隊として入植す

第三 北支置産模範農村

今次支那事業勃發に伴ひ北支に於ける避難朝鮮人及阿片販賣等不正業に従事する朝鮮人の轉向者の恒久的救済安定を講ずるの必要生じたと共に、將來北支に於ける朝鮮人發展の前進據點たらしめようとする趣旨の下に計畫されたが朝鮮總督府は軍部及外務省と協議の上、昭和十三年一月冀東政府と協定して總督府及外務省援助の下に東洋拓殖株式會社をして寧河縣芦臺附近の土地三千五百三十町歩を租借し、之に千戸を收容し模範農村を建設せしむることに決定し、本農村の諸般工事は殆んど完成の域に達し農民住宅中二百戸は既に竣工を見、残りの八百戸も其の他土木工事と共に昭和十五年三月末迄には完成を見る豫定である。而して竣工を見たる二百戸には昭和十四年既に天津、北京、唐山、山海關及石家莊方面の朝鮮人を收容せるも此等入植者は何れも不正業者であるから、彼等の指導的使命を負荷

すべき優秀農家の入植の必要を認め、朝鮮總督府は外務省出先當局と協議して、昭和十四年十一月、鮮内農家百四十九戸を嚴選の上入植せしめたのである。本農村は附近の蘇運河の流れを重油發動機に因る揚水唧筒に依り灌漑し主として水田を經營せしめんとするもので、農家一戸に付き水田二町歩、畑四段歩を當て將來自作農創定を目標としてゐる。警備、教育、衛生、金融に関する施設も農家入村と共に施設することとなつてゐる。

第三章 海外拓殖事業

第一節 海外拓殖事業の沿革

南洋及南米方面に於ける邦人の各種拓殖事業に付て其の發達の沿革を観るに、馬來半島に於ける石原産業海運株式會社及日本鑛業株式會社等の鐵鑛業、爪哇高原地帯に於ける養蠶業及比律賓ダバオに於ける麻、南洋各地に於ける大規模の漁業等、邦人の創意に係る三、四の例外を除いては護謨の栽培、椰子の栽培等の創業の歴史は古いが、其の大部分は歐米人に先鞭を附けられ、驥尾に附せて今日の發達を爲して居るものと觀られる。従つて歐米人の事業が、今日既に組織を充實して堅實なる經營を爲せるに比し幾分遜色はあるが、比較的後年の着手に屬するものとしては、内外人共に驚異の目を以て觀る程度に發達して居るものも尠くない。南洋各地に於ける邦人の護謨や椰子の栽培事業は、明治四十年前後に創められたものであるが、爾來年と共に發達し、殊に歐洲大戰前護謨市價の暴騰に際して内地資本家の護謨事業を創始するもの簇出し、以て今日の大を致したのである。又比律賓ダバオ地方に於けるマニラ麻の栽培事業も、大體護謨栽培と其の發達の軌を一にするものであるが、其の著しき發展は遂に今日世界のマニラ麻市場を左右する程の勢力を有する迄に至つた。

其の他伯利西爾國サンパウロ州西北部地方に於ける珈琲栽培、アマゾン河流域に於ける棉花、米、グワラナ、ジュートの栽培並に植民事業、亞爾然丁國ミシオネス地方に於けるマテ茶の栽培、同國チャコ地方に於ける棉花の栽培等、

何れも邦人の海外拓殖事業中特筆すべきものである。尙其の他南洋各地に於けるオイルパーム、シトロネラ、トバ、茶、珈琲、規那、棉花等の栽培、比律賓及ボルネオに於ける木材事業、南洋に於ける遠洋漁業等、何れも力強き發展の過程に在る。

第二節 海外拓殖事業の現況

第一 南米地方 南米地方に於ける邦人の拓殖事業は、多くの場合植民事業を伴ふのが普通であるが、又全然植民事業を伴はざるものもある。植民事業に關係するものは主として伯刺西爾に於て行はれ、海外興業株式會社、日南産業株式會社、海外移住組合、南米拓殖株式會社、アマゾンヤ産業株式會社等は、現に何れも植民事業を併行せしめて相當の事業を遂行して居る。

植民事業を伴はざるものは、ペルー海岸地帯バルバに於けるペルー棉花株式會社の棉花栽培、同國バンバヤクに於ける星製藥株式會社のココ栽培、伯刺西爾國サンパウロ州に於ける海外興業株式會社、東山農事株式會社、日伯拓殖株式會社、野村合名會社の珈琲園の經營、パラ州に於ける南米拓殖株式會社直營部の棉花、米、カカオの栽培、亞爾然丁國ミシオネス州に於ける邦人のマテ茶栽培及中米メキシコ西岸地方に於ける日本水産株式會社の水産業等がある。是等南米及中米諸國に於ける拓殖事業は其の地遠隔なる爲内地事業地間の交通、運輸並に通信上種々の不便があるが、他當該諸國は其の人情並に土地取得の關係に於て極めて企業者に有利なる爲、目下内地資本家に於ても熱心に研究せられ、今後も此の種事業は相當發達を見るの機運に在る。

農業 珈琲 南米諸國に於て珈琲の主産地は伯刺西爾にして、之が産出の主なる州はサンパウロを首位としミナス

ゼラエス、エスピリット・サント、ベルナンブコ、バイヤ、パラナ、リオ、ゴヤス及サンタ・カタリーナの九州にして、珈琲價格調節政策も此の九州聯盟會社で決定されたものを施行して居たが、千九百三十年十月臨時政府設立と共に従來の人爲的調節策を廢止し、翌千九百三十一年二月には珈琲對策新法令あり、又同年四月各珈琲生産州との間に協定せられた事項を基礎として珈琲對策が施行せられ、現在に於ては五千萬株以上の植付面積を有する州は植付禁止が實施せられ、又價格調節の爲過剰生産は燒棄せられ、千九百三十一年以來三十八年迄の燒棄量は六千四百七十三萬袋に及んで居る。

全世界に於ける珈琲樹數は、千九百三十七年度に於て四十四億七千萬株であるが、伯刺西爾のみで二十五億九千一百四十一萬株を有し、栽培面積約三百九十七萬町歩である。其の中サンパウロ州が十三億二千五百十九萬株にして伯刺西爾植付樹數の約五十一%餘に相當して居る。

邦人の栽培狀況 近年邦人の珈琲園を經營するもの頗に其の數を増加した。一介の移民より身を起して土地を購ひ自ら珈琲を栽培せる者は、ノロエステ線に二千九百家族、此の所有樹數四千五十七萬株、ソロカバナ線に一千八百家族、所有樹數一千八百八十五萬餘株、其の他に於て四百家族、九百八十萬餘株に達して居る。尙其の他を合算すれば六千五百萬株に達する。邦人の所有樹には幼樹多く、全部は生産するに至つて居ないが、生産量多く年産精撰珈琲は七十餘萬袋、其の價額は現今の珈琲不況時代に於ても尙三千萬圓以上と算定されて居る。

此の外資本家にして珈琲園を經營する者多く、三菱系の東山農事株式會社は、資本金百十萬圓を以てパウリスト線カンピーナスに一千五百九十九アルケールス(我が約三千七百九十七町歩)の既成耕地を買収し、二十五萬株の珈琲樹を栽培して居る。同社は昭和三年及同四年には更に中央線ビンダモンニシヤガーバ、サブカイヤに牧畜、米作を主とす

る一千四百六十アルケール(我が約三千六百五十町歩)の耕地を買収した。

神戸に本店を有する日伯珈琲株式會社は資本金五百十萬圓で、昭和三年ノロエステ線アバニヤンダーバに五百アルケール(我が約一千二百五十町歩)のバラマンサ耕地を買収し、目下二十七萬株の珈琲園を經營中である。

又大阪の野村合名會社は巴拉ナ州の北部カンバラ郡附近に一千三百四十二アルケール(我が約三千三百五十五町歩)、珈琲樹數二十九萬株の一農場を經營中であるが、此の外に海外興業株式會社はパウリスタ線に一千四百六十町歩、三十萬株の珈琲園を持つて居る。

最近の情勢 千九百三十年十月以來、珈琲市價暴落して一時珈琲界に恐慌を惹起したが、伯國聯邦政府は千九百三十一年五月十六日附令第二萬三號に依つて、同年七月一日以後に於ける新樹珈琲に對しては、一本に付一ミルレースの税金を五箇年間繼續徴收し、以て珈琲の生産制限の目的を達することに決定し、千九百三十二年四月三十日附令第二萬一千三百三十九號を以て、是が施行細則を發表したが、更に其の後臨時政府長官は政府令第二萬二千二百二十一號を以て、珈琲園内の補植以外に伯刺西爾全體に互つて、向ふ三箇年間珈琲新規植付を禁止することに署名するに至つた。我が移住者の最も多きサンパウロ州地方にとつては、珈琲樹竝に珈琲價格の一層の保護を爲すものとなり珈琲價格の騰貴を招來し、延いては移住者の賃金、労働條件も益々良好に向ふことと思はれる。又自作農移住者は珈琲以外の各種農作物經營は更に有利なるものあり、現に豫想以上の成績を示して居る状態だから、此の珈琲植付禁止令に依り、珈琲價格吊上策は一般各種農作にも好影響を及ぼすに至り、伯國は將來共我國にとつて益々有望なる移住先たることに變りはない。

次に最近に於ける我國珈琲輸入の狀況を示せば左の如くである。

我國に於ける各國別珈琲輸入狀況 (一九三七年度)(大藏省發表)

國別	數量 斤	金額 圓
ブラジル	七、二三二、三三〇	三、四三八、三七一
ジャバ	四、四六七、七一〇	一、五六五、〇九一
アラビア	七九三、四六二	五一六、五八七
コロンビア	七三五、二八六	四〇四、七七八
グアテマラ	二九二、八五五	一七九、八三六
米 國	二三二、六八五	一九三、九一五
佛領ソマリ	一一五、四六六	七五、一八八
ハ ワ イ	七五、一六五	三九、七八六
パ ナ マ	六五、三三三	三八、七八四
ケニア、ウ、タ、	六三、三二二	三二、一七八
其他アフリカ	二〇、三〇〇	一三、一六五
英 印	二九、六六六	一四、八一七
ハ イ チ	二五、七三三	一一、二一七
コスタリカ	二一、〇〇一	一一、九〇三
ア デ ン	一九、七〇〇	一二、九〇三
ペ ル ー	一八、四七〇	一〇、〇三二
計	一四、二八五、三一七	六、六〇二、七八七

ベルギー	メキシコ	ドミニカ	ニカラガ	セイロン	ベネズエラ	ホンジュラス	中米 諸國	海峽植民地	サルバドル	ジャマイカ	香 港	獨 逸	エクアドル	カナダ	アルゼンチン
一四、四〇六	一一、四八四	七、六〇〇	七、四八四	七、三九七	六、六八一	五、二九二	五、五五七	四、五三五	三、三七〇	八四八	七九六	七二六	三八五	三四五	一三
九、六九五	五、六五六	四、一一一	三、七三五	四、三五二	二、四三八	二、三二五	二、九七五	一、七四八	一、七九二	一、八一九	二六〇	一、四九〇	一三一	六八五	四

マテ茶 マテ茶は南米、パラグアイ國の原産にして、一名パラグアイ茶とも稱せられる。往時此の地の原住民族たる

グアラニー族が、西班牙征服者に栽培法を教へたるもので、現在は伯刺西爾の南部諸州及マツト・グロツソ州、亞爾然丁のミシオネス直轄州にも栽培せられて居る。亞爾然丁に於けるマテ茶の栽培は昔は野生の新葉を採集したが、今日では殆んど自然林は見當らず、皆栽培に依つて居る。國內生産量は年約十萬噸にして國內需要（年消費量約十萬噸）を充してゐる状況にある。故に亞國政府に於ても國內のマテ茶栽培を保護奨励する爲に輸入品には重税を課して居る。亞國に於けるマテ茶の栽培は、千九百三年初めて行はれ爾來年と共に發展して、最近では栽培面積約六萬三千町歩、生産額約十萬噸と見られ、歐洲人植民者に依り逐年増加の趨勢を辿り、又機械調製法の改良行はれ品質の向上を期待せられて居る。亞國農務省發表の分類に依れば、マテ茶の品質はパラグアイ産を以つて最良品とし、亞國産及伯國マツト・グロツソ州産を中等品、伯國南三州産の茶を劣等品として居る。

亞國に於ける大産地はミシオネス直轄州及コリエンテス州北部地方である。ミシオネス直轄州の官有地に邦人の入植せるは千九百二十年歸山德治氏を以て最初とし、今や其の數五十數家族二百名に及び何れもマテ茶の栽培を主とし千九百三十八年度に於ける收穫高は約六十七萬噸に達し、土地、風土の優れたると相俟つて事業は著々と發展して居る。

カカオ 伯國は阿弗利加黄金海岸に次ぐ主要産出國にして、其の千九百三十七年に於ける産額は約二百萬噸であつた。伯國主要産出州はバイア州海岸地帯にして、同國産出額の九割八分を産し、最近バイア州は國立カカオ研究所を新設し改良増殖に腐心して居る。その他アマゾン河流域を占むるパラ及アマソナス兩州である。アマソンはカカオの原産地であり昔時は世界の主要産地であつたが、護謨採取黄金時代に於て全く衰退した爲十年前より之が栽培を爲し、現今漸く再興の域に至つた。南米拓殖株式會社も亦、パラ州に存する其の植民地に五年前より主要作物の一と

して之が植付を爲し、既に昭和九年より僅少ではあるが生産を開始し、加工施設として既に醱酵乾燥場二棟（建坪八十平方米）を有して居る。尙右植民地に於けるカカオ栽培状況は、直營農場及試験場に於て約三十萬本、移住者自作耕地に於て九萬八千本にして、一陌當り植付本數は四百本乃至六百二十五本である。

グアラナー グアラナーは棕科に屬し、枝の先端に蔓を生ずる蔓性灌木にして、其の果實は多量のカフェインを含有するので醫藥の効大なるものあり、歐米に於ては製藥工業の原料に供せられて居る。

グアラナーは伯國アマソンの特産物にして、同地には野生して居るが其の産出少く、年々漸増する需要に應じ得ず、爲に十數年前よりアマソナス州マウエス地方には之が栽培が始められた。

我國のアマゾン興業株式會社も亦、千九百二十五年業を起し邦人移住者を移住せしめたが、事業中途にして放棄の已むなきに至つた。今日では殘留せる約四十家族の移住者が、栽培に努力して自立生計を營んで居る。

伯國に於ける年産額は約百噸を出し、大部分は輸出せられて居る。我國にも輸入せられ、藥用利用されて居る。棉 伯國に於ける棉花栽培の歴史は、十五世紀に於ける伯國發見當時既に北部熱帯地方に野生の棉花が存在して居つたが、是が入爲的に栽培せらるるに至つたのは、ポルトガルの植民開始に其の起源を發するものと認められる。最初はバイヤ州の海岸地帯に栽培せられ、後漸次バラ、マラニオン、パライバ、ベルナンブコ等に普及し、今日では殆んど全國に於て生産せらるるに至つた。

伯國內に於ける棉花栽培の好適地は、約八千萬町歩あると稱せられて居るが、一九三八—三九年度植栽現在棉作の行はれて居る面積凡そ二百六十二萬町歩、其の年産額約四億六千八百五十五疋と豫想されてゐる。現在の主要生産地は大體サンパウロ、バイアの諸州である。而して南部地方に於ては主として草棉、北部熱帯に於ては主として木棉

が生産せられ、従来繊維の長さに於ては北伯棉が優れて居たが、近年サンパウロ州の棉花は政府當局の非常なる獎勵に依つて品質頗る向上し、平均二七・八耗より最長三三耗に達する良質の棉花を生産するに至つて居る。

サンパウロ州に於ける棉花栽培の歴史は古く十七世紀の中葉に發し、其の後は伯國に於ける主産物である珈琲の動きに支配せられて今日に及んで居るが、千八百六十六年度の珈琲市價の激落に因つて棉花栽培は生れたと云つても差支へない。其の後歐洲大戰と千九百十九年の大降霜とに因つて愈々棉花熱が昂じたが、結局一進一退にして、概括的には珈琲の順調な時は之に押されて居た。然るに千九百二十九年の世界的經濟恐慌と珈琲の生産過剰とに依つて棉花熱は再び勃興するに至つた。

從來サンパウロ州の棉花生産額は約三千萬疋内外にして、州内消費額は年約四千萬疋に達する爲、之が不足高は北伯棉の供給に依つて補つて居たが、前記の如く珈琲の暴落に因り棉花の栽培生産は激増し、併せて北伯地方棉花栽培地の大早魃とサンパウロ州紡績業の勃興とに依つて、千九百三十一年より棉花相場の高騰を示し、千九百三十二年には、實棉一アローバ(十六疋)に付十六ミルレイス乃至十八ミルレイスと云ふ暴騰振りを示し、引續き棉花の好景氣を出現し、千九百三十四年四月、北米に於ける棉花作付減反令は伯刺西爾棉花をして一層有利確實ならしめたのである。一九三八—三九年度サンパウロ州に於ける棉花の生産高は、約二億七千三百疋、其中約二分の一は在留邦人に依つて生産せらるると云ふ全く驚くべき發達を遂げて居る。

聖州棉花の本邦輸入 在伯邦人間に今日の如く棉花熱の勃興を見るに至つたのは實に一九一九年の大降霜に起因する處であるが、其の後幾多の迂餘曲折を経て今日に及んだのである。殊に日本系資本の^{サンパウロ}州進出に依つて急激なる棉花栽培熱起り、基礎堅く將來益々堅實なる發展を遂げるものと思はれる。

今聖州方面に於ける本邦資本の主なるものは日伯棉花、東洋棉花、江南棉花、日本棉花等にして日伯棉花は聖州五箇所に繰綿工場を新設又は買収し之を經營すると共に、邦人棉作者に對して金融を行ひつつある。一方東洋棉花に於いてはブラジル法律に依つて南印棉花會社を設立直接繰綿の買付を爲す外生産地帯に九箇所の繰綿工場と契約之を賃借經營しつつある状態である。現に本邦人農家の栽培しつゝある棉花は日本棉花、江南棉花よりの派遣社員により繰綿の買付を爲すと共に之を本邦に輸入しつゝある。

今伯國棉花の本邦輸入數量を記すれば大體左の通りである。(一俵當り一八〇キロ)

年 度	數 量	一 九 三 六 年	二 五 五、〇 〇 〇 俵
一 九 三 三 年	四 二 六 俵	三 七 年	二 三 五、〇 〇 〇 "
" 三 四 年	一 〇、〇 六 五 "	" 三 八 年	三 〇 〇、〇 〇 〇 "
" 三 五 年	一 三、七 〇 〇 "		

パラグアイに於ける棉花栽培 一九三八農年度に於ける栽培面積五萬八千八百町歩、實棉生産高約四萬二千噸に過ぎないが、今や漸く搖籃時代を脱せんとする状態にある。海外移住組合聯合會の同國移住地にあつても、棉作を獎勵せる結果、一九三九年農年度に於ける栽培面積は五百町歩餘、實棉生産高は約三百五十噸に達し繰綿工場をも有するに至つてゐる。

ペルーに於ける棉花栽培 棉花はペルー國農産物中の大宗にして、海岸灌漑地及山地等に於ける栽培地面積は約七十二萬六千エーカーに及んで居る。大部分は海岸地帯の二十七地方或は奥地の二地方に栽培せられ、其の種類は約七種ある。國産棉としてはピウラ地方のアスベロ種(粗質)及ビマ種、奥地のセミ・アスベロ種(半粗質)、チンチャ地

方のスアヴェ種(滑質)あり、外に埃及種より得たるミタフキ種及サケル種等があるが、大部分はタンギス種にして全地帯に栽培せられ、全生産額の約九十一%を占めて居る。收穫期は一般に四月より八、九兩月迄である。

千九百三十八年度の産額は八萬四千二十二噸であつた。

千九百三十八年度輸出額は約六萬九千五百五十一噸、國內消費額は六千一百十噸である。因みに前記タンギス種とは同國ビスコの農家タンギス氏が同地の棉花が天候及害蟲に原因して栽培を脅かされるを遺憾とし、之に抵抗し得る品種を求め千九百四年以來改善に努力したる結果、スアヴェ種より派生せる一變種が最も抵抗力を有することを發見し、之に周知なる栽培法を講じて其の目的を達成し得たもので、今やペルー産棉花の約九割は此の種のものである。ペルーに於ける邦人の棉花事業經營は主として左の地方に行はれて居る。(單位フアナゲイダ、我が約三町歩)

地方名	面積	地方名	面積
チンボローテ	三五	チャンカイ	二、三〇〇
バラモンガ	一三〇	カニエテ	六〇
リマ	三一〇	合計	二、八八五
サンニコラス	五〇		(我が約八、六五五町歩)

是等の地方に於ける邦人は耕地を借入れ又は小作し、奥地では土地を購入して栽培して居る者もある。耕地を租借し、棉花栽培を經營する主なるものは左の通りである。

耕地名	租借面積	經營者
バルバ耕地	五〇〇	秘露棉花株式會社
レツテス耕地	五〇〇	レツテス農事株式會社

地方名	面積	經營者
テワカ耕地	二五〇	岡田、元西共同經營
カキ耕地	二〇〇	同
ヘス・デル・バイエ耕地	三〇〇	岡田、幾松
ヘクアン耕地	一〇〇	同
ミラフロレス耕地	一五〇	同
サン・ホセ耕地	一五〇	同
合計	二、一五〇(我が約六、四五〇町歩)	

右の中秘露棉花株式會社は、大正十五年六月設立せられ、資本金百萬圓(内六十萬圓拂込)にてペルー國チャンカイ郡バルバ耕地に五百フアナゲイダ(約一千五百町歩)を租借して、棉花栽培事業を經營して居る。其の耕地は直營地と小作地とに分れ、小作人の現在数は百二十五家族にして、其の内日本人は百十家族、大部分は沖繩縣人である。耕地内には繰綿工場有り、直營地生産棉及小作人より買上げたる棉花を繰綿して居る。工場動力は水力電氣に依り繰綿機七臺、壓搾機二臺を動かして居る。又鐵道引込線があつてチンカイ港より輸出されて居る。農場の生産額は年額繰綿二萬キントル(一千噸)内外にして、従來は大部分を英國に輸出して居たが、兩三年來日本に於けるペルー棉の需要勃興に應じ、毎年多量を日本へも輸出するに至つた。尙棉實は國內石鹼及製油會社へ供給して居る。レツテス農事株式會社は、昭和三年在留邦人を株主として資本金三十萬ソールを以つて設立せられ、前記秘露棉花株式會社と略々同面積の棉花栽培小作地を租借經營して居る。又在留邦人を主體とし少數のペルー人を加へ、資本金二十五萬ソールのウアラ線繰綿工業株式會社が昭和六年に設立せられ、繰綿作業、石鹼及製油作業を經營し、其の成績も亦良好で該

方面へ漸次進展して居る。

我國との關係に付ては、同國にて生産せられたる棉花は主として毛織混織、其の他特殊織物に使用するに適するの
で、最近我國綿業の進展に従ひ之が必要を喚起し、昭和十二年度に於て約一萬四千六百俵（五百封度俵換算）の輸入
があつたが、同十三年度に於ても約一萬四千六百俵輸入せられ、今後益々増加の傾向にある。

亞爾然丁に於ける棉花栽培 亞國北部の所謂グラン・チャコ地方には棉作に適する廣大なる地域あり、就中チャコ
直轄州は其の中心を爲し全國棉花栽培面積の八割を占め、フォルモサ、コリエンテス、サンチャゴ・デル・エステロ、
サンタフェ、サルタの諸州は之に次いで居る。千九百三十七—三十八年度に於ける栽培面積は、四十二萬四千三十
陌、棉花生産高は十八萬七千四百噸、輸出量繰綿二萬二千四百噸にして、仕向先は英、獨、佛、西の諸國である、チ
ャコ直轄州には數年前棉作を主とする邦人の入植を見たが、經營上困難を生じ分散した。

ジュート(黃麻) 財團法人アマゾニア産業研究所は、伯刺西爾國アマソナス州に於てジュートの栽培を計畫し、千
九百三十一年十月、同州パリンチンスに於ける同研究所中央試験所農場に於て、之が試験的栽培に着手し、其の後印
度ベンゴール農事試験場より取寄せたる種子を以て二町歩の地積に植付け各試験を續行中の處漸く昭和十一年成功し
同研究所を株式會社に改組し同地に於て本格的栽培を初めた。其の栽培面積は十四年末百五十町歩、十五年末三百五
十町歩、生産高は十四年百七十八噸、十五年三百五十噸、價額は十四年二百六十コントから十五年は歐洲戰爭の影響
で一躍千七百コントを超え更に同國政府の勸奨の下にアマゾン地方一帯に大規模栽培の調査中である。又墨國に於て
は農學士内田重雄氏が邦人として初めて黃麻の栽培を計畫し、千九百三十一年及同三十二年の二箇年に亘り、ナヤリ
ット州に於て前後三回之が栽培の實驗を完了し良好なる成績を挙げ、同國官民間に多大の注意を喚起した。

米 伯刺西爾

伯刺西爾は從來米の輸入國であつたが、氣候及土地の關係が米作に甚だ好適して居る關係上急速に
之が發達を見るに至り、千九百十六年には之を海外に輸出するに至つた。千九百三十七年度に於ける伯刺西爾全體の
米生産額は、百二十五萬二百五十噸にして、其の價は一億七千六百萬圓に達し、其の中サンパウロ州は第一位を占め
て四十八萬噸第二位はミナスセラエス州の二十五萬八千八百四十噸、第三位はリオ・グランデ・ド・スール州の二十
二萬二千三百九十六噸其の他一萬噸以上の産額ある州はゴヤス、マラニオン、バラ、リオ・デ・ジャネイロ、バラ
ナ、サンタ・カタリナ、マツト・グロツソ諸州にして、殆んど全伯刺西爾に於て生産せられて居る狀況である。

伯刺西爾米は、千九百三十六年には約五萬四千噸（價額三萬八千五百コントス）海外に輸出せられたが、千九百三
十七年に於ては收穫量を減じ、三萬一千二百九十五噸、價額二萬六千四百コントスであつた。

伯刺西爾米の主なる輸出國は亞爾然丁を第一とし、第二位はウルグアイにして、次に獨逸、智利、白耳義、波蘭、
ポルトガル等の順位となつて居る。

伯刺西爾に於ける邦人米作の歴史は相當古く、千九百十年には水野龍氏がリオ州に於て、州政府に對してサント・
アントニオンに日本植民地建設の契約を爲し、之に米作を試みることにし、當時の清浦農商務大臣等の後援に依り、
植民地建設の爲に派遣されて居た隈部三郎氏が其の衝に當つたが、マラリヤ罹病と資金の募集不如意との爲遂に不成
功に終つた。又リオ州のデューリツと商會が、皮革商の傍ら三百町歩の農場を經營し、千九百十一年テキサス州の米
作經驗者星名謙一郎氏を聘して米作の改善を圖つたが、同氏は雇主との議合はず、翌十二年其の關係を絶つに至つた。
サンパウロ州に於ける米作は其の大部分は邦人の手に依つて生産せられて居るが、千九百三十七年に於ける在伯邦人
は二萬七千噸、價額六百五十萬圓の産出高を示した。聖州にありては邦人の在住者多きノロエステ線地方を第一位と

し總産額の約三割五分を産出し以下パウリスタ線三割、ソロカバナ線一割、ジュキヤ沿線地方一割、その他一割五分程度である。

海外移住組合聯合會經營のアリアンサ、バストス、チエテ、トレスバラス等の植民地に於ても、植民に對して稻を栽培せしめて居るが、千九百三十二年度の生産額は合計約十萬俵（秬六十疋俵）であつた。海外興業株式會社經營のイグアツベ植民地は古くより米作地として知られ、移住者は各々二、三町歩の稻を栽培して居る。其の生産額は千九百三十七年度に於て秬二萬九千八百八十四俵であつた。此の外東山農事株式會社經營の中央線ビンダ農場に於て、同會社直營にて水稻約二百アルケール（我が約五百町歩）を栽培して居る。

此の外在伯邦人の米作地として通稱三角ミナスのイガラバーバ（モチアナ支線）附近を第一とし、此處には模範的産業組合設置せられて精米所を所有して居る。その他フロエステ線のベンナ産業組合、ソロカバナ線プレシデンテ・ウエンセストラウ、ノロエステ線アラサツバ及パウリスタ延長線マリリア等は邦人米作地として主要なるものである。又アマゾン地方に於ては米の不足を來し、他州及外國より年々多量の輸入を爲して居る状態に注目し、南米拓殖株式會社はパラ州アカラ植民地に於て米作に力を注ぎ爲に年々産額を増加し、近年は州産額の約一割を産し、アカラ米と呼ばれるに至つた。昭和十三年の産額は秬一萬二千俵（六十疋入）にして、生産したる秬はアカラ植民地の精米所に於て精白し、ベレーン市場に於て販賣して居る。

アマゾナス州パリンチンスに在るアマゾニヤ産業株式會社事業地に於ても亦、米作に力を注ぎ、約一千五百俵（六十疋入）の生産を擧げてゐる。

ペルー、ペルーに於ける米作地帯はバカスマーヨ、チクラヨ及ランバイエーケ谷に於て幼稚なる方法を以て栽培

せられ、作付面積は約十八萬七千エーカーにして、地方精米所に於て脱穀せられて居る。

同國は千九百三十一年迄支那より多量の米を輸入して居たが、現今は地方の需要に應ずるに十分なる生産がある。同國米作反別は約四萬八千ヘクタレアに及び國內消費量は毎年六十萬俵（約七萬噸）、千九百三十八年度の收穫高は秬約十萬五千噸である。尙同國は國內米作保護獎勵の爲、輸入米に重き關稅を課して居る。此の保護政策と近來同國米作獎勵の爲ペルー農民の米作に従事する者増加し、元來米作を得意とする邦人の間に於ても、近年是に従事する者も現はるるに至つた。併し近來棉花の暴騰に因り全國的に米作は不振の状態を續けて居るも將來大いに有望視されて居る。

亞爾然丁、亞爾然丁に於ける米作は、千八百八十年頃より行はれて來たものであるが、種々の理由で不振の域を脱せず、現在に於ても米は主として輸入に俟つ状態に於て、政府は之が獎勵を爲して居るが未だ消費量を充たすに十分でない。亞國の米作は所謂ツクマン米を以て知られる北部ツクマン州に最も多く、サルタ、ブエノスアイレス、エントレ・リオス、ミシオネス等の諸州にも栽培せられて居る。一九三四—三五年度に於ける栽培面積は約一萬五千五百町歩、生産高約三萬五千五百噸に達し、西班牙人、伊太利人等が米作に従事して居る。亞國に於ける米作は、邦人の發展上最も有望なる農業の一にして、今日栽培に従事して居る者もあり、同國に於ける邦人の米作は今後に期待されるところが多し。

メキシコ、メキシコに於ける米作は僅少であるが、昭和五年メキシコ産業株式會社が設立せられ、同國モレロス州の外人農園（面積一千二百町歩餘）を買収し、稻、玉蜀黍、アルファルファ等を栽培して居る。昭和十年の水稻作付面積は百四十二町歩にして、其の收穫高も漸次増収を見つつある。

園藝作物（蔬菜、果樹等）伯刺西爾、南米に於ける邦人蔬菜栽培中特筆すべきものは、伯刺西爾特に聖市近郊に於ける所であり、北米加州に於ける日本人の生産する蔬菜が全米に供給せられて居ると同様、伯刺西爾特に首府リオ・デ・ジャネイロ市及サンパウロ市の都會人は、其の殆んどが在伯邦人の手になれる野菜に依つて生活して居ると稱しても過言でない。其の中主なるものは馬鈴薯を第一とし、蕃茄、甘藍、玉葱、苺（ストロベリー）等が主要なるもので、就中馬鈴薯、蕃茄の如き、コチャには馬鈴薯生産者産業組合を、中央線モチダスクルーゼスには蕃茄出荷組合を組織して、統制ある生産と出荷とを爲して居る。

今千九百三十七年（昭和十二年）度に於ける伯國並に在サンパウロ邦人の馬鈴薯栽培状況を示せば左の通りである。

馬鈴薯栽培状況

地 域	生 産 量	價 額 (邦 價)
全 伯 國	三三四、一六五	三四、五九三
サンパウロ州	一〇〇、〇〇〇	一二、七五〇
在 聖 邦 人	五四、〇〇〇	五、六二五

前記邦人の馬鈴薯栽培地方はソロカバナ線地方、聖市郊外、英國線地方及セントラル線地方である。又邦人の蔬菜栽培は主としてトマト、甘藍、草苺、胡瓜、南瓜、菜豆、花椰菜等である。在伯邦人の果樹栽培も亦最近著しく増加し、伯國に於ても重要な海外輸出品としてバナナ、柑橘類がある。バナ

ナの栽培地は主としてサンパウロ州ジュキア鐵道沿線である。

其の他邦人の果樹栽培として主なるものは、柑橘に次いで葡萄、梨、栗、パイナップル等がある。聖州に於ける邦人果樹所有本数は大體柑橘類九萬九千二百八十四本、其の他の果樹一萬五千五百五十本である。

而して在伯邦人の蔬菜、果樹栽培者は益々増加の傾向に在り、漸次邦人獨特の技術が認められて居るので、將來此の方面に於ては、邦人の獨占するところとなるのではないかと思はれる。

亞爾然丁、邦人の蔬菜栽培業はブエノス・アイレス市郊外南部鐵道沿線を中心とし、其の數約二百家族に達し、投資額約二百萬圓、年産約二百五十萬圓で、此の地帯に於る全生産量の二割乃至二割五分に當つて居る。邦人の蔬菜同業組合が組織せられてより既に十年以上を経過し、會員相互は著々健全なる歩みを續けて居るが、少數の例外を除き殆んど全部が借地農たるの域を脱しない。

邦人の花卉栽培業はブエノス・アイレス市郊外中央線及コルドバ沿線を中心とし、現在に於ては其の數、百家族を超え、投資額約二百萬圓、産額は約五百萬圓に達し、此の地帯の全生産額の約四割に當つて居る。元來花卉栽培業は邦人の最も得意とするところにして、此の地に於ても益々増加する傾向を有し、既に多數の土地所有者も出で、同業組合も組織されてゐる。ブエノス・アイレス市に於て時々行はるる花卉指導研究機關として蔬菜、花卉兩同業組合は昭和十三年に夫々試作所を設立し益々確固たる基礎の上に斯業の前途は赫々たるものがある。品評會に於ても、邦人出品が斷然他國人を壓し、數年來邦人側で殆んど全部の賞品を獲得してゐる。

亞國は果樹栽培の盛んな國であるが、未だ邦人にして此の方面に發展せる者は割合尠く、僅かに亞國西部アンデス山麓なるメンドサ州に於ける星清藏氏を中心とした數十人が、桃、梨、メロン、葡萄等の栽培に従事して良好なる成

績を擧げて居るに過ぎぬ。又最近林檎、梨、葡萄等の栽培を目的として、南部リオ・ネグロ河に沿つて内田正練氏外数名の邦人が入植したが、其の成績は今後に俟つべきであらう。其の他ブエノス・アイレス市郊外チグレ附近にも蜜柑、桃等の栽培に従事する邦人もある。

養蠶業 伯刺西爾 伯刺西爾に於ける養蠶業は千九百四年サンパウロ州で初めて試みられ、爾來州政府の保護奨励に依り逐次増加し、千九百三十四年度に於ては桑樹植付數約一千五百萬本、生繭收穫量五十萬疋に達し、之が飼育者は約四千五百家族であつた。

生絲工場は約六十三にして、養蠶、製絲、絹織業等に關する一切の投資額は約六萬三千コントスである。

伯國に於ける養蠶業は當初は伊太利人が主であつたが其の後邦人が主として副業的に經營したものであるが、政府の奨励補助に依つて最近は之を主業と爲す者もあり、サンパウロ州に於ける全産繭の約六割五分は邦人の手に依るものである。其の生産額は、昭和十四年度に於て二十二萬圓である。邦人の各集團地に於て養蠶に従事する者あるも、特に海外興業株式會社經營のイグアツペ、レチスト植民地に於て、又ソロカバナ線アルバレス、マツシヤードに於ては共に養蠶組合を組織し之が飼育に従事して居るが、其の他パウル市附近及マリリア地方に於ても盛んに飼育せられ、移住組合聯合會のバストス移住地及チエテ移住地に於ては、之が飼育に従事する者年々増加して居るので、千九百三十三年より製絲工場を建設し、移住地内生産の繭を絹絲として販賣して居る。從來サンパウロ州に於ては千九百二十二年伯國政府の補助金に依つて創立せられたる、伊太利系のカンピーナス内國絹工業會社が、州生産繭を一手に買上げて居つたが、最近千九百三十二年にカンピーナスにアツスンソン系のサンパウロ・カンピーナス絹業株式會社が創立せられ、益々斯業の發達に拍車をかけて居る。最近東山農事はサンパウロ市に絹織物工場を買収し之を經營す

るに至つた。尙小企業移民として送附せられたる特殊技能を有する織工も同社に採用せられ斯業の發展に資する所尠からず。伯國殊に聖州地方に於ける養蠶は政府の奨励と相俟つて、氣候、溫度、地味等自然の好條件に恵まれて居る爲、桑樹は無肥料にて良く生育し、而も一年を通じて大部分絲葉を持つて居る爲、養蠶は年五回乃至八回之を飼育することが出來、現在將來共邦人の爲には極めて有望な産業である。

亞爾然丁 亞爾然丁に於ては絹絲、絹織物等の輸入の防遏の爲、種々の方法を以て養蠶の奨励策を講じて居るが、未だに試験時代に過ぎぬ。養蠶業は米作と共に亞國に於ける邦人の發展上最も有望なる農業にして、將來邦人が此の方面に注目することを期待してゐる。此の秋に當つてミシオネス在住の山口喜代志氏が、數年前マテ茶栽培の傍ら養蠶を試みたことは特筆に値する。

又近年横濱市に在る對ラテン・アメリカ貿易商の加藤台名會社は、ブエノス・アイレスに本邦生絲を原料とする機臺三十臺を有する絹織物工場を設立し、相當の成績を收めて居る。

水産業 メキシコ沖合に於ける邦人水産業 メキシコ領低加州沿岸に於て鮑、石花菜、伊勢蝦等の採捕に従事する中小漁業者約五十人あり、別に此の沖合にサンデイゴを根據として、大洋産業株式會社は約三百人の邦人を擁し、百五十噸の漁船二隻と數隻の漁船を有して鱈、鮪の漁業を行ひ、年額二十萬圓の收入を得て居る。其の生産物はメキシコ、北米、日本及支那へ仕向けられて居る。更にメキシコ大西洋岸に於て鯛等を採捕し、之を首都メキシコ市へ賣捌く邦人約五十人がある。又日本水産株式會社は昭和十年より、當地太平洋岸及大西洋岸ヘトロール船十三隻、其の乗組員二百五十人を派し、更に昭和十二年より魚類の鹽干製造を行ふことになつて居る。尙林業商店は昭和十三年より操業を開始し手操船六隻、船員九十人を以て事業を行ひつゝある。

伯國及亞國沿岸等に於ける邦人漁業 伯國サントスには約數十人の邦人漁業者が組合を作つて、近海に於て底魚を採捕して居る。少し南下してパラナにも沿岸漁業を行ふ者が十數人ある。亞國に於て漁業を行ふ爲設立されたる南米水産株式會社は、此處數年間現地官民と操業上の打合を行ひ、旁々内地水産物の販賣を行つて來たが、昭和十一年七月ブエノスアイレス市に日亞合辦の亞國水産商會社を設立し、正式に亞國及ウルグアイ沖に於て漁撈を行ひ、其の成績良好なので、昭和十二年更にトロール船一隻(鋼路丸)を増派した。

商業 南米諸國に於ける邦人の商業的活動に就ては、移民の渡航の目的が殆んど總て農業であつた關係上、歐米諸國人の活躍には比較すべくもないが、農業より轉じて商業を營む者も次第に増加し、中にもペルーに於ける邦人の商業は相當の發展を示し、其の勢力は仲々に侮り難いものがある。

伯刺西爾 伯刺西爾國に於ける在留邦人の九割迄は耕作に従事し、昭和十四年十月一日現在の商業人員は約二千人である。大部分サンパウロ州内の各都市に在つて、陶磁器、玩具、雜貨、食料品等の物品販賣業に従事して居るが、農産物集散の爲農産物仲買商として深く與地に活躍して居る邦人も尠くない。現在貿易商九、物品販賣業五百十九であるが、未だペルー等に於ける邦人商業の如き大勢力を有する迄には至つて居ない。其の主なるものは貿易商にサンパウロ市の瀬木無限責任合資會社、合資會社蜂谷兄弟商會等があり、物品販賣業はサンパウロ市の中矢商店、サントス市の菅山商店、リオ・デ・ジャネイロ市の蜂谷兄弟商會、ブラジル合同物産株式會社等がある。物産仲買商にはサンパウロ市に日伯物産株式會社、リベロンプレートに大海商店、プロミツソンにカーザ・東山等があり、何れも相當の成績を擧げて居る。

其の他に昭和十年十二月、日伯協會(設立當時は日伯經濟協會と稱す)が設立せられ、本部を東京に置き、伯國首

府リオ・デ・ジャネイロ市に本邦事情紹介の實行機關として支部を設置し、伯國に於て本邦の文化を紹介認識せしめ、兩國の親善を増進すると共に特に兩國間の通商貿易の促進に力を注いで居る。本協會の斡旋に依り、本邦より、伯國向け送付した見本品は既に五千點を超え伯國よりも重工業に關する相當多額の引合を見るに至つたが、設立日尙淺きにも拘らず著々好成績を示して居る。

ペルー ペルー國に於ける邦人は、明治三十二年より農業移民として渡航したものであるが、當時ペルー國の勞働條件劣惡にして奴隷と異らず、獨立せんとするも土地の獲得困難であつた爲次第に耕地を去り、現在に於ては總在留人口の八割は首府リマ及其の商港カリヤオに集中して、陶磁器、食料品、雜貨等の物品販賣業、珈琲店、理髮店等の職業に従事して居る。

現在ペルーに於ける邦人商業人員は約六千餘人にして、貿易商の主なるもの二十三、物品販賣業一千七百七十三あり、資本總額は約一千五百九十萬ソレスに及び、日、秘、支、獨、英、伊人の競争激烈なる間に在つて、克く優勢なる地位を保つて居る。其の全國に互る強力なる小賣網の擴張は實に目覺しきものあり、英、米、獨の外商と雖も、商品の販賣には邦人小賣商の勢力を無視し得ざる状態にして、其の勢力は益々増大の傾向にある。

邦人貿易商の數は多きも資力薄弱にして外銀筋の信用も得られず、又固有の金融機關を有せざる爲大量の取引を爲すものは殆んどない。小賣商も近時の經濟的不況と政情不安の影響とを受けて競争激烈となり、邦人間に於ても亦競争起り、下級職業を營む者の中にはペルー下層階級と競争する者出で、排日的氣勢を惹起する虞あるに至つた爲、在留邦人相圖り新事業、新方面への轉換策として、地方農産業の開發、森林地方への移住、新規開店の制限禁止等の自己整理案を樹て、其の一部は既に實行せられて居る状態である。

邦人商店の分布状況はリマ、カイヤオ兩市最も多く其の半ばを占め、リマ縣下のチャンカイ、カニエテ、レツテス等の棉花耕地に多く分散して居る。商店の主なるものを擧ぐれば、貿易商にはリマに野々宮商店、石井兄弟商會、末富商會、林商會があり、モリエンドに古屋商會、トルヒーヨに有馬商會等がある。物品販賣業にはリマに佐藤金物店、屋宜松商店、カイヤオにエル・ソール・デル・パシフイコ、ワンカーヨに奥川商店、サンニコラスに近藤商店、カサグランデに小泉富治商店、アヤクーチヨに石川貞一商店、サンピセンテに葉山左五一商店、サンハシントに雨森勇次郎商店等がある。

メキシコ メキシコ國に於ける商業者は、明治三十年頃より明治三十六年に互つて渡航し、炭坑、砂糖黍耕地に入つて勞働に従事して居た邦人が風土病と内亂の爲失敗に歸し、其の半數は都會に移つて商店を經營したのに創まる。現在メキシコ國には約一千二百人の商業者が在留し、メキシコ市を始めコアウキラ州、コリーマ州、チウアウア州、シナロア州、ソノラ州等各地の都市に分散し、貿易商六、雜貨、藥品、食料品等の物品販賣業者多數ある。其の主なるものは貿易商のラ・ハボネサ(辻愛子)、大陸企業株式會社、ラ・ハボネサ(辻眞)、物品販賣業のラ・ヌエバ・ハボネサ、エル・セルロイデ、テイエンダ・アシダ、玉浦商會、エル・ソル・ナシエンチ、東京商會、藥種商のポテイーカ・ハボネサ(古川常吉)、ポテーイカ・ハボネサ(岡精一)、農産物仲買商のアシエンダ・サンピセンテ、ポプラー等である。

亞爾然丁 亞爾然丁國に於ける邦人商業の濫觴は日露戰捷の直後にして、内地貿易商は當地の有望なるを認め、首府ブエノス・アイレス市に店舗を開設し、盛んに取引が行はれるに至り、遂に今日の如き日亞貿易の隆盛を齎すに至つたのである。爾來日亞貿易は益々親密の度を加ふるに至り商業移住者も亦年々増加し、現在當國の商業者は約一千五百人にして、大部分は首府ブエノス・アイレス市に集中し、其の主なる貿易商は二十五にして、陶磁器、絹綿布、貝釦、雜貨等を取扱ひ、物品販賣業は百三十一を算する。主なる貿易商は三井物産株式會社、高嶋屋飯田株式會社、日本棉花代理店、瀧波商店、原商店、辻才次郎商店、山田商店、勝田商店、村井商店、安藤商店、本田商店等があり、又邦人唯一の美術骨董品商としてラ・メゾンサツマ、横濱商店、其の他カフェー店として内外人間に「カフェー東京」として普く知られて居る貝原商店等がある。日亞貿易も逐年進展を見つつある。

工業 當地方に於ける工業は他の産業に比すれば甚だ不振である。且つ其の内容を見ると甚だ貧弱にして、内地工業者が資本と技術とを持つて進出したる者は極めて少く、其の多くは農業者の轉業したる者である。従つて移民の歴史の古いペルー、メキシコ國に於ては其の數も多く、又相當成功者もある。又農業者の轉業したる者多き結果大工石工、塗工、洗濯業者、飲食料品、嗜好品製造の如く、在留邦人目當か、又は工業的技術より見て低級なる業種に従事する者が多い。然し後に述べる如くメキシコに於ける石鹼、絹織物、ペルーに於ける電球、帽子等邦人事業として誇り得べき事業もある。大體に於て工業に従事する邦人は成功せる模様であり、又漸次高級な工業に移りつつある現状にある。又最近に於ける通商事情に依り、本邦工業者の海外に事業を起さんとする情勢の漸次盛んとなつて居ることは喜ばしい現象である。尙近時伯國に對する小企業移民の進出は極めて有望なるに鑑み昭和十四年度に於て小企業者主として絹織物業者約十數家族を伯國に送出し同國內に製造工場を設けしめ本邦よりは原料輸出の増進を計る計畫にて、昭和十五年三月には京都府下より希望者數家族を送出した。而して右計畫の實現は我が輸出振興の一助たるのみならず、海外に本邦品輸出の據點を確保する所以にして其の結果は期待せられる。

中南米 中南米諸國に於ては未だ工業が十分に發達せず、工産品の大部分を輸入に仰ぐの状態であるが、各國共産

業の工業化促進の爲、高率なる關稅其の他の方法に依り國內の工業を保護獎勵して居るので、有望な工業が少くない。而して前述の如く其の大部分は小規模なものであるが、墨國に於ける石鹼、絹織物、ペルーに於ける電球、ゴム、帽子、亞爾然丁に於ける絹織物の諸工業は、日本人の事業として誇り得るものにして、殊にペルーに於ける電球事業は同國の製造專賣權を持つて居る點に於て注目されて居る。最近此の方面に對しても、本邦業者の進出を見んとして居ることは好ましい現象である。

鑛業 中南米地方は我國必需鑛物に富み其の埋藏資源極めて豊富なる状態なるに鑑み、鑛物資源の状態並に買鑛及開發に關する諸般の調査を行ひ當業者の便に供すると共に進んでは企業を誘導に資するは極めて緊要なるを以て、之が目的達成の爲、昭和十四年度に於て太平洋應用鑛物協會の創立あり、當協會事業として南米西海岸地方ポリビア及ペルー地方の調査を行ひつつある。

第二 南洋地方 南洋地方は所謂熱帶圈に屬し護謨、マニラ麻、椰子、砂糖、規那、棉花、木材等の農林資源を始め鐵、錫、ニッケル及び石油等の鑛物資源、鯨、鮫、眞珠貝等の水産資源が極めて豊富にして我國内原料品の一大供給地として古くより重要な關係を有するのみならず其の交通、運輸並に地理的關係等極めて好條件なる爲、邦人及邦人資本に對し其の進出を誘引する力極めて大なるものがある。

従つて近年國內工業の發達に依り其の原料の生産取得及國際的取引を目的として此の地方に各種の企業投資を見るに至り農林事業を始め鑛業、石油事業、水産業は殆ど南洋全體に亘つて行はれ其の投資額の如きも約三億圓を超過すると稱せられ其の歴史の古きと投資額の大なる點に於ては邦人の海外拓殖事業地中滿洲を除き第一位を占めてゐる。尙南洋方面に於ける拓殖事業は我國内産業に對する原料供給地として我國經濟界と極めて緊密なる連繫の下に發達

して來たのであるが、滿洲事變を契機として我が國が世界新秩序建設の口火を切つてからは南洋重要資源の必要性愈々大となりて南方政策強調せられ、更に、支那事變の勃發に依り純戰時状態に入るに及び他方第二次歐洲大戰の勃發を見たる結果同方面よりの物資の供給が杜絶したる爲此等南方資源の重要性は倍加するに至つた。殊に昭和十四年九月、日獨伊三國同盟締結以來世界は樞軸國家と反樞軸國家の兩陣營に別れ、従つて我國に對する民主主義諸國家の經濟的壓迫は次第に強化せられつつあり、特に米國は昭和十三年七月、日米通商條約廢棄の通告以來逐次我國に對し、飛行機、武器彈藥、航空用ガソリン、工作機械、屑鐵、鐵製品、銅、ニッケル其の他重要軍需資材の輸出を禁止若は制限し、英國またその屬領各地に於て我が海運に對し種々の妨害を加へつつある現在、我國の南洋資源の確保は我國の死活問題となるに至つた。本省では物資動員計畫に基き南洋各地よりの物資の要輸入量を決定の上、事業資金及爲替資金及鐵鋼資材の割當を行ひ南洋に於ける拓殖事業の統制を行つてゐる。

農業 護謨 邦人が護謨事業に手を染めてから三十年、其の間市況の浮沈甚しく經營上の苦辛並々ならぬものがあった。曩に大正九年に始つた市價の不振は停止する處無く、大正十一年には將に二十仙臺を割らんとするに至りたるを以て豫て計畫されて居た不況打開の對策としての輸出制限は、和蘭の協調を得られざる儘に單獨、英國のみで同年十一月から之を實施する事となつた。之が爲滯貨が逐次消化せざるに從ひ市價は持ち直し大正十四年末には實に一封度一弗八十餘仙と云ふ躍騰振りを示すに至つた。然るに蘭領に於ける護謨生産の増加と密輸出とに依り輸出制限の威力漸く失はれ來りたるを以て、施行六箇年にして昭和三年十一月限り輸出制限は解除さるるに至つた。其の爲市價の落調は一層歩度を早め、昭和七年六月には一封度四・五仙と云ふ未曾有の暴落を見るに至つた。其の間に處して當業者は護謨園の改良、事業の合理化を計る等鋭意生産費の引下げに努めたのであるが、市價四・五仙では到底追隨す

べくもなく其の苦心は容易ならぬものであつた。

然るにR・G・A (Rubber Growers Association) は護謨栽培の此の窮境を救ふには國際的に生産を制限する以外に方法のなき事を可決し、和蘭業者も亦實際的にして有效なる案あらば限産参加の用意ありとの聲明を發表するに至つたので兩國の當事者間に於て協議を重ねた結果昭和九年四月二十八日協定が成立して同年六月一日より昭和十三年末に至る四年七ヶ月間の期間生産を制限することを發表した。協定参加國は英領馬來、英領北ボルネオ、錫蘭、サラワク、英領印度、緬甸、暹羅、蘭領印度及佛領印度支那の九箇國である。

其の後護謨價は變上りに昂騰を續け、昭和十二年三月には四十五仙半といふ昭和四年以來の高値を現出し業者も我世の春を謳ひ、現地は非常な活況を呈するに至つた。其の間に二、三の邦人護謨園間に合併が行はれたことは喜ぶべきことである。

然るに米國に於ける不景氣は護謨の需給基調に變化を來し相場は再び下落の步調を辿るに至り昭和十三年四月には十五仙臺に落ちたに鑑み國際委員會は九月以降限産率を四十五%に縮減したが殆んど其の效果も現はれず、而も一方滞貨漸増する有様なので、業界の安定を期する爲昭和十三年末を以て満了する限産協定を更に向ふ五箇年間延長する案を決議した。

本更新協定は從來の協定の修正であつて、此の延長期間内に於て現在の植付面積の5%の新植を許可すること並に昭和十四、五年に於ける植替は無制限であるが其の以後はその時の狀勢により判斷すること等が主なる協定内容である。

限産協定案延長の發表があつてから相場は漸騰步調を辿り二十七仙臺を以て昭和十四年を迎へた。そして同年九月

一日、獨、波開戦に伴ふ英、佛の對獨宣戦布告となるや相場は急激に暴騰して三十九仙臺に跳上り、十一月初めには四十仙を突破するに至りたるも其の後、三十七、八仙となり、昭和十五年度中も依然三十六仙臺を最低とし最高三十八仙程度に落付いてゐる。限産率は極度に緩和されて、昭和十五年第一期(一―三月)及び第二期(四―六月)八十%、第三期(七―九月)八十五%、第四期(十―十二月)九十%と決定され同年中平均は八十三%四分の三であつた。一九三九年度に於ける世界總消費額は一、〇七八、七〇〇噸、本邦消費額は四四、〇〇〇噸にして其の四・一%を占め英、米、獨、伊に次いで居る。

邦人の護謨拓殖事業は、馬來半島、スマトラ、蘭領ボルネオ、英領北ボルネオその他に互り、推定租借面積約三十三萬英反(内、植付面積約十五萬英反)に達してゐる。又護謨栽培事業に對する投資は對南洋邦人投資中その首位を占めてゐる。

次に嗜好作物に就き述べれば次の通りである。

珈琲 南洋に於ける邦人の珈琲栽培事業としては會社が企業的に經營して居るものは從來東部爪哇に在る南國産業株式會社のテンポアセオ園及蘭領スマトラ島アチユ州コタチャネ町附近に在る野村東印度殖産株式會社のブキット・トサム園の二園に過ぎなかつたが最近葡萄牙領チモール島に於ける南洋興發株式會社の出資に依る日葡合辦のS・A・P・T(ソシエタデ・アグリコラ・パトリア・エ・トラバリーヨ・リミターダ)が同島に於ける珈琲栽培業を行つて居る。

テンポアセオ園は大正七年に南國産業が和蘭人會社より之を買収したもので珈琲樹中には買収前の植付に係る老齡樹も多くはそれ以後に植付けられたもので大部分は護謨との混植である。又ブキット・トサム園は大正十五年の創業に係るもので兩國とも珈琲の種類は悉くロブスタ種である。

尙昭和十四年度より株式會社二葉商會がメナド附近に於て既成園を買収し珈琲の栽培事業を始めた。又近年比律賓ダバオの高地帯に於てマニラ麻の代作として珈琲栽培を行ふ邦人小農企業者が漸次増加の傾向にある。

生産品は従來南國産業は悉く之を生産地に於て賣却して居り、野村東印度殖産は四分の一前後を日本向として他は地方賣(主として首都メダンに於ける委託販賣)とし、又S.A.P.Tは殆んど大部分を蘭印及歐洲に仕向けて居つた。然るに支那事變による華僑の排日は邦人生産珈琲の賣却を困難ならしめ、邦人同業者は苦境に立つに至つたので邦人企業に依るものは企業維持の見地から出来るだけ我國に無爲替輸入の途を開き其の苦境打開に資する様努めて居る。

茶。邦人の茶栽培業は、現在、南國産業株式會社及武田長兵衛商店のチカネリー栽培株式會社の二會社が爪哇に於て行つて居るのみである。爪哇に於ける茶栽培の起源は二百年の往時に遡るが、邦人會社にして之に着手したのは大正七年末で南國産業株式會社は先づウノサリ高地に於ける和蘭人會社を買収し、次いで翌八年の初め獨逸系會社を買収した。又チカネリー栽培株式會社は武田長兵衛商店の經營に係るもので昭和六年末及七年規那栽培の目的を以て西部爪哇に於て買収した二箇所の茶園に於て茶の栽培を行つて居る。昭和十三年に於ける之等二會社の茶植付面積約千四百ヘクター、生産量約一千噸位である。

生産物の販路。南國産業株式會社のウノサリ、チンダリーの茶は、少量が日本へ仕向けられる外、主としてシドニーへ、又一部はアムステルダムへ仕向けられ、又チカネリー栽培株式會社の生産茶は殆ど大部分歐洲に仕向けられて居たが、歐洲戰爭の影響を受け最近では大分様子が變つて來てゐる。

カカオ。南洋に於ける邦人のカカオ栽培は、スマトラ興業株式會社が同社の事業地たる蘭領スマトラ東海岸州キサラン・プロマンデ農園に於て十數年前試験的に行ひ良好なる成績を示したので昭和七年に十英反の植付を行つた。最

近のカカオ植付面積は三百三十英反に達し、カカオ豆は同園に於て醱酵調製の上我國へ輸送し、明治製菓株式會社川崎工場へ販賣せられて居る。同園のカカオ栽培はスマトラに於ける農園式の唯一のもので、若し將來同島に於て邦人に依つてカカオ栽培が着手される曉に於ては、同園に於ける撰定母樹よりの種實も役立ち得るものと豫想せられる。猶葡領チモール島に於ける日葡合辦のS.A.P.Tも同島に於てカカオの栽培を行つて居り、昭和十三年末に於ける植付面積は千二百陌、生産面積二十陌であつて未だ其生産は極めて僅かである。

此の外、比島ダバオに於て最近個人に依つてカカオの栽培が試みられて居るが、其の面積も少く試験的栽培の域を脱するに至らない。

尙、纖維作物としてはマニラ麻、サイザル麻及棉等がある。

マニラ麻。マニラ麻は南洋に於ける邦人の栽培事業中護謨に次いで重要な位置を占めるものである。明治四十年比律賓ミンダオ島ダバオに於て初めて邦人に依りマニラ麻の栽培が着手されて以來、マニラ麻栽培上優れたる自然的條件を具備して居る同地方に於て邦人の麻栽培に従事するもの續出し、次いで大戰の好況に因る麻市價暴騰の爲内地資本の進出並に移植民の渡航を著しく誘致して同地方に於ける邦人マニラ麻栽培事業は著しき發展を遂げ大正七年には邦人栽培會社六十六社、在留邦人約一萬に達して居た。然るに大正八年に新土地法實施せられて邦人の土地獲得に制限を加へらるるに至り、且又大戰終了後の世界的恐慌に因る麻市價慘落の爲邦人會社の解散没落等相踵ぎ其數二十餘社一攫千金の夢破れて歸國するもの亦續出し大正八年には在留邦人僅に二千七百名を數ふるに過ぎない有様となり邦人麻産業は深刻なる打撃を蒙るに至つたのである。麻産業界に一大革命を齎した動力使用の麻挽機械所謂ハゴクンの發明は此の不況中に於ける邦人の所産であり、引揚邦人の残して行つた全麻園を少數の邦人に依り維持經營し

て行く必要より生れ出たものである。然し大正十三年より麻市況好轉した爲ダバオ邦人麻産業は漸く經濟的に立直ると共に邦人の新渡航を促して事業の擴張行はれ昭和五年には在留邦人約一萬三千人に達した。然るに麻市價は昭和四年末より再び悪化し始め昭和七年末より昭和八年上半期にかけては一時最低三比内外の未曾有の安値をさへ現出し其後も尙六比内外の安値を續け容易に好轉の兆を示さない爲、斯業の前途再び暗澹たるものがあつたが昭和十年夏以來市價昂騰し來り、遂に昭和十一年十二月以降最高二十比を突破するに至り、待望の高値に頓に活況を呈したが此の好況も僅か半歳に止り、其後米國に於ける不況、並に支那事變に伴ふ我國の爲替管理強化の聲に脅かされ市價漸落し昭和十三年に入り復々十比を割るに至つたが爾來時には十比を超え一高一低をつゞけてゐる。猶昭和十三年十月ダバオに襲來した颱風は邦人麻耕地に甚大なる被害を與へ其被害面積約六千町歩に互り其損害額二百萬比に達すると謂はれ業者は銳意之が復舊に努力して居る。現在ダバオに於ける在留邦人の大部分はマニラ麻栽培に従事して居る。

所在分布 マニラ麻は比律賓群島内に遍く栽培されて居り、從來比律賓の特産物と稱せられて居たが近年スマトラに於て蘭人に依り試みられた栽培は急激に栽培面積を増大して一時は年産一萬五千噸に達し、將來比島の脅威たるを思はせたが後漸減し、茲數年來に於ける生産は年五千噸に過ぎない状態である。邦人の麻栽培は從來殆どミンダナオ島の東南部ダバオ灣に面する地方に限られて居たのであるが、最近英領北ボルネオ島タワオに於て試みられた栽培は同地方に於ける麻栽培適地の發見と共に漸次栽培面積擴大せられ、現在其栽培面積は四千四百九十三英反に達して居る。ダバオに比して未だ問題とするに足らぬが英領北ボルネオに於ける邦人の獨占事業であり、益々耕地面積の擴張を圖りつつあるから其の將來は期して待つべきものである。

事業規模及投資額 現在ダバオには邦人の栽培會社三十六社を數へるが、中四社を除き他はマニラ麻の單一栽培或

は麻及椰子を併せ栽培して居り、之等諸會社のマニラ麻に對する投資額は大體千二百萬比見當と推定されるが、この外、之等會社内に所謂自營者即ち請負耕作者として入耕して居る邦人の投資額が八百萬比に達すると謂はれ、又米、比人其の他の外國人經營耕地に於て麻栽培を行つて居る邦人自營者の投資額が一千萬比と推定されて居り、従つてダバオに於ける邦人マニラ麻總投資額は實に三千萬比に達するものと見られる。タワオに於けるマニラ麻投資額は現在の處大凡百萬海峽弗位であらう。尙ダバオに於ける邦人會社のマニラ麻栽培面積は直營並に自營者栽培の分を合して一萬五千町歩、又米比人等の外人耕地内に於ける邦人自營者のマニラ麻栽培面積は約一萬七千町歩、合計三萬二千町歩に達して居り、大部分は生産面積である。

産額 ダバオに於て邦人が麻栽培に着手した當時は同地の麻生産額は極めて少く、大正四年頃でも僅に三萬俵（一俵は二擔）内外に過ぎなかつたのであるが、近年驚異的な發展を遂げレイテ、アルバイ其の他の大生産地を凌駕して遂に現在では群島内麻生産地の主位を占むるに至つて居り、又其品質の優良なる點に於ても斷然他州産のものと同區別せられ、所謂ダバオ麻の稱を得て居る。而も其の七十五%内外は實に邦人の手に依つて生産せられて居る實狀にあるから、ダバオを開發して今日あらしめたのは全く邦人の力であると云ふも過言でなく、比律賓麻産業界に於ける邦人の地位は實に重要であると謂ふ可きである。近年に於けるマニラ麻の比律賓全生産額、ダバオ州生産額並にダバオ及タワオに於ける邦人生産額等を示せば左の通りである。

年次	比律賓全生産数量	ダバオ州生産		邦人生産		ダバオ邦人生産数量
		数量	全比島ニ対スル%	数量	全ダバオ州全比島ニ対スル%	
一九三六年	一、二九五、〇一〇 ^俵	四四三、二五〇 ^俵	三三二、〇〇〇 ^俵	七五	二五・七	二、一三〇 ^俵
一九三七年	一、三〇四、四八三	四四七、三二四	三三五、〇〇〇	七五	二五・七	四、三七三
一九三八年	一、一五一、六八五	六一二、七七七	四六〇、〇〇〇	七五	四〇・〇	五、四九二

(註) タバオ邦人生産数量はタバオ港よりの輸出数量を以て當該年度の生産数量とした。

生産物の用途及販路 マニラ麻は全態芭蕉に似た植物で其の幹莖から採れる纖維は軽くて水に浮び、頗る強靱で海水に對する耐久力が大である爲船船用ロープとして最も適して居り、産額の六割はこの目的の爲に消費されて居ると謂はれる。この外各種工業用ロープ、トロール・トワイン、麥葉用バインダー、トワイン、或は製紙、眞田等の原料として主として日本、亞米利加及英國等に輸出されて居る。近年に於ける比律賓のマニラ麻の仕向國別輸出數量は左の通りである。

比律賓マニラ麻輸出高表

年次	比島全輸出高	内米國向輸出高	内英國向輸出高
一九三六年	一、三三三、八四三 ^俵	三〇九、七四七 ^俵	三一八、二二六 ^俵
一九三七年	一、三二一、三二三	三六三、三二九	三六一、八三九

一九三八年	一、一〇〇、一八六	二三三、九四三	二七九、五六八
-------	-----------	---------	---------

棉 外南洋に於ける棉花栽培は一般的に未だ寥々たるものである。然し近年邦人の外南洋に於ける棉花栽培熱は漸く興り、南洋興發株式會社は數年前より蘭領ニューギニア北海岸の事業地に於て苦心棉花試作を行ひ來つた處、遂にその栽培に確信を得たので、愈々昭和十二年度より本格的栽培を開始し、同年度は植付面積四百陌、實棉收量四千三百五十三擔の成績を挙げたが、十三年度は六百陌を植付け繰綿七百二十八擔、棉實一千四百五十六擔の收穫を見たが、其の後發展の経路を辿つてゐる。又セレベス島メナドの近郊に於て宮地貫道氏が試作したことがあり、現在では小林常八氏が棉作をつづけてゐる。比律賓ミンダナオ島ダバオ州バダダに於ても、太田興業株式會社が四、五年來棉花の試作を行ひ相當の成績を擧げてゐる。

サイザル麻 邦人の海外に於けるサイザル麻の企業的栽培は、蘭領印度中部爪哇ソロ州スベルラワンに於ける東印拓殖株式會社が之を行つて居るに過ぎない。同社は、大正七年、和蘭商法に依り、Dutch Japan Plantation Ltdを設立すると同時に其の創立を見たもので、其の公稱資本金二百萬圓、投資額約百十萬盾で、永租借面積は四千六百六十バウ、農業租借地は一萬二千二百八十九バウを所有し、從來マゼナン、スンベルラワン及バンドンオノレロの三國にサイザル麻及護謨を栽培し、嘗ては五十乃至七十萬疋のサイザル麻の生産を擧げ、生産品はスマラン市コロニアルバンク經由にて委託販賣を爲し歐洲及濠洲へ仕向けて居た。最近數ヶ年間は單に農園の管理維持をなして居るに過ぎない状態にあり、從而其生産量も揭示する程に達して居ない。

黄麻 最近南洋に於ける邦人の農企業として新しく登場したものは黄麻栽培である。從來南洋に於ける黄麻の試作

は各地に於て行はれたが何れも成功するに至らなかつた。然し南米アマゾンに於ける邦人の黄麻栽培成功と近時國內に於ける市況の好轉に刺戟され南洋各地で試作に努力した結果、遂に最近に至りハルマヘラ島に於ては江川氏に依り優秀なる黄麻の純系分離に成功、昭和十五年以來之が企業に着手した。此の種子は蘭領ニューギニヤに棉作を行ひつゝある南洋興發モミ事業地に於て十五年より企業栽培に移され今年は四百五十町歩の作付行はれ好成績を挙げ、今後一層之が栽培擴張を企圖されて居る。一方之に力を得て英領北ボルネオのピリツに於てボルネオ殖産株式會社も黄麻の栽培に着手し目下著々開墾植付に努力して居る。

其の他、邦人の南洋に於ける糖業投資としては、蘭領中部爪哇ソロカルタ・グラテン郡ジャチノムに於けるゲダレ農作株式會社あるのみである。同社は元資本金六十萬盾の和蘭人會社であつたのを、邦人の内外製糖株式會社が千九百二十年に其の株を買收して經營したが、千九百二十三年、大日本製糖株式會社之を買收し、越えて千九百二十五年、百七十萬盾に増資して事業の擴張増設を計り今日に及んで居る。

油・脂・料・作・物、古々椰子、古々椰子栽培企業は南洋に於ける重要な農企業の一つであつて南洋に於ける邦人の農企業としても護謨、マニラ麻に次ぎ第三位を占めて居る。

邦人古々椰子栽培の最も盛んなる地方は比律賓群島ダバオであつて、英領北ボルネオ及セレベス之に次ぎ、その他南洋各地に散在してゐる。

古々椰子栽培は之を専業となすものと護謨又はマニラ麻其他の作物の栽培を兼ねて行つて居るものとある。

南洋に於ける主要古々椰子産出國の植付面積

生産地 面積(年次)

比 律 賓	六四三、一〇〇陸(一九三八年)
佛領印度支那	二四、七三〇〃(一九三七年)
英領馬來	二四五、九〇八〃(一九三九年)
蘭領印度	六〇〇、〇〇〇〃(推 定)

南洋及世界コブラ輸出數量一覽表 (一九三八年)

地名	數量
比 律 賓	三、四二〇チキンタル
佛領印度支那	一
英領馬來	一、八九二
英領北ボルネオ	六四
サラワク	二四
蘭領印度	五、五四四
アジア計	一一、九〇八
世界總計	一四、九三三

邦人の古々椰子栽培は會社數四十一、個人園數三十九、植付面積約一萬五千餘英反である。概して小規模の個人經營のものが多し。

椰子園經營者は直接コブラを製造して生産地の商人に賣却するのであるが、稀には果實の儘商人に賣渡すこともある。賣買契約を了したコブラは市場に搬出せられ輸出される。

コブラは食料油或は石鹼製造の原料として年々南洋各地より輸入せられる。

油椰子 南洋に於ける油椰子栽培の歴史は非常に新しく千九百年代に於て漸く營利的に栽培を見るに至つた。其後の植付面積は逐年増加し、一九二三年には三萬四千英反に達した。恰かも此の年大阪の野村合名會社はスマトラ島カラニヌウに在る獨逸人經營の油椰子園を買収經營し今日に及んで居る。

南洋油椰子生産高表 (一九三七年)

地名	植付面積(陌)	生産高(噸)
英領馬來	二七、八七二	油一 四五、六六六 仁一 七、九〇六
蘭領印度	八三、四五三	油一 九一、五八六 仁一 一九、二二八
計	一一一、三二五	油一 一三七、二五二 仁一 二七、一三四

邦人の油椰子栽培會社としてはスマトラに於て野村東印殖産株式會社、東山農事株式會社及大倉スマトラ農場の三社がある。總植付面積約一萬六千英反、生産面積一萬二千英反に達してゐる。

生産物の販路 油椰子は古々椰子と異り果實より早く油を製造せねばならず、又椰子核は蘭領東印度に於ては油を採取せず、其の儘悉く輸出せられる。本邦に於てはパーム油は石鹼製造の原料及ブリキ製造工業用として年々輸入される。近時歐洲向輸出が不如意なので従來我國に輸入を見なかつた核も若干輸入を見るに至つた。

米 米は南洋の殆ど各地で栽培されてゐるが、現在邦人の米作事業としてはサラワックに於けるものがその唯一つ

のものである。即ち年々多額の食糧米を輸入しつゝあるサラワック國國王の懇願に依り日沙商會は昭和四年以來度々調査員を派して米作適地を選び、昭和六年より邦人農家を入れて米作の實耕調査を開始し、幾多の苦難を経て昨今漸く將來の見込も立つに至つた。

尙南洋には住民の主食糧たる米が不足し、その供給を外米に仰いでゐる國が多く、其等の國の多くは、日本人の手に依り自國の米作の興らんことを希望してゐる。

藥用作物 南洋には藥用として重要な作物が尠くないが、未だ邦人栽培の見るべきものがなく、僅かに次の如きものが知られてゐる。

ココ 邦人のココ栽培は南國産業株式會社が爪哇に於いて副業的に栽培しつゝあるに過ぎぬ。

規那 南國産業株式會社が爪哇のウノサリ農園に於て百八十四陌(單植、全部生産園)に互り栽培してゐるが、同社は和蘭キナ・トラストに加盟し居る爲右トラストの生産制限を受け實際生産力に對し遙に少い生産を爲してゐる。

尙その生産物は殆ど全部和蘭本國に送られる。

この外大阪の武田長兵衛商店が昭和六年爪哇のチカネリー及他二農園に於て前記トラストのアウト・サイダーとして規那栽培を始めたが昭和十三年植付面積三百八十陌、生産量は擧げて日本に仕向けてゐる。

尙和蘭は新制限條令により一九三七年より向ふ十箇年間規那の生産を統制してゐる。

トバ トバ根は古くより土人が矢毒又は漁獲用毒として利用し、特に害蟲驅除に有效なものであるが、之が初めて産業的に栽培されたのは馬來半島であり、而も最近の事である。

馬來聯邦政府が積極的に其の栽培を奨励し始めたのは一九二四、五年以來であるが未だ之を專業とする者少く、多

くは護謨幼樹又は油椰子其の他永年作物の一时的間作として栽培せられて居るに過ぎぬ。一九三九年度に於ける馬來半島のトバ栽培面積は六千七百九十四英反であつて純輸出額は一千三百五十六噸を示してゐる。

馬來半島に於けるトバの組織的栽培は邦人が其の先驅を爲したものであるが、現在邦人にして之を栽培する者少く熱帯産業株式會社は馬來半島セナイ國に於て之が栽培をなして居り又交南洋行は馬來半島ジョホール州クルワンカハに於て三十英反のトバ栽培をなして居る。

尙馬來半島の外、スマトラ、北ボルネオ及サラワク等に於て、少數の邦人がトバ栽培を行つて居るが、大したものではない。

香料作物 南洋には肉豆蔻、丁香等各種の香料植物が生育するも現在邦人にして此種植物を企業的に栽培する者なく、唯、爪哇、ボルネオ、スマトラ等に於て、極く小規模にシトロネラの間作的栽培を行ふ者あるに過ぎず、而も自ら採油することなく生草のまま採油工場に販賣してゐる状態である。

香辛料作物 蘭領東印度が世界の胡椒産地として有名なることは既に世人の熟知するところである。胡椒は世界的の香辛料として用ひらるゝ外、蘭領印度を始め其の他の熱帯地に居住する一般人士の嗜好上殆ど日用品と言ふべく従つて自家用料として彼等の手で植ゑられて居るが、其の分布は實に廣く、蘭領に於ける全生産量の九十九%迄は支那人及土人國の生産であり、歐人農園産額は非常に尠い。

邦人の胡椒栽培は東南ボルネオに於ける東印度起業株式會社のスンゲイドア農園、同社移民國及バコン農園等に於て相當に行はれて居つたが、打續く不況の爲辛うじて維持してをるに過ぎぬ。又西ボルネオのランダ、シンカワン、バマンガ各地方に於ても邦人に依つて栽培せられて居るが、何れも小規模の個人企業のみである。胡椒以外の香辛料

植物に付ては邦人の栽培として記録に上る程のものあるを聞かない。

園藝作物(蔬菜、果樹等) 南洋に於ける邦人の園藝は主として高地蔬菜栽培であつて比律賓群島マニラの北方避暑地バギオの高地に於けるものは戸數六十餘戸(人口約三百人)に達してゐる。この他馬來半島のカメロン高原、スマトラのブラスタギ及爪哇のガロー等高地に溫帯蔬菜の栽培に従事してゐるものがある。

林業 邦人の木材企業は現在に於ては、比律賓、ボルネオ産のラワンを主とする南洋材を対象として居る。斯材の輸入は大正七、八年頃に始まり昭和八年立方米當り製材五圓五十錢、丸太二圓の輸入税を課せらるゝに至つたが、連年輸入増加を來し昭和十二年度三百二十萬石の輸入を示したが、近年は輸入統制に依り其の量は減少して居る。

ラワン、幾多價格の變遷を経て、現在市場にては丸太石十七、八圓にて取引せられて居る。近時斯材利用の研究進み建築家具用材、造船用材、車輛用材、軍需用材、鐵道枕木、橋梁用材、特殊土木用材、電柱、枕木等各種方面に益々其の需要を喚起し來れる外、特にベニヤ用材として需要頗る増加し斯業の大發展を招來するに至つた。

チーク 邦人の租借地を得て企業をなせる者なきも、斯材は、艦船材、枕木、橋梁、車輛、家具、建築用材として缺くべからざる用途を有して居る。

尙、地方別木材商社の状況を列擧すれば左表の如し。

地 方 名	會 社 名	租 借 面 積 (町 步)	蓄 積 量 (万 石)
	比律賓木材輸出株式會社		
	古川 拓殖株式會社		

比 律 賓	南國企業株式會社 株式會社住友商店 株式會社岩井商店 日比興業株式會社 ギンゲー木材株式會社 日比企業株式會社 南洋物産株式會社		
蘭 領 ポ ル ネ オ	南洋林業株式會社		
比 律 賓 及 ビ ネ オ	合資會社ボルネオ物産商會 株式會社安宅商會		
英 領 北 ポ ル ネ オ	野村商事株式會社 合資會社山田種章商店 日産農林工業株式會社		
計		約一、三六〇、〇〇〇	約六八、〇〇〇

産額及販路 此等商社の生産材は一ヶ年二百數十萬石に達し、地方消費又は支那、關東州に輸出せられる一方其の

大半が我國に向け輸出せられて居る。

我國との關係 我國との關係は、貿易上より觀て、比律賓との取引最も多く、ボルネオ之に亞ぎ、南洋物産、野村商事及山田種章商店の三買材業者の外は、何れも邦人の投資乃至融資に依つて經營せられて居る。

現在各國共に木材資源の缺乏を憂慮せらるゝ折柄、蓄積豊富にして材質優良且安價なる南洋材の輸入は、地理的優位を占むる我が邦人が直營其他の方法により其の發展を計る可き事業と云ふ可きである。

水産業 外南洋に於ける廣大なる海洋は熱帯及亞熱帯に跨り、鮪、鮫、鱒、鯛、鰕、眞珠貝、高瀬貝等の重要魚貝類の生棲多く海上も比較的靜穩にして周年操業し得るのみならず附近に有利なる根據地を控へ更に臺灣、南洋群島よりの出漁にも適し且つ他國民との相剋も少い。以上の諸點より考察すれば南洋漁業の將來は大いに發展の餘地あるものと思はれる。

現在外南洋根據の邦人漁業者は鰹、鮪、眞珠貝、トロール及雜漁業に従事して居り其の年産額は約九百萬圓に達する。此の他に南洋を漁場とする臺灣及内地根據の鰹、鮪、トロール、機船底曳網漁業の六百萬圓、南洋廳管下に根據を有する眞珠貝漁業の二百萬圓を合計すれば年産額約一千七百萬圓に及んで居る。

外南洋根據の邦人漁業表

種別	漁業別	經營者數	從業者數
	鰹鮪漁業	七人	七四八
	眞珠貝漁業	一五人	七一一
	雜漁業	八三人	二、九五八
	計	一〇五人	四、四一七

漁業根拠地	年産額	漁船数
シヤミール	二、八三〇	七〇隻
ベンギ	二、八三〇	七〇隻
ビント	二、八三〇	七〇隻
タルナテ	二、八三〇	七〇隻
アンボイナ	二、八三〇	七〇隻
サンボアンガ	二、八三〇	七〇隻
木曜島	四、〇〇〇	一〇九隻
シンガポール	六、〇〇〇	九八隻
マカッサル	九、三二八	四九隻
バタビヤ	九、三二八	四九隻
マカッサル	九、三二八	四九隻
ダバオ	九、三二八	四九隻
サバラン	九、三二八	四九隻
バタラン	九、三二八	四九隻
マニラ	九、三二八	四九隻
イロロ	九、三二八	四九隻
ビスマルク	九、三二八	四九隻
ニウカレドニア	九、三二八	四九隻
トンガ	九、三二八	四九隻
フィジー	九、三二八	四九隻

鯨・鮪・漁業 鯨・鮪・漁業は比律賓、英領北ボルネオ、蘭領セレベス島及附屬諸島を根拠として行はれて居る。而して英領北ボルネオに於てはボルネオ水産株式會社がシヤミール及バンギを根拠として漁獲物は罐詰及節に製造して居る。比律賓島のサンボアンガには日比合併のシー・フード・コーポレーションがあり主として鮪罐詰の製造を行つて居る。蘭

領セレベス島のメナード及タルナテには大岩漁業公司等があつて、節製造及鮮魚の供給をなし來りたるが、昭和十六年より罐詰工場の設備を計畫中にて、其の他各地に個人漁業を営むもの多く、斯業は南洋に於て最も盛なる漁業の一つである。

外南洋根拠の邦人鯨・鮪・漁業表

地名	經營者	従業員	漁船	年産額
シヤミール	ボルネオ水産株式會社	三三五人	六隻	一、五〇〇千円
バンギ	大岩漁業公司	一八〇	二隻	八〇〇
ビント	大岩漁業公司	二〇	二隻	八〇〇
タルナテ	大岩漁業公司	二〇	二隻	八〇〇
アンボイナ	個人漁業者(四)	二五	三隻	五〇〇
サンボアンガ	シー・フード・コーポレーション	七四八	七〇隻	二、八三〇
計		七四八	七〇隻	二、八三〇

眞珠・貝・漁業 邦人の眞珠貝漁業は、南洋群島を根拠とする純然たる遠洋漁業組織のものと外國領土を根拠として日本人に依つて經營せられたるものと大別し得べく、又、外國人經營の斯業に従業員として雇傭せられ眞珠採取を行つて居るものもある。茲に記する眞珠貝漁業は外國領土を根拠とするものみに關する。海外に於ける邦人經營の漁業は蘭領印度及比島にて行はれ、濠洲に於ては日本人經營の漁業は禁止せられて居る爲、契約従業員として眞珠貝漁業

に從事するものあるに留る。

現在濠洲に於ける邦人従業員は約七百名であつて、其の内地送金高は約五十萬圓に達する。此の他蘭領プートンには邦人經營のプートン眞珠株式會社があり、蝶貝眞珠の養殖を行つて居る。

外南洋根據の邦人眞珠貝漁業表

地方別	種別	邦人従業員	邦人漁業者	邦人船數	備	考
木曜島		三五四人			外人船主下に乘組員として採取業に從事す	
ダーウイン		五二			濠洲に歸化せる村松次郎は漁船三隻を經營す	
ブルーム		一九八			外人船主下に乘組員として採取業に從事す	
コサック		二〇			濠洲に歸化せる村松次郎は漁船一隻を經營す	
ドボ		四七			邦船乗組員三十六名の他、セレベス貿易會社の従業員十一名	
ホロ		一一			プートン眞珠株式會社經營に依る眞珠養殖年額十萬圓	
ブー		二九				
計		七一	一五	一九		

雜漁業 以上の漁業の他、打瀬網、追込網、採貝漁業等の雜漁業があり、シンガポール、バダビヤ、マカッサル、ダバオ、サバン、パダン、マニラ等を根據として行はれ、鯨、鯛、鰹、鰯、雜魚及高瀬貝等を漁獲し、其の従業員總數二千九百名、年産額六百萬圓に及んで居る。

外南洋根據の邦人雜漁業表

地名	經營者	従業者	漁業種類	漁船	年産額
シンガポール	永福産業公司 其他七	九六七人	追込網、本網、釣	五五	三、〇〇〇千圓
バタビヤ	永福産業公司 大城公司其他三	二八八	追込網、曳網	二二	四〇〇
マカッサル	玉城組	三二	追込網、一本釣	二	一〇〇
ダバオ	後藤金造外十七名	一六〇	追込網、巻網	三七	四五〇
サバン	玉城組	三六	追込網	七	四〇
パダン	金城組	三五	追込網	六	四〇
マニラ	個人	一、〇九九	手網、追込網	二二	一、四六二
イロロ	個人	二四〇	桁網、追込網	三〇	二八八
ビスマル	個人	一二	採貝、手釣	六	一〇〇
ニウカレドニア	個人	六五	採貝、手釣	二〇	二〇〇
トンガ	個人	一	採貝、手釣	一	二〇
フイ	個人	一六	採貝、手釣	一	一六
ニウヘブラ	個人	七	採貝、手釣	一	一六
合計		二、九五八		四〇二	六、〇九八

鑛業 現在南洋方面に於て邦人に依り着手されてゐる鑛企業の稼行目的鑛物の種類は金鑛、銅鑛、鐵鑛、マンガ
 鑛、ニッケル鑛、クロム鑛、錫鑛、ボーキサイト、燐鑛、雲母、石油の十一鑛種に達してゐる。就中鐵鑛採掘は最
 も盛に行はれて居り邦人鑛企業の大宗である。金鑛、銅鑛、雲母、燐鑛及石油は未だ試掘の域を脱して居らないが其
 の將來は期待されてゐる。

鐵鑛 スリメダン鑛山 石原産業会社の經營であつて、馬來半島ジョホール州バトバハに在り。鑛石は赤鐵鑛を主
 とし品位六〇%以上である。大正九年より稼行してゐる。

太陽鑛山 石原産業会社の經營であつて、馬來半島トレンガヌ州ケママンに在り。鑛石は赤鐵鑛及含マンガ
 ンにして、前者の品位は六〇%、後者の品位はマンガ一六%、鐵三〇%以上である。大正十三年より稼行してゐる。

ヅングン鑛山 日本鑛業株式会社の經營であつて、馬來半島トレンガヌ州に在り。鑛石は主として赤鐵鑛にして多
 少の磁鐵鑛を含み、品位は六〇%以上である。昭和五年より稼行してゐる。

タマンガン鑛山 南洋鐵鑛株式会社の經營であつて、馬來半島ケラントン州ケラントン縣に在り。鑛石は褐鐵鑛に
 して品位五六%以上である。昭和十二年より稼行してゐる。

飯塚鑛山 飯塚鑛業株式会社の經營であつて、馬來半島ジョホール州エンダウ河上流に在り。鑛石は主として褐鐵
 鑛にして品位五〇乃至五五%である。昭和十一年より稼行してゐる。

佛印の鐵鑛山 印度支那産業會社は佛領印度支那安南州清化縣ヌイバン及東京州太原縣クワン並にモリナムの三鑛
 區を稼行しつゝあり。鑛石は褐鐵鑛及赤鐵鑛にして品位五〇乃至六〇%、昭和十三年より出鑛を開始してゐる。尙佛
 領印度支那に於ては此外邦人の關係ある鑛山が一、二ある。

ゴロ鑛山 ヌベルカレドニー鑛業株式会社の經營であつて、佛領ニューカレドニヤの南端に在り。鑛石は褐鐵鑛に
 して品位は五〇%内外である。昭和十四年より出鑛を開始してゐる。

バラカレ鑛山 石原産業の投資に依り稼行されてゐるもので、比律賓カマリネス州バラカレに在り。鑛石は赤鐵鑛
 にして品位は六〇%以上である。昭和十四年より出鑛を開始してゐる。

マリンドケ鑛山 太平洋鑛業株式会社が特殊の契約を以てゴールド・スター鑛山會社をして稼行せしめて居るもの
 で、比律賓マリンドケ島に在り。鑛石は磁鐵鑛並赤鐵鑛にして品位は六〇%内外である。昭和十三年より出鑛を開始
 して居る。

マニカニ鑛山 三菱鑛業株式会社の投資に依り稼行準備中にして昭和十六年より出鑛の豫定である。比律賓マニカ
 ニ島に在り。鑛石は水酸化鐵にして品位は五〇%内外である。

此外日本鑛業株式會社は西濠洲ヤンビーサウンド島の鐵鑛開發權を獲得し稼行準備進捗中の處昭和十三年濠洲聯邦
 政府は突然鐵鑛の輸出を禁止したるを以て休山の止むなきに至り目下交渉中である。

向比律賓の鐵鑛山中の一、三は邦人が特別の關係を有し年數十萬噸の買鑛をなしてゐる。

マンガン鑛 タンドウ鑛山 日本鑛業株式会社の經營であつて、馬來半島ケラントン州タンドウに在り。鑛石の品
 位は四〇%以上である。昭和十一年より稼行してゐる。

ブスアンガ鑛山 日比鑛業株式会社の經營であつて、比律賓バラワン州ブスアンガ島に在り。鑛石の品位は五〇%
 内外である。昭和十二年より出鑛してゐる。

錫鑛 コブケブ鑛山 三菱鑛業株式会社の經營であつて、タイ國スラタニー縣バンナー郡コブケブに在り。鑛石は

品位七三%の砂錫である。昭和十四年より出鑛を開始してゐる。

此外石原産業公司是馬來半島に錫鑛區を所有してゐたが、未だ着手の運びに至つてゐない。

ニツケル鑛 太洋鑛業株式会社はニューカレドニア東海岸に鑛區を獲得し、昭和十一年六月以來出鑛を開始してゐる。鑛石の品位は四%前後である。

此外某鑛業會社は南阿ロデシヤ州ブラワヨ在ノール砒化ニツケル鑛山の開發に着手したが第二次歐洲戰亂勃發に依る輸出禁止の爲に休山の止むなきに至つた。鑛石の品位は一五%前後である。

ボーキサイト 石原産業公司是馬來半島ジョホール州バトバへ附近に、株式會社日沙商會はジョホール州ブリキアチに於て、前者は昭和十二年、後者は昭和十三年より出鑛を開始し居りたるも、後者は第二次歐洲戰亂勃發の爲運搬水路の閉鎖を受け一時休山の止むなきに至つた。鑛石は各アルミナ六〇%前後の良鑛である。

クロム鑛 東邦金屬製鍊株式會社は比律賓ザンバレス州ギスギス在のクロム鑛山の開發に投資し、昭和十四年より出鑛を開始してゐる。鑛石はクロム鐵鑛にして品位四五%以上である。

金鑛 ボルネオ物産商會は比律賓セブ島に於ける金鑛床の開發に着手し、昭和十四年度より出鑛を開始し、未だ試掘の域を脱しないが、將來が期待されてゐる。

此外邦人某はセレベス島パロポ附近に於て鑛區を獲得し昭和十五年頭初より試掘に着手してゐる。

石油 ボルネオ石油株式會社はボルネオ東海岸サンクリラン附近に於て試掘中である。

バットグアノ 南洋興發株式會社は比律賓ボホール島に於けるバットグアノの開發に着手し、昭和十四年より出鑛を開始せしも目下休山中である。

雲母 邦人某はセレベス島東海岸ペーリン島に於ける雲母の試掘權を獲得し昭和十五年末より出鑛を開始してゐる。

銅鑛 石原鑛山會社が所有する爪哇ソロ市附近の銅鑛山は目下運搬問題に關し研究中であり開發の運びに至つてゐない。

マンカン銅山 比律賓山岳州マンカンに在り。邦人事業者が特殊の關係を以て全出鑛量を買鑛し居るもので、昭和十二年より稼行を開始してゐる。品位精銅鑛二九%内外。

鑛 佛領印度支那老開地方に於て印度支那鑛業會社(臺拓投資)印度支那鑛開發會社(南拓投資)が鑛區を確保し目下開發準備中である。鑛石は燐灰石にして品位は三五%以上である。

商業 南洋地方に在りては蘭領印度、比律賓、英領馬來に於て邦商の勢力は相當強く各地に互る販賣網を有して居る。

日貨排斥 南洋に活躍する邦商は明治四十年辰丸事件以來數回に互り華僑の日貨排斥を蒙つて來たが、最近本邦商品が南洋居住者の必需品に迄進展するに及び、排日貨も昔日の如き實績上らず、反つて邦商に利益を齎す程に立ち至つた。然し本事變勃發以來相當根強い排斥を受け一時は邦商も苦境に陥つたのであるが、廣東、漢口の陥落を契機として漸次好轉して來た模様である。

蘭領印度 最近に於ける本邦商品の目覺しき進出と共に之が取扱商たる邦人輸入卸賣業者、小賣業者の進出も顯著となり邦人商業者は今や從來蘭印經濟界に於ける專制的價格決定者たりし歐商輸入業者、華僑小賣業者の地位を脅かすに至つた。之が爲蘭印政府當局は從來の機會均等主義を放棄し、和蘭本國産業保護の意味を以て各種の輸入制限或は割當制を實施すると共に、昭和八年には入國令を改正し、同十年八月二十四日には非常時外國人勤勞條令を制定し

た結果、本邦人の経済的發展上尠からざる支障を來すに至つた。蘭領印度は多種多様の工業原料品の供給地たるのみならず、六千萬爪哇人の衣食住に缺くべからざる總ての工業製品、機械、器具類を購入するの關係上、輸出入貿易は盛況を極め從來日、蘭、英、米、佛、獨等の貿易商が主要港たるバタビヤ、スラバヤ、スマラン及メダン等に雜居し商權の確保、地盤の擴張に鎬を削り、國內商業上に於ては支那人が牢固として抜くべからざる勢力を有して居た。然るに最近の經濟事情の變化に因り、前述の通り蘭商、華商の地位危くなりたる爲、領内産業の保護統制を標榜して各種營業に就き、免許制度を採用する營業制限令を發布するに至り邦商側は相當の壓迫を蒙るに至つた。

現在蘭領印度に於ける邦人商業人員は二千五百五十四人にして、貿易商七十五、綿絲布、絹布、セメント陶磁器、硝子製品、電氣機械、自轉車、食料品、雜貨、藥品等の物品販賣業者六百七十五人である。其の分布狀況は爪哇に最も多く、總數の六七・五%を占め、バダビヤ、バンドン、スマラン、スラカルタ、スラバヤ、ルマジヤン、パニユワング、ケデイリが中心地となつて居る。第二位はスマトラで二三・二%を占め、メダン、タンジョンパレー等が中心地で、其の他セレベス島マカツサ、ボルネオ島ボンテアナにも多く、其の分布地域は全蘭領印度に亘つて居る。

邦人商業者の主なるものを舉ぐればスラバヤ、バタビヤの三井物産、三菱商事を始めとして千田商會、大同貿易、東洋棉花、日本棉花、江商、守谷商會の各株式會社、大信洋行、安藤商店、メダンの杉本商店等がある。物品販賣業にはスラバヤの松永洋行、シトアルジョの田中物産仲買店、ラワンの太陽商會、バンドンの佐藤商會、櫻洋行、ケデイリの山口商店、ブルオケルトの常盤商店、パレンパンの清榮商會等がある。

比律賓 比島に於ける邦人商業の發端がベンゲット道路工事(明治三十六年)從業の爲渡來した勞働移民の一部の轉向にある事は既に移植民の沿革中に於て述べた通りであるが爾來麻耕地農業移民と共に商業移民の渡航相續き、外

國貿易及小賣商方面に活躍し、現在比律賓には二千五百二十四人の邦人の商業者が在留し、貿易商十、陶磁器、雜貨、食料品等の物品販賣業者六百十五を數へ、マニラ、イロイロ、セブ、ダバオ、サンボアンガ等各地に散在して居る。

比律賓は未だ農業本位國即ち原料生産國にして、國內商業の如きも充分なる發達を見ず、農産物の集散、工業製品の配給の程度に止つて居る。從來商權の把持者は支那人であつたが、最近に於て日本品の進出其の他の事情に依り邦商並に比商が次第に是等の地位を侵蝕して居る。

邦人商店の主なるものを舉ぐれば、貿易商には、マニラの三井物産、三菱商事支店を始めとして岸本商店、大阪貿易、大同貿易支店、金貨メリヤス、神戸バザール、森自轉車店、ダバオに於ける三井物産ダバオ出張所、太田興業、エス・ナカジマ等がある。物産販賣業にはマニラに高橋商店、日本バザール、アイデアアルバザール、イロイロ州の東京バザール村上商店、セブの大正バザール、サンボアンガの旭バザール、ダバオの大阪バザール支店、飯崎、松尾、山路商店等がある。

英領馬來 明治の初期に始つた邦人の英領馬來への渡航は、大正の中期に至るまで漸増し商業界、栽培界に於ける活躍は相當見るべきものがあつたが、大戰後の不況と數次に互る華僑の日貨排斥とに因つて非常なる苦境に陥つた。然し數年來の我國輸出貿易の進展に伴ひ漸く其の勢を挽回しつつある。新嘉坡、マラッカ、彼南等は何れも仲繼港たる關係上、馬來半島奥地は勿論タイ國、蘭領印度方面への邦品の轉買旺なる結果、此の方面への進出は有望にして年々發展しつゝあつたのであるが、最近に於ける日英間の惡空氣と排日貨は邦商發展の上にも相當の打撃を被るに至つた。現在英領馬來には八百七十二人の邦人商業者があり、新嘉坡に最も多く彼南、ジョホール州等に分布して居る。貿易商十、陶磁器、硝子製品、吳服類、自轉車、雜貨等の物品販賣業者二百十八がある。其の主なるものは、貿易商には三

井物産、三菱商事新嘉坡支店を始め、株式會社千田商會、加商株式會社、士母他公司、弘榮商會がある。物品販賣業には南洋商行、日本賣藥株式會社、越後屋吳服店、伊勢屋、櫻商會、南洋印刷所、都電氣商會、弘榮藥房、日本藥房、ロビン商會等がある。

タイ國 華僑は南洋各地の經濟界に不拔の勢力を有するが特にタイ國經濟界に於けるそれは絶對的であり内外に不拔の配給網を張つて國內商業を獨占すると共に、外國貿易の大部分を取扱つて居る。邦商の勢力は未だ極めて微力にして、最近の日本商品の進出とタイ國政府の親日政策とに依り漸く邦商進出の素地は作られたが、其の數は極めて少く現在邦人商業人員は百六十五人に過ぎない。邦人貿易商は十八名を數へるがその主なるものは三井物産會社支店、山口洋行、江畑洋行、伊藤洋行等であり、物品販賣業には日出藥房がある。

佛領印度支那 佛領印度支那は他の南洋諸國と同様原始産業國にして、商工業方面の發達は甚だ微弱なるのみならず、統治國たる佛蘭西が外貨の流入を喜ばず、極度に佛國商品保護政策を採つて居る爲、其の發達遅々として進まず、商權の大部分は支那人に依つて占められて居る。現在佛領印度支那に於ける邦人商業人員は百三十四人にして、貿易商二十六、物品販賣業六名である。主なる邦商は、貿易商に三井物産會社西貢出張所、水谷商店、下村洋行、菊池漆行等があり、物品販賣業には株式會社齋藤商店河内出張所、長嶋洋行、山田商店、森瀬商店、中一洋行等がある。

サラワツク 英領北ボルネオ、ブルネイ其の他、サラワツク王國、英領北ボルネオ、ブルネイ等にも少數の邦人商業者があり、雜貨の輸入販賣に従事して居るが、未だ未開拓の域を脱せず、將來の好發展地として期待されて居る。

工業 南洋の如き天然資源に富める地方に於ては、加工工業又はローカルの工業にして有望なる者が少なくないが其の實權は主として支那人及歐洲人の手に在り、邦人は甚だしく立遅れて居る。昭和十三年十月外務省の調査に依れば、

南洋方面に於て工業に従事せる邦人數は二千二百三十三人にして、他の産業に比し甚だ不振であり、其の内容も甚だ貧弱であつて、内地工業者にして資本と技術とを持つて進出した者は極めて少く、農業者及商業者の轉業した者が多い結果、大工、石工、塗工、洗濯業者、飲食料品、嗜好品製造の如く在留邦人目當か又は手工業的小規模事業に従事する者が多い。然し後に述べるが如く、比律賓に於ける麥酒製造業、菓子製造業、護謨靴製造業、罐詰製造業並に蘭印に於ける織布業の如きは、其の經營方法近代的にして邦人事業として誇り得べきものであるが、其の他は未だ小規模なるを免れない。

而して工業に従事する邦人は大體に於て成功せる模様であり、又漸次高級なる工業に移りつゝある現狀に在る。尙最近に於ける本邦對南洋諸地方の通商事情は、本邦工業者をして機械及原料を内地より輸入し、彼地に於て製造工業起をさしめんとする情勢を漸次濃化しつつあり、今後此の方面に於ける進出は期待し得べきである。

蘭領印度 蘭領印度は所謂熱帶性氣候と地味の肥沃とに依り、植物性工業原料極めて豊富なるのみならず、之が加工に要する勞力には極めて低賃金なる支那人、土人あり、唯動力に於て電力料金高價にして蒸氣力に依るの外なく之が燃料用の石炭は輸入に俟つの缺陷あるも、豊富なる工業原料と低賃銀の勞働力とに依り、蘭印工業の前途は洋々たるものがある。蘭領印度に於ける邦人工業者數は二百十一人にして、織布業、精米、製材、護謨精製加工、製藥、蚊取線香製造、自動車タイヤ修繕、自轉車修繕、電氣器具組立、麥酒、清涼飲料水製造、硝子瓶製造、鐵工、瓦斯熔接、鍍金等の凡ゆる業種に互り従事せるが、織布業を除いては何れも小規模經營に過ぎない。最近我國の經濟力が同地方に對して急激に進出した爲、蘭印の政府は本國及蘭印の和蘭人事業保護の目的を以て、一九三四年十月二十三日營業制限條例を發布し、同地在住の邦人營業權に干渉すると共に、同地に對する新なる工業進出を阻止し更に一九三

五年非常時外國人勤勞條令を發布して、邦人従業員の入國を制限したる爲邦人の工業的進出は可成の困難を伴ふに至つた。

比律賓 比律賓は其の位置、亞細亞貿易に對する絶好の配給地に當り、地味豊饒にして各種の資源豊富なるに拘らず、工業に必要な動力資源並に資本の缺乏、勞力の尠高、住民の企業心乏しき等の諸原因に基き、其の工業は未だ不振の域を脱しない状態にある。比律賓に於ける邦人工業人員は千四百十八人にして、製材、製菓、シャツ製造、味噌醸造、家具製作、木炭製造、カンバス靴製造、清涼飲料水製造等の業種を擧げ得るが、カンバス靴製造及清涼飲料水製造を除き技術的低位の工業のみに限られて居る。而して最近比律賓コンモンウェルス政府の成立に伴ひ日比兩國經濟提携の見地より邦人工業者が同地方に進出し、日比合辦にて新企業を起しつつあり、ナショナル工業株式會社の護謨靴製造、バリンタワク・ビールブリーユアリ株式會社のビール醸造、南洋水産株式會社の罐詰製造の如きは其の例である。**英領馬來** 英領馬來は護謨、古々椰子、油椰子、籐等を始め、幾多有用なる工業原料品に富めるのみならず、東洋交通の中心地として製品の搬出極めて容易なるに拘らず、其の第一條件たる燃料即ち石炭、石油及重油は輸入に俟ち、之に代るべき電力亦高價なると、勞働者の能率低きとに依り、其の工業は見るべきものがない。

邦人の當地方に於ける工業も亦從つて微々として振はず、工業従業員は二百十四人を算するも、其の規模小にして地方的な需要を充す程度のものに過ぎない。

佛領印度支那 佛領印度支那は光と熱とに恵まれて工業原料多く、勞働者及燃料豊富にして工業發達の好條件に恵まれて居るが、佛本國は極度の鎖國政策を採り、高率關稅と土地所有の禁止とに依り外國資本の進出を妨げて居る爲、我國の經濟的進出は殆んど不可能の状態に在る。

タイ國 タイ國は米を主とする農産物を始め各種工業原料に富むも、動力資源の缺乏、住民の勞働能率低位、外國人土地所有の禁止等の爲、其の工業は未だ不振の域を脱しない。然し最近同國政府は國內工業の振興を圖る爲、先進諸外國の技術と資本を要求しつつあるが、彼我經濟提携に基き我國の優秀なる技術と資本とに依り、當地方への進出は今後に俟つべきである。

因みに現在の邦人工業者は僅かに十二人を數ふるに過ぎない。

第三節 海外拓殖事業の指導獎勵に關する施設

第一 政府の指導 海外資源の調査及紹介 邦人の海外企業として有望なる新資源の獲得は、海外進出の國際競争に立ち後れたる我國として、將又主要工業原料品及特殊食料品等を海外よりの輸入に仰ぐ状態に在る我國としては、一日も之を忽にすべからざる實情に在る。然るに是等の資源獲得に關しては地理、氣候、風土、交通、衛生に關する状態及企業し得べき産業の種類、企業方法、採算關係等に關し、科學的にして且つ精密周到なる實地調査を必要とするのであるが、斯かる調査は専門家をして相當組織的に行はしむることが必要であり、且つ地域遠隔、交通不便等の關係上多額の經費と日子とを要するので、從來内地企業家の熱心なる希望あるに拘らず、一部の資本家を除いては容易に企業し得なかつたところである。然しながら今日の我國に於ては企業團體の海外進出を圖り、工業原料の合理的取得に依り國內産業の振興を圖ると共に、一方海外市場の開拓、貿易の促進に依り失業問題の緩和と國民精神の作興とを圖ることが極めて重要なことである。故に政府は特に海外に於ける資源中

一 企業の見込あるもの

一 内地工業と聯絡を有し其の原料を内地に供給し得るもの等に付て、民間事業の各方面に於ける調査に援助と指導とを與へ、之が具體化に努めて居る。

移住適地の調査及紹介 我國の現状に鑑み、成るべく多數の移住適地を海外に調査し、其の中有望なるものに對しては敏捷且つ具體的なる移住計畫を樹て、最も安全且つ平和的に邦人を移住せしむることは極めて緊急である。然るに斯くの如き調査は前述の海外新資源の調査と同様に極めて實行困難なる種々の事情あり、移住を希望する個人又は團體のみの力では容易に計畫し、實行し得ない場合が尠くない。斯くて邦人の發展を期し得ない憾がある爲、政府は昭和四年以來成るべく民間に於ける此の種調査に援助を與へ、將來邦人の移住し發展の見込ある地方に付て、各般事情を調査せしむると共に、他面實際に移住者を入植せしむる場合に於て、必要なる具體的計畫に關し實地に就て試験調査せしめて居るが、將來此の種の調査に依り新なる移住地を建設し得る見込である。

各種産業に對する指導 今日我が海外發展の基礎を爲して居る移植民及海外拓殖事業に従事せる者は、徒手空拳海外萬里の異郷に活躍せる者が寧ろ多數にして、是等は多く技術的知識経験を缺き、爲に往々にして豫期しない失敗を招くことがある。故に當省は適地適業の技術的指導を企圖して居る所以である。例へば伯刺西爾國サンパウロ州に於ける移民は多く珈琲單作に偏し、爲に一朝珈琲の不作又は不況に遭遇すれば十年辛苦の結果が忽ちにして水泡に歸するの状態である。故に珈琲栽培に關する基本的指導をなすと共に、他面珈琲單作の危険分散の爲に珈琲以外の栽培物にして珈琲と併作し得られるものに關して調査指導を爲すこととして居る。南洋に於ける護謨栽培業者に對しても同様の指導をして居る。

以上の施設を行ふ爲、昭和四年度より邦人事業の集團せる海外樞要の地に技術職員を配置又は増置し（以前はサン

パウロ市に少數の技術員が居たのみである）専ら邦人移民の農事及各種の拓殖事業の指導に當らしめて居る。

第二 政府の助成 産業施設に對する助成 海外興業株式會社、海外移住組合、南米拓殖株式會社、アマゾンニア産業株式會社の如く、海外萬里の異域に於て邦人のため移民事業を經營する諸團體の事業は、其の事業地が遠隔にして且つ其の根本に於て多分に公益的性質を有する爲、事業計畫當初に於ては相當の成果を豫想して計畫しても、其の實際に當つては國家に於て相當の指導と助成とを與へなければ、到底所期の目的を達成することが出來ず、又將來の發展を期し得ないのを常とする。仍つて政府は從來是等の事業經營團體に對しては特に移民の常に利用する産業諸施設即ち倉庫、精米所、製材所、珈琲精擇場、繰棉工場其の他道路等の建設費に對し相當の補助金を交付し、以て事業の發達を期して居る。尙南米拓殖株式會社及アマゾンニア産業株式會社の如く、海外に於て邦人移住地の經營を主たる業務とする株式會社に對しては、其の事業の性質上從來の産業施設助成の方法では不適當且つ不十分であるので、政府は昭和十一年より十年以内の期間を限り、毎年會社の移住地建設費の年六分以内に相當する金額を支給することとし、民間企業としての移植民事業の堅實な發展を圖ることとなつた。又海外に於ける邦人の鑛業、水産業、倉庫業等の如く移民事業を伴はざる拓殖事業を經營する諸事業に對しても、亦、同様の理由に依り其の施設費に對して相當の補助金を交付し、是等拓殖事業の發達を期して居る。

次に茲に特記すべきものに在伯邦人産業組合に對する助成がある。伯國に於ける邦人移民が次第に其の數を増し、各地に發展して集團地を形成するや、是等の集團地に於ては産業組合の必要を感じ之が設立を見たもの既に五十一組合(其中法律に依る正式組合は十三組合)に達して居る。産業組合は組合員に相互扶助、共存共榮の良風を馴致し小産業の發展を助長するものであるが、伯國に於ては此の外尙特殊の意義を有するものがある。即ち移民集團地自治の

基礎を確立するのみならず、將來に伯同胞の金融に關して有力なる資金運用機關として中心的活動を爲す使命を有するものである。然るに既設の組合は孰れも設立日尙淺く、倉庫、事務所、精米所其の他の工場等は未だ整備せざる状態である。従つて是等の産業組合の産業施設に對して相當の補助を與へ、以て組合をして充分なる活動を爲さしむべく努力して居る。而して是は單に伯國に限らず、南洋方面に於ても、邦人移民の此の種自治的組織の出現する傾向に在り、比島タバオに於てマニラ麻栽培に従事して居る邦人間にも既に二、三の産業組合が設立されて居る。政府は是等南洋方面に於ける産業組合又は漁業組合に對しても勿論、伯國に於けるものに對すると同様可及的助成の方針を採つて居る。

公益施設に對する助成 教育施設 政府は邦人が一地方に多數集團し、子弟に對する教育機關設置の必要が認められる場合には、教育會を設立して小學校の開設を爲さしめ、之が建設維持に要する經費に對しては相當の補助金を交付する外、教師の派遣を斡旋する等異郷に在る者の子弟教育に遺憾なきを期して居る。現在中南米諸國、滿蒙、支那、南洋方面に於て邦人の集團する大都市又は移民地には殆んど小學校が設けられて居る。然し邦人の數未だ多からざる地方に於ては勿論何等教育施設無く、爲に子弟の教育に付不便を感じて居る地方も尠くはない。此の點に付ては相當考慮中である。

衛生施設 海外に於ける邦人の爲に衛生施設の必要が認めらるる地方は、商業其の他の爲に邦人の多數集團せる都會地ではなく、寧ろ都會より隔りたる奥地の農業地帯である。即ち伯刺西爾に於けるイグアベ植民地、移住組合の經營するチエテ及バストス移住地、アマゾン地方に於ける南拓植民地の如き交通不便なる地方に建設せられた植民地、若し南洋方面に於ける護謨園、麻園等の如く交通不便にして其の上何等施設の見るべきものが無く、而も事業の性質上

多數邦人の集合せる地方である。斯くの如き植民地若しは拓殖事業地に對し政府は從來補助金を交付して醫療施設を爲さしめ、邦人に對しては勿論地方土著民に對しても公益的に醫療の使命の發揮に努めて居る。

移住者收容所 伯刺西爾其の他遠隔の地に於ける植民地に、内地より渡航して移住する者が移住地到着と同時に住宅を建造することは不可能のことである。茲に於て移住者が各自の住宅を完成する迄、假の宿とするバラックを準備し置くことは移住地經營上の必須條件であるが、是は移住者保護を目的とする施設である爲、政府は從來此の種の施設に對し補助金を交付し、以て移住地到着の移民に不便なからしむることに努めて居る。

拓殖金融に關する施設 海外拓殖事業は外國領土内に於ける事業であり、且つ主として未開地に於て行はるる事業である爲、内地の事業に比し種々なる點に於て不便と困難とを伴ふものである。従つて政府に於ても之に對しては特別の保護助成の施設を爲さねばならぬことは既述の通りである。而して是等施設中現在最も必要とせられて居るものは金融上の施設であらう。我國の海外拓殖事業は地域及事業の性質上、之を南米方面に於けるものと南洋方面に於けるものと大別せられることは前述の通りであるが、拓殖金融の觀點からも亦此の區別は必要である。

南米方面 南米殊に伯刺西爾に於ける邦人の拓殖事業は珈琲、米、棉花等を栽培する企業者を主として居る關係上、之に對する金融は南洋に於けるものとは稍々其の趣を異にして居る。

從來伯刺西爾に於て之が金融に當つて居たものは、主としてサンパウロ州銀行、ノロエステ銀行、コメルシアル銀行、簡工銀行等の伯刺西爾銀行とコムミツサリオと稱せらるるものである。コムミツサリオは伯刺西爾の特殊事情に基いて發生したるものにして、農産物の委託販賣事業を本體とし、之に附帶して其の收穫物を擔保として短期又は一年位の中期の金融を爲して居る。

伯刺西爾在住の邦人農業者は廣大なる面積に、而も邊鄙なる地方に小集團を成して點在して居る爲、伯刺西爾銀行の利用は充分に行はれず、寧ろ前述のコムミツサリオが農企業者に對する金融機關として最も恰好のものであるが、現在邦人にしてコムミツサリオを經營して居るものは、唯東山農事株式會社あるのみにして、不況時等には特に金融に困難を感じざるを得ない状態である。茲に於て伯刺西爾の特殊事情に適應したる農事金融機關を設置することは刻下の急務にして、拓務省に於ても大いに之が解決策を考究して居るが、先づ金融の基本的組織たる産業組合の設立助成並に之が發展に努力して來た結果、前述の通り在伯邦人産業組合は益々發展して居る。

第四節 財團法人日本拓殖協會

設立の趣旨及沿革 我が國は耕地狹隘にして人口は逐年激増し而も國家の存立上必要なる資源は多く海外に依存するの已むなき状態である。之が爲國內に於ては動もすれば農村問題、失業問題、思想問題等の社會問題を誘發して國民生活の伸暢を阻害しつつある實情である。斯の如き状態に鑑み我國刻下の急務は、内外地を通じ帝國全版圖の眞に鞏固なる結合を實現すると共に、更に我が經濟的活動の領野を廣く海外に擴大して國力の平和的且經濟的發展を推進することではなければならぬ。之が爲我が國民一般の外地並に海外に對する認識を深めその氣宇を大にして海外進出に對する關心を高むる爲海外發展に關する強力なる綜合機關の設置が夙に識者の間に要望せられ來つたのである。拓務省に於ては早くより右の要望に基き財團法人日本拓殖協會設立の方針を確立して爾來之が實現に努め來つたのであるが、幸にして朝野各方面の援助を得ることとなり、昭和十二年十二月二十三日拓務大臣の設立許可を得るに至り同月二十九日設立登記完了し事業運營の緒に就くこととなつたのである。

本法人は當初數年間の計畫の下に拓殖博物館、拓殖圖書館を始め海外發展思想普及に關するあらゆる施設を網羅した一大綜合施設を完備して事業に着手する豫定であつたが、時局に鑑み物的施設の整備は之を後日に委ね、舊砲兵工廠跡に二階建五百坪の假事務所を建造し當面の急務たる國民の海外發展思想鼓吹に力を注ぐこととした。而して本法人の事業助成の爲、政府からは昭和十二年度に於て十萬圓、昭和十三年度及昭和十四年度に於て各四萬圓、昭和十五年度に於ては三萬八千圓の補助を受け更に昭和十六年に於ても同額補助金が交付せられる。事業の概要 本協會は、我が國民の海外發展を促進助長し併せて内外地間の精神的融和と經濟的緊密化とを一層完全ならしめ、我帝國國策の遂行に寄與するを以て目的とし、左の事業を行ふ。

- (一) 拓殖移民に關する智能の啓發と海外發展思想の普及並に外地事情の紹介宣傳其の他外地に對する知識の啓培
- (二) 拓殖博物館及拓殖圖書館の經營(企畫中)
- (三) 外地及海外各地の事情並に資源等の調査研究
- (四) 外地及海外拓殖並に渡航等に關する相談所の經營(未施設)
- (五) 月刊雜誌「海を越えて」、研究發表機關「季報」其の他拓殖圖書の刊行

本會役員

會長	永田秀次郎
副會長	北島謙次郎
理事	今村武志
理事	有賀光豊

九日、名稱も日本棉花栽培協會と改めるに至つた。

而して協會は其の基金を當初總額二百萬圓と豫定し、紡績棉花同業者、南滿洲鐵道株式會社及政府等の出捐に依ることとなつて居たが、爾來纖維資源確保の要愈々急なるものあるため、昭和十二年度より毎年の基金積立を中止し之に依り從來に於ける事業を一層擴充し、又必要に應じては現存の基金をも事業費に充當し事業遂行に萬遺憾なきを期してゐる。

事業の概要 協會は棉花栽培の指導獎勵並に棉花栽培者の福利を増進し、且棉花需給の圓滑を圖るを目的とし其の事業は寄附行爲に記載するところであるが、之を列擧すれば左の如くである。

一 棉花栽培の獎勵

二 棉花賣買の斡旋

三 品評會及講習會の開催

四 棉花及綿業に關する調査及研究

五 其の他の棉花及綿業に關する諸般の事項

協會は本部を東京(拓務省殖産局内)に置き事務を統轄し、朝鮮に於ては總督府の施設と相呼應し棉花増産計畫達成に努むる爲京城(朝鮮總督府農林局内)に支部を、臺灣に於ては朝鮮に於けると同様臺北(臺灣總督府殖産局内)に支部を設置し、又協會の事業達成の爲には大阪に於ける紡績棉花當業者と特に緊密な連絡を要するので大阪(綿業會館大日本紡績聯合會内)に支部を設置して其の事業を遂行してゐる。

而して滿洲國に於ける棉花獎勵事業は興農合作社の棉花事業に對し補助金を支出し其の事業を援助し、又關東州に

於ける棉花獎勵に關しては州内棉花獎勵機關たる滿洲棉花栽培協會を援助し、南洋群島に於ては南洋群島産業協會に補助金を支出して目的遂行を圖つてゐる。

次に支那に於ける棉花獎勵事業に關しては昭和十四年度より既定計畫に基き北支及中支に對し夫々本格的に實施することとなつた。即ち北支に於ては昭和十四年二月 日支合辦の形態を以て設立せられたる華北棉産改進會及中支に於ても北支同様の機構を以て設立せられたる華中棉産改進會を夫々現地に於ける具體的の實施機關たらしめ、日本側に於ては本協會より技術的並に財政的援助をなし以て支那に於る棉花増産計畫達成に萬遺憾なきを期して居る。

昭和十五年度に於ける事業概要を各地域別に示せば次の如くである。

朝鮮 朝鮮に於ては前年度同様棉花講習講話會、品評會、婦人共同耕作團設置、技術員委託養成、生産費調査、麥間作在來棉試驗委託及宣傳等の事業を實施して居る。

臺灣 臺灣に於ても前年度同様技術員養成及棉花多收競作會を實施して居る。

關東州 前年度同様委託採種圃設置、蚜蟲驅除獎勵、棉花技術員講習會及集團棉圃等の事業を滿洲棉花栽培協會を以て實施せしめてゐる。

滿洲國 前年度同様興農合作社經營の委託採種圃補助並に棉作品評會を開催せしめてゐる。

南洋群島 前年度同様南洋群島産業協會をしてヤップ、ボナベ、パラオ及本年度に設置したるサイパンの各島に棉花試作地を設置せしめて居る。

北支那 前年度同様華北棉産改進會の必要なる施設、即ち採種圃の設置、棉種子の配布及技術員の養成等の事業を行はしめてゐる。

中支那 前年度同様華中棉産改進會事業中特に必要なる施設、試作圃の設置、技術員の養成、棉種子の配布等の事業を行はしめてゐる。

第二 財団法人東亞綿羊協會 羊毛は棉花と共に國民生活の必需品なるのみならず、軍需品としても亦必須不可欠のものであるに拘はらず、我國に於ては地價の不廉、放牧適地の缺乏等に禍せられ、綿羊飼育は他の牧畜業に比し實に微々たるもので、従つて其の需要額二億封度、價額約二億圓の殆んど大部分が海外諸國よりの輸入に依存する外なき状態に洵に寒心に堪へざる所である。斯かる事態は國際貸借上は勿論現下の時局に鑑みる時は、一層その重大性を痛感せしむるものあり、一刻も早く我が經濟圏内に於ける羊毛の供給確保を策することは、國策上、方に焦眉の急務である。

然るに友邦滿洲國は、夙に綿羊飼育適地として知られ、國民亦古來綿羊の飼育に長じ、従つて滿洲に於ける綿羊の改良増殖獎勵は羊毛資源の開發と共に、他面日滿經濟提携の實踐具體化に資すること大なるは疑を容れないところである。我帝國領土内に於ても朝鮮殊に北鮮地方は綿羊の飼育地として有望視せらるゝ等の實情に鑑み昭和八年夏拓務省主催の下に開催された外地經濟懇談會羊毛紡績委員會に於て慎重審議の結果日本政府補助金、日本羊毛工業會及南滿洲鐵道株式會社其の他の民間有志の出捐を以て財団法人日滿綿羊協會を設立することし昭和九年四月十九日同協會の誕生を見るに至つた。

同協會は(一)綿羊の改良及増殖の獎勵、(二)生産羊毛の調査、紹介、通報及賣買の斡旋、(三)共進會及講習會の開催、(四)綿羊の改良及増殖に關する研究及調査、(五)其の他綿羊の改良増殖並に羊毛に關する諸般の事業を行ふを以て目的とし、現在滿洲國新京及朝鮮京城に支部を設け、前者に於ては滿洲國當局との密接なる連絡の下に、滿洲國の

綿羊改良事業に當り、後者に於ては朝鮮總督府の獎勵施設に呼應し之を側面より援助しつつある。

而して拓務省に於ては本事業の重要性を認め昭和九年度以來累年補助金を交付し來つたが、同協會の事業擴充に伴ひ昭和十二年度より毎年十五萬圓宛の補助を爲すこととなつた。而して軌近に於ける羊毛需給の現況と今次事業の進展に伴ひ協會事業の擴充を必須とする實情に鑑み事業區域の擴張を圖る爲、昭和十三年七月名稱を東亞綿羊協會と改稱し支那に於ける綿羊改良増殖事業の實施をも企圖することとした。

事業概要 同協會の事業目的に於ては前章に於て述べた通りであるが、現に實施しつつある事業として、最も主要なものは、滿洲邦人開拓團を中心とする綿羊の増殖改良及滿洲國龍爪に於ける協會直營牧場の經營である。即ち昭和九年以來同十五年迄に團に配布した綿羊總頭數はコリデル種牡羊九百八十頭、蒙古種牝羊一萬一千四百四十一頭であるが、之等コリデル種に依る蒙古在來種羊の改良に於ては銳意之が指導助長に努めた結果其の成績も頗る良好で蒙古在來種自體すらも體質、毛質共に改善せられてゐる。又昭和十二年度に於ては滿洲國東安省林口縣龍爪に地をトシ協會直營の牧場を新設し將來に於ける改良原種の獲得に對する不安の一掃に努めた。即ち同牧場は基礎牝羊五千頭を繋養する豫定を以て不取敢同年度に於てコリデル種牡九十四頭、コリデル種牝二千八百六十一頭を輸入し之に依りコリデル種の純系蕃殖を圖り、以て改良用種牡の供給を確保すると共に本牧場を中心とし開拓團綿羊飼育の指導誘掖に當り、向後二十五年後には二百萬頭、即ち一千四百萬封度の羊毛を供給せんとする計畫である。

其他前年に引續き實施しつつある講習會の開催、綿羊技術員の養成、滿洲産羊毛助工利用試験及朝鮮、滿洲國蒙疆地區及關東州に於ける綿羊改良事業に對する補助等の事業は何れも年を追うて益々良好なる成績を擧げてゐる。

就中綿羊飼育熱の勃興に伴ひ綿羊技術員の窮乏を告げ、本事業進展の阻害せらるること多きに鑑み、昭和十年度以

來之が養成に努めてゐるが、既に多數の修了生を出し斯業の第一線に立たしめてゐる。

一方支部に於ても亦夫々地方的特殊事情に應じて綿羊改良事業を行つてゐるが、滿洲支部に於ては農家の副業的羊毛皮加工技術の普及を圖るため、滿洲綿羊組合に對し羊毛皮加工事業費を補助し、斯業の發展に寄與してゐる。又朝鮮支部に於ても同様の趣旨の下にホームズパン展覽會の開催、種羊の購入配布、生産物の販賣斡旋、其他各種施設の助成等の事業を行つてゐる。

同協會は以上の外昭和九年以來引續き在奉天滿蒙毛織株式會社に委託し、滿洲産羊毛の利用方法に關する試験研究を行つてゐるが其の結果は將來に於ける滿洲産羊毛の利用に多大なる希望を期待せしむるものがある。

斯くの如く協會の事業の順調なる發展は延いて今後に於ける一大躍進を想はしむるものと謂はねばならぬ。

附 錄

拓務省官制 (昭和四年六月十日勅令第百五十二號)

第一條 拓務大臣ハ朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理シ東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監督ス

拓務大臣ハ涉外事項ニ關スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務竝ニ滿洲及支那以外ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ヲ管理ス

拓務大臣ハ前項ノ事務ニ付外務大臣ヲ經由シ領事官ヲ指揮監督ス

第二條 拓務省ニ左ノ一部及四局ヲ置ク

- 朝鮮部
- 管理局
- 殖産局
- 拓北局
- 拓南局

第三條 朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル

附 錄

第四條 朝鮮部ニ部長ヲ置ク拓務次官ヲ以テ之ニ充ツ拓務大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス
 第五條 管理局ニ於テハ他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ掌ル
 第六條 殖産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信及金融ニ關スル事務
- 二 東洋殖産株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事務
- 三 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

第六條ノ二、拓北局ニ於テハ滿洲其ノ他拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ニ關スル事務ヲ掌ル
 第七條 拓南局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務
- 二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

第七條ノ二、拓務省ニ拓南局參與ヲ置キ拓南局ノ局務ニ參與セシム
 拓南局參與ハ拓務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第八條 拓務書記官ハ專任十五人ヲ以テ定員トス
 第九條 拓務省ニ事務官專任十九人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
 第十條 拓務省ニ技師專任十四人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
 第十一條 拓務省ニ理事官專任六人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
 第十二條 拓務省ニ通譯官專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年勅令第七十九號及大正九年勅令第五百十號ハ之ヲ廢止ス

拓務部内臨時職員設置制 (昭和十三年五月十八日勅令第三百四十五號)

第一條 拓務省ニ左ノ職員ヲ置キ殖産局ニ屬セシム

- 一 時局ニ緊要ナル物資ノ需給ノ調整ニ關スル事務ニ從事スル者

書記官 專任一人

事務官 專任四人

屬 專任一人

二 物價統制ニ關スル事務ニ從事スル者

事務官 專任一人

理事官 專任一人

屬 專任三人

三 米穀統制ニ關スル事務ニ從事スル者

理事官 專任一人

屬 專任二人

四 羊毛資源ノ開發ニ關スル事務ニ從事スル者

技 師 專任一人

技 手 專任一人

五 交通及電力ノ動員ニ關スル事務ニ從事スル者

屬 專任二人

六 石炭ノ増産ニ關スル事務ニ從事スル者

事務官 專任一人

屬 專任一人

七 貿易ニ關スル事務ニ從事スル者

事務官 專任一人

屬 專任二人

第二條 拓務省ニ左ノ職員ヲ置キ拓北局ニ屬セシム

一 滿洲移植民ノ指導監督ニ關スル事務ニ從事スル者

書記官 專任一人

事務官 專任六人 (内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)

技 師 專任五人

理事官 專任三人

屬 專任三十四人

技 手 專任十七人

前項ノ書記官、事務官、技師又ハ理事官ハ通ジテ六人ヲ限り之ヲ滿洲開拓青年義勇隊訓練本部ノ業務ニ從事セシムルコトヲ得

二 滿洲ニ於ケル移住地調査ニ關スル事務ニ從事スル者

技 師 專任三人

技 手 專任七人

三 移植民ニ關スル調査及企畫ニ關スル事務ニ從事スル者

事務官 專任一人

技 師 專任一人

屬 專任二人

技 手 專任二人

通譯生 專任一人

四 中小商工業者ノ滿洲ヘノ移住ニ關スル事務ニ従事スル者

事務官 專任一人

屬 專任一人

技手 專任一人

第二條ノ二 移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル調査及企畫ニ關スル事務ニ従事セシムル爲拓務省ニ左ノ職員ヲ置キ拓南局ニ屬セシム

事務官 專任二人

技師 專任一人

屬 專任三人

技手 專任二人

通譯生 專任一人

第三條 拓務省ニ左ノ職員ヲ置キ管理局ニ屬セシム

一 勞務ノ需給ノ調整ニ關スル事務ニ従事スル者

事務官 專任一人

屬 專任三人

二 國土計畫ノ設定上必要ナル調査連絡ニ關スル事務ニ従事スル者

事務官 專任一人

屬 專任一人

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

拓務省分課規程

第一條 大臣官房ニ秘書課、文書課及會計課ヲ置ク

第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ關スル事項

二 官吏ノ進退身分ニ關スル事項

三 敘位敘勳及褒賞ニ關スル事項

四 儀式典禮ニ關スル事項

五 大臣、次官ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項

第三條 文書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 文書ノ接受、配付、發送、編纂及保存ニ關スル事項

二 文書ノ審査及進達ニ關スル事項

三 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項

四 圖書及印刷物ニ關スル事項

- 五 翻譯ニ關スル事項
 - 六 官報掲載ニ關スル事項
 - 七 情報ニ關スル事項
 - 八 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル統轄事項
 - 九 海外拓殖調査會ニ關スル事項
 - 十 宿直ニ關スル事項
 - 十一 他部局課ノ主管ニ屬セザル事項
- 第四條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 一般會計ノ豫算決算及經理ニ關スル事項
 - 二 一般會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項
 - 三 一般會計ノ監査ニ關スル事項
 - 四 營繕ニ關スル事項
 - 五 防空ニ關スル事項
 - 六 備人ニ關スル事項
 - 七 廠中取締ニ關スル事項
- 第五條 朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六條 管理局ニ於テハ他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ掌ル

- 第七條 管理局ニ行政課、財政課及警務課ヲ置ク
- 第八條 行政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 地方行政ニ關スル事項
 - 二 土地及土木ニ關スル事項
 - 三 教育ニ關スル事項
 - 四 社寺宗教ニ關スル事項
 - 五 氣象ニ關スル事項
 - 六 社會ニ關スル事項
 - 七 國土計畫ニ關スル事項
 - 八 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項
- 第九條 財政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 特別會計ノ豫算決算及經理ニ關スル事項
 - 二 特別會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項
 - 三 特別會計ノ監査ニ關スル事項
 - 四 租稅及專賣ニ關スル事項
- 第十條 警務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 警察ニ關スル事項

- 二 防空ニ關スル事項
- 三 衛生ニ關スル事項
- 四 兵事ニ關スル事項
- 五 外事ニ關スル事項
- 六 法務ニ關スル事項
- 七 勞務ニ關スル事項

第十一條 殖産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信及金融ニ關スル事項
- 二 東洋拓殖株式會社及樺太開發株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

第十二條 殖産局ニ總務課、農林課、商工課及鑛務課ヲ置ク

第十三條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 局内各課事務ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二 金融及保險ニ關スル事項
- 三 貿易及爲替ニ關スル事項
- 四 物價ニ關スル事項
- 五 東洋拓殖株式會社及樺太開發株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

六 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第十四條 農林課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 農業及畜産業ニ關スル事項
- 二 米穀ニ關スル事項
- 三 肥料ニ關スル事項
- 四 林業ニ關スル事項

第十五條 商工課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 商業及工業ニ關スル事項
- 二 水産業ニ關スル事項
- 三 交通及通信ニ關スル事項
- 四 電力ニ關スル事項

第十六條 鑛務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 物資動員及生産力擴充ニ關スル統轄事項
- 二 鑛業ニ關スル事項
- 三 鐵鋼、非鐵金屬、燃料及機械ニ關スル事項

第十七條 拓北局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 滿洲其ノ他拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ニ關スル事項

二 滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

第十八條 拓北局ニ監理課、開拓課、青年課及輔導課ヲ置ク

第十九條 監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 局内各課事務ノ連絡調整ニ關スル事項

二 滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

三 滿洲拓植委員會ニ關スル事項

四 滿洲開拓青年義勇隊訓練本部ニ關スル事項

五 移植民團體ノ指導及助成ニ關スル事項

六 移植民ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項

七 開拓地調査ニ關スル事項

八 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十條 開拓課ニ於テハ滿洲開拓青年義勇隊ヲ除ク滿洲開拓民ニ關スル宣傳、募集、訓練、送出、助成及保護ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十一條 青年課ニ於テハ滿洲開拓青年義勇隊ニ關スル宣傳、募集、訓練、送出、助成及保護ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十二條 輔導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 滿洲開拓民ノ指導員ニ關スル事項

二 女子ニ對スル滿洲開拓思想ノ啓蒙宣傳ニ關スル事項

三 滿洲開拓勤勞奉仕ニ關スル事項

四 滿洲開拓民ニ關スル一般的厚生保護施設ニ關スル事項

第二十三條 拓南局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事項

二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

三 臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社及日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

第二十四條 拓南局ニ企畫課、事業課及拓殖課ヲ置ク

第二十五條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 局内各課事務ノ連絡調整ニ關スル事項

二 移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項

三 臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社及日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

四 海外拓殖事業ノ物資ノ供給ノ調整ニ關スル事項

五 中南米方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

六 中南米方面ニ於ケル移植民團體ノ指導及助成ニ關スル事項

七 海外移住組合及同聯合會ニ關スル事項

八 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十六條 事業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 南洋及中南米方面ニ於ケル邦人ノ鑛業、水産業、商業及工業ニ關スル事項
 - 二 企畫課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外前號ノ拓殖事業ニ關スル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項
 - 三 第一號ニ關スル民間團體ノ指導及助成ニ關スル事項
 - 四 南洋方面ニ於ケル拓殖事業ニ從事スベキ人材ノ鍊成ニ關スル事項
- 第二十七條 拓殖課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 南洋及中南米方面ニ於ケル邦人ノ農業及林業ニ關スル事項
 - 二 企畫課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外前號ノ拓殖事業ニ關スル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項
 - 三 第一號ニ關スル民間團體ノ指導及助成ニ關スル事項

海外拓殖調査會官制 (昭和十四年八月二日勅令第五百二十五號)

- 第一條 海外拓殖調査會ハ拓務大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
- 調査會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第二條 調査會ハ會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 會長ハ拓務大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 委員及臨時委員ハ拓務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

- 第四條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 會長事故アルトキハ拓務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 調査會ニ幹事長及幹事ヲ置ク拓務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 幹事長ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス
- 幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 幹事長及幹事ハ臨時上司ノ命ヲ承ケ第一條ノ事項ノ調査ニ從事ス
- 第六條 調査會ニ書記ヲ置ク拓務大臣之ヲ命ズ
- 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海外拓殖委員會官制ハ之ヲ廢止ス

二	廣田	
永田秀次郎 二三九—二三三	男	
稻田昌植 二二五—二二一		
入江海平 二〇二九—二五二四		
林路一 二〇二五—二二二四		
事務取扱 入江海平		萩原彦三 二〇二四—二九二九
		二一〇—六

歴代拓務省首長部一覽表

(○印ハ兼任ヲ示ス)

内閣大臣	田中義一 四六〇一四七三	次官 (朝鮮部長)	小村欣一 四六〇一五二二	参事官	武富 濟 四七五—六四二五	管理局長	成毛基雄 四六〇一四七九	殖産局長	殖田俊吉 四六〇一六五八	拓北局長 (△印ハ拓務局長)	拓南局長 (△印ハ拓殖調査部長)
若次 槻	原 脩次郎 六四四—六六〇 若 槻 次郎 六九〇—六二二		小 村 欣一 四六〇一五二二	杉 浦 武雄 六四二—六二二	牧 野 駿 男 六二二—七二七	生 駒 高 常 四七九—一〇一五		田 原 和 男 六五八—六二二 阪 谷 希 一 六二二—七二二	田 原 和 男 六五八—六二二 郡 山 智 四六〇—九七〇		
犬 養	秦 豊 助 六二二—七五二			牧 野 駿 男 六二二—七二七				北 島 謙 次郎 七二二—二九二			
齋 藤	永 井 柳 太 郎 七五二—九七八		河 田 烈 七五二—九七八	木 村 小 左 衛 門 七六一—九七九							
岡 田	岡 田 啓 介 九七八—九〇三		野 上 貞 二 九七〇—一〇一九	手 代 木 隆 吉 九七九—九〇六							
廣 田	永 田 秀 次 郎 二二九—三三三		入 江 海 平 一〇一九—二二二	林 路 一 二二二—二二二							
林	結 城 豊 太 郎 三三三—三六四			伊 禮 肇 三六四—二一九							
近 衛	大 谷 尊 由 三六四—三六五			伊 禮 肇 三六四—二一九							
平 沼	八 田 嘉 明 三六五—三六五			江 藤 源 九 郎 二一九—二一九							

○八田嘉明 寺田市正 萩原彦三 林路一 植居俊一 安井誠一郎
 ○近衛文麿 八角三郎 萩原彦三 伊礼肇 植居俊一 安井誠一郎
 ○田中義一 小村欣一 成毛基雄 殖田俊吉 郡山智
 ○若槻次郎 小村欣一 成毛基雄 殖田俊吉 郡山智
 ○秦豊助 小村欣一 成毛基雄 殖田俊吉 郡山智
 ○永井柳太郎 小村欣一 成毛基雄 殖田俊吉 郡山智
 ○岡田啓介 小村欣一 成毛基雄 殖田俊吉 郡山智
 ○永田秀次郎 小村欣一 成毛基雄 殖田俊吉 郡山智
 ○結城豊太郎 小村欣一 成毛基雄 殖田俊吉 郡山智
 ○大谷尊由 小村欣一 成毛基雄 殖田俊吉 郡山智
 ○八田嘉明 小村欣一 成毛基雄 殖田俊吉 郡山智

	明石元二郎 十六六八〇三
	下村 八〇〇一〇十二
	○ 大正手 中七一二二
	× 男 八三三三三

昭和十六年九月二十三日印刷
昭和十六年九月二十五日發行

拓務大臣官房文書課編纂

定價金貳圓五拾錢
送料十錢
但外地三十四錢

發行人 高橋南山
東京市小石川區春日町一ノ一〇

印刷人 杉田彌太郎
東京市麹町區麹町五丁目二番地

印刷所 杉田屋印刷所
電話九段(33) 一〇五七四番 一九七五番
二〇〇三番 二八四三番

發行所 財團法人日本拓殖協會
東京市小石川區春日町一ノ一〇

電話小石川(85) 四四七七
三三八九七一
編發東京一四三三五〇番

12/T-1

